排水機排水量並揚程

排水機の設置によつて、水腐湿潤の低地が一躍禾穀穰々たる美田と化したことは、事業前後地積比較表の示すところによつても一目瞭然であるが、以下排水機の排水量並に揚程について少し述べることゝする。

本組合の受水面積は七千四百八十七町二十二歩で、排水區劃を左の五區としたのである。即ち

大　　郷	六百六町五反歩
根　岸　郷	九百七十六町七畝二十三歩
鷲ノ木郷	八百二十三町四反七畝二歩
臼　井　郷	五百七十五町一反二畝十五歩
白　根　郷	四千五百五町八反三畝十二歩

以上の內、大郷は既に述べたる如く、明治三十九年逸早く排水機を完成し、根岸郷は明治四十年設置を了し、殘る三區が新しく計畫されたのである。

鷲ノ木郷排水機能

鷲ノ木郷は本縣下でも有名な湛水地で、排水情態の現在は、この鄉の東北部舊笠巻川に設けられた水門から本組合の惡水幹線たる大通川に合し、鷲ノ木水門を經て信濃川に排水するのであるが、信濃川の水位高く、鷲ノ木水門は閉塞の時多く、偶々鷲ノ木水門の開放時と雖も、大通川は上方部落の惡水のために水位を高め、舊笠巻川の水門の開放を見るに至らずして、再び鷲ノ木水門を閉塞せざるを得ざる場合が多いのである。故に夏期の旱天數旬に渉り、信濃川枯渇して水位が非常に減じ水門全部の開放を見る時あるも、この鄉に於ては僅に高地の湛水を排除するに止り、低地は依然として湛水を悉く排除し得ざる有様である。

本鄉內の受水全面積八百二十三町四反七畝二歩の內、田、池沼、水路、原野（本鄉の原野は凡て葦生地で水面である。排水計畫實行の後は田地に開墾し得る）、堤防の如き陸面積は二百九十一町六反五畝歩である。

は水面地五百三十一町八反六畝二十七歩、畑、宅地、山林、道路、

本鄉排水機の排水量は、水面地で厚さ一寸、陸地で五分（流れて水面地に入るもの）を一日間に排水し蓋すの目的で、ほかに水面地全體に厚さ一分の外水滲透量を加算した。笠巻川を以て境界する部分は堤敷極めて廣く、總て宅地續であるから水量の滲透は無いが、大通川並に常下江を以て堺とする西方一帶は堤敷狹隘にして排水を實行した後も尙水位に一尺九寸の差があるので、幾分の滲透量を加算し、一分を加算することが安全の策であるので、以上の目的のもとに設計したものである。

臼井郷排水機能

本鄉は、中央部が低く、周圍が高く、完全な水腐地たるべき地形である。現今に於ける排水狀態は本鄉の中央を流れる常下江から、悪水吐の幹線たる大通川に合し、鷲ノ木水門から信濃川に排水するのであるが、信濃川の水位が常に高く、鷲ノ木水門の閉鎖の日が永く續き、從つて大通川の水位は高まり、耕地は爲に湛水の害を被むるのである。

本鄉の最高地は海面上八尺二寸五分、最低地は同四尺二寸四分、その差は四尺〇寸一分で、受水面積は五百七十五町一反二畝十五歩、內田水路の如き水面地四百五十二町五畝二十一歩、畑、宅地、原野、道路、堤防の如き陸地

百廿三町六畝廿四歩である。然るに本郷排水機の排水量は水面地に於て、厚さ一寸陸地に於て厚さ五分流れて水面地に入るものを一日間に排水し盡すの目的で、本郷の東方一帶信濃川に面する部分に於て、極めて僅少の外水滲透量あるも、堤防附近は畑若くは宅地で殆んど算入すべき程の分量を認めず、故に蒸發量と相殺して、一日間の排水量を五百五十四萬六千七百八十三立方尺即ち一秒時にして六十四立方尺二分の計算の下に設計したものである。

白根郷の排水機能

白根郷は本組合排水區劃中、最大面積を有し、南北四里餘に亘り、上方部から流送の悪水は幹線大通川に集注するものであるが、上方部落多數の水路は大概用悪水の兼用で、舊來の慣行は板堰、底樋等の制限があつて、悪水の疏通甚だ不充分で、海面上九尺の耕地でさへも尚湛水の害を免かれ得なかつたのである。加ふるに鷲ノ木水門は、既往の經驗からは、二十日以上も閉塞が連續し、大通川の水位は海面上七尺以上となり、縣道小須戸線以北の耕地は、排水の途全く杜絶され、連年被害少なからざるものがあつた。故に排水機の力を藉りて悪水を排除すると共に、上方部落からの連絡、東西兩水路其他の排水路を新設して悪水の疏通を計畫したわけである。

本組合に於て、排水機設置費及附帶事業費支辨のため金四拾參萬圓の起債をする方針によつて立案計畫されたが、再三の詮議を經て、金參拾五萬壹千五百圓だけ政府の地方低利債を仰ぐことに決し、借入の條件、償還額を次の如く決議したのである。

新飯田村外十箇町村普通水利組合起債方法決議書

本組合に於てハ排水機設置費及附帶事業費支辨のため、左記各條により金參拾五萬壹千五百圓の公債を起すものとす。

第一條　公債は大正元年度に於て、監督官廳の許可を得たる上、政府の地方低利貸付資金中より借入るゝものとす

第二條　公債は大正元年度は之を据置き、大正二年度より十九箇年賦を以て、別紙償還年次表の通り、元利合計均等の償還をなすものとす。

但据置年度内は利子のみを支拂ふものとす。

第三條　償還年額は之を二分して、毎年度九月及三月の兩期に於て仕拂ふものとす。

第四條　公債の利率は据置年度中及償還年度中共五朱三厘とす。

第五條　公債は他より低利の借入をなし得る場合は其低利のものと借替をなし又は經濟上の都合により繰上げ償還を爲し、償年限を短縮することを得

第六條　公債償還費は毎年度組合費を以て之を支辨す。

以　上

公債償還年次表

年度	月	元金	利子	合計
大正元	三月	—	—	一、三七八、〇七〇
二	九月	五、五八五、三四〇	九、三一四、七五〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	五、五八五、三五〇	九、三一四、七五〇	一四、九〇〇、一〇〇
三	九月	五、八八一、三七〇	九、〇一八、七二〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	五、八八一、三七〇	九、〇一八、七三〇	一四、九〇〇、一〇〇
四	九月	六、一九三、〇八〇	八、七〇七、〇一〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	六、一九三、〇八〇	八、七〇七、〇二〇	一四、九〇〇、一〇〇
五	九月	六、五二一、三一〇	八、三七八、七八〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	六、五二一、三二〇	八、三七八、七八〇	一四、九〇〇、一〇〇
六	九月	六、八六六、九四〇	八、〇三三、一五〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	六、八六六、九五〇	八、〇三三、一五〇	一四、九〇〇、一〇〇
七	九月	七、二三〇、八九〇	七、六六九、二〇〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	七、二三〇、八九〇	七、六六九、二一〇	一四、九〇〇、一〇〇
八	九月	七、六一四、一三〇	七、二八五、九六〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	七、六一四、一三〇	七、二八五、九七〇	一四、九〇〇、一〇〇
九	九月	八、〇一七、六七〇	六、八八二、四二〇	一四、九〇〇、〇七〇
	三月	八、〇一七、六八〇	六、八八二、四二〇	一四、九〇〇、一〇〇
一〇	九月	八、四四二、六一〇	六、四五七、四八〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	八、四四二、六二〇	六、四五七、四八〇	一四、九〇〇、一〇〇
一一	九月	八、八九〇、〇七〇	六、〇一〇、〇二〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	八、八九〇、〇八〇	六、〇一〇、〇二〇	一四、九〇〇、一〇〇
一二	九月	九、三六一、二四〇	五、五三八、八五〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	九、三六一、二五〇	五、五三八、八五〇	一四、九〇〇、一〇〇
一三	九月	九、八五七、三九〇	五、〇四二、七〇〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	九、八五七、三九〇	五、〇四二、七一〇	一四、九〇〇、一〇〇
一四	九月	一〇、三七九、八三〇	四、五二〇、二六〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	一〇、三七九、八四〇	四、五二〇、二六〇	一四、九〇〇、一〇〇
一五	九月	一〇、九二九、九六〇	三、九七〇、一三〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	一〇、九二九、九七〇	三、九七〇、一三〇	一四、九〇〇、一〇〇
一六	九月	一一、五〇九、二五〇	三、三九〇、八四〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	一一、五〇九、二六〇	三、三九〇、八四〇	一四、九〇〇、一〇〇
一七	九月	一二、一一九、二四〇	二、七八〇、八五〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	一二、一一九、二五〇	二、七八〇、八五〇	一四、九〇〇、一〇〇
一八	九月	一二、七六一、五六〇	二、一三八、五三〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	一二、七六一、五七〇	二、一三八、五三〇	一四、九〇〇、一〇〇
一九	九月	一三、四三七、九二〇	一、四六二、一七〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	一三、四三七、九三〇	一、四六二、一七〇	一四、九〇〇、一〇〇
二〇	九月	一四、一五〇、一三〇	七四九、九六〇	一四、九〇〇、〇九〇
	三月	一四、一五〇、一四〇	七四九、九六〇	一四、九〇〇、一〇〇

計	三三一、五〇〇、〇〇〇	二四、七〇三、六一〇	三五七、三八一、六八〇

大郷村外一箇村の排水事業統一につき、大郷村長からの請願があつた。即ち

大郷村外一箇村の排水事業統一につき請願

請　願

今般貴組合に於て、大排水事業計畫を實施せられ、啻に其自然排水の方法を改善せらるゝのみならず、各處に排水機を新設し、或は既設排水機を買收する等、區域内の統一を圖り、以て根本的治水の策を斷行せられたるは、地方人民の實に慶福とするところに有之候。然るに等しく貴組合區域中に在りながら、獨り本組合のみに限り、之が統一に洩るゝは如何の次第に御座候や、本組合は去る三十九年排水機を設置し、爾來獨力經營致し來り候も、今や已に同一機械も其數多く、殊に自然排水の關係に付ても亦離るべからざる因緣の結ばれつゝあるを以て、何卒相當方法を以て、本組合排水機も亦共に倶に其管理經營を同うせられ候樣、御措置相仰ぎ度、如此にして始めて貴組合區域内全部眞の統一を見るを得べく、又我が十九大區郷將來永遠に圓滿なる輯睦をも期待し得らるべくと被存候條、幸に願意御採納あらんことを、玆に組合會の決議を以て請願候也。

大正元年九月二十一日

大郷村外一箇村普通水利組合管理者

大郷村長　遠藤傳平

管理者　四戸梅太郎殿

白蓮郷排水機特設問題

本組合は如上の請願に接し、曩に大郷村外一箇村普通水利組合との間に締結した契約に基いて、組合經費負擔の方法に關し、更に左の如き協定を爲さんと欲し、組合の決議を求めることゝなつた。

第一條　大郷村外一箇村普通水利組合に對する本組合の經費、既往五箇年間の平均負擔歩合を以て、今回改正の本組合等級個數を定め、左の各條に依り處理するものとす。

第二條　今回の計畫に係る新事業費並に將來之に伴ふ費用は、第　條の負擔個數に依り徴收すと雖も、同村大字赤濊地籍にして、他村への飛地に對する負擔額の外は、毎年度本組合より、大郷村外　箇村普通水利組合へ交付するものとす。

第三條　前條以外に係る本組合費は、舊債償還に對する負擔額並に同村大字赤濊の地籍にして、他村への飛地に對する負擔額を除くの外、二分の　額を毎年本組合より大郷村外一箇村普通水利組合へ交付するものとす。

以　上

本組合は請願に接し、協定條件を定め、此際同組合の設置に係る大郷村外一箇村の既設排水機の管理經營を本組合に移し、以て全郷の統一を圖るは、全郷を以て一區域とせんとする本組合の見地からも、萬難を排して斷然之れが統一を策するが將來永久に裨益大なるものありとして、四戸管理者は本組合會に諮り、決議の上は之れが統一上から來る、組合の經濟關係に就き、近く調査を遂げ、具體案を作成して、更に商議せんことを諮問した。

大郷村外一箇村排水機買收問題と相前後して、白蓮郷排水機特設問題が審議され、左記の契約のもとに決議。愈

々全郷統一の實現を見るに至つた。

第一條　事業負擔の方法

本組合事業費一箇當りの金額を、白蓮郷事業費一箇當りの金額とを對照して、本組合の率より白蓮郷の率が高き場合に於ては、其差額を白蓮郷の總個數に乘じて得たる總金額を白蓮郷に於て負擔すること。

第二條　白蓮郷個數決定の方法

白蓮郷水利組合に於ては、其排水區域全部に亘り、關渉區域の擴張を爲さんと欲する計畫なるを以て、其個數の決定を爲すには、法定の手續を經て、本縣知事の許可を得たる區域反別に依り、個數を定むべきものとす。

第三條　經常費負擔の方法

白蓮郷に關する經常費は、別に精算の方法を設け、第一條事業費負擔の方法に準じ、其過分の金額は白蓮郷に於て負擔するものとす。

通但、本條事業費以外、本組合經費は此限にあらず。

第四條　萬一豫定通、區域の擴張を爲し得ざる場合に於ては、第一條並に第二條の負擔は、現在せる白蓮郷の普水利組合に於て、其義務を負ふものとす。

排水機及排水路並に附帶事業竣功式

明治四十三年排水機設置の議を決し、翌四十四年工を起したる事業及東西二線を開鑿して排水の幹線となさんとしたる大事業も、總てが全部完成を告げんとし、こゝに本郷百年の宿志を貫徹したるは、郷民の等しく慶賀措く能はざるところである。依つて五月二十日を期し、竣工式を擧行し、功勞者へは夫々感謝の意を、又故人となりたる功勞者には弔慰を捧げんため、經費金千圓を滿場異議なく可決した。之が經費豫算の内譯は

㈠　竣工式費豫算

一金千圓

内譯

金參百七拾五圓	宴會費
來賓百五十人一人金貳圓參拾錢	
金百五拾圓	式場小屋掛費
金百五拾圓	印刷物費
金七拾五圓	來賓優待費
汽船借上げ並に特別來賓優待費	
金貳百五拾圓	雜費一切
以上	

㈡

工事期間滿一箇年を要した大事業も、何等の支障なく無事成功を見たるは、偏に關係者の熱心なる盡力の結果に

外ならないのである。依つて竣功式の擧行を期として特に功勞者に對し、左記の通り本會は感謝の微意を表せんことを決議し、當該經費は大正元年度經濟から支出するに決した。

一金參百圓	新潟鐵工所
一金參百圓	樫木吉太郎
一金五百圓	技術者へ慰勞
一金百圓	委員長故須藤時俊弔祭料
一金百圓	副委員長　小池新三郎へ金盃贈呈
一金百圓	臨時委員九名へ記念品代
一金貳百圓	事務員以下へ慰勞金
一金貳千五百圓	管理者四戸郡長へ慰勞
一金七百圓	久保田郡書記へ慰勞金
計金　四千八百圓	

排水事業費起債

排水事業費起債

大正三年三月二十八日排水事業費に充つるた、貳萬六千八百圓の起債をした。利率日歩二錢八厘以内。借入の期日は債主と交渉の上にて決することゝした。

堤防々禦費申請並に規定

臼井村より堤防々禦費支出方申請につき諮問

大正三年四月八日

前年八月二十八日大洪水に際し、信濃川通臼井村臼井排水機設置場より洩水、堤防危險を感じたるを以て、全力を擧げ防禦に力め、幸にその慘禍を免れ得たが、之に要せし防禦費金貳百四拾八圓九拾四錢貳厘の支出方につき臼井村長からの申請があり、右は組合管理の各排水機場防禦の上から將來の例ともなり、又その費用の負擔についても前例を爲すものであるから、管理者の諮問となつたものであるが、組合會は之を支辨することが然る可きであるとして可決の上答申し、尙次の如き規定を決議した。

排水機械場先並に煉瓦水門防禦に關する規定

一、洪水の場合、排水機械場先堤塘並に東西煉瓦水門の防禦に要したる費用は、本組合費を以て之を支辨す。其應急復舊に要したる費用に就きても亦同じ。

但組合費を以てするは、物件設置の爲め占用する部分に起りたる災害に限るものとす。

組合事務管理に關する議決

組合事務管理に關する決議

大正四年二月二十四日

本組合は本鄕の惡水排除の目的を以て、一致團結して能く共同水利の實を擧ぐるに苦心焦慮せしこと玆に年あり、漸くにして先年排水機を設置し、同時に水路の改良も成り、今や本鄕治水の大目的が玆に達成を見たことは組合員

一同の慶福とするところであり、臨時大事業の整理も大略完了し、年々の歳計は殆んど其額を豫定し得るに至り、實に本鄕治水上の一大段落とも謂ふ可きである。依つて將來の組合事務經營上に關し、左記の大綱を決議し置き、準據の基本とした。

一、排水機械並に外水に備ふる水門設備等のため、臨時費用を要する場合の外、年々の歳計は負擔拾萬圓を越えざる程度に於て豫算を定むる事。

二、部分的の悪水排除等は、地元經營に屬し、固より本組合の目的とする處にあらず。各一小地區の湛水整理、水路の管理經營までも、全部本組合の經營に移すが如きは其本來の目的にあらざるのみならず、此の如きは全鄕全部に亘る水利を總て本組合に於て管理經營するが如き事とならんか、組合は將來經營上に於て、到底其自滅を免れざるを虞れざるを得ず。依つて現在管理所屬を決定したる以外に於て、新に營造物を增加せざる事。

三、治水上に關し、本組合と從來契約又は決議あるもの丶外は、絕對に其關係を認めざると共に、本決議以前に於ける事實を以て將來補助補償等の請求は一切之に與らざるものとす。

大正四年二月二十四日

助右衛門堀浚渫

助右衛門堀浚渫決議

白根町舊淨樂寺經營に依る助右衛門堀支配の耕地たる概ね低地にして、殊に中央部の低窪甚しきために、其江堀も中央部低く、頭尾高く、意の如く悪水排除の目的を達し得ざるため、一朝降雨期に入らんか、稻禾水底に沒し、既に數年に亘つて秋收を失ふの慘害を見たのである。是れ江筋の浚渫十分ならざるに因るのでもあらうが、一面には大通川の川底高く、其流送力の未だ十分ならぬところから、本江筋も之がために抑制を受ける場合が多い。依て大通川の浚渫は本組合の根本事業として、河身の浚渫施行中であるが、急遽その完成は望み得ない。然るに本鄕の耕地は前記の狀態で、一面輕からざる負擔をしてゐるのである。共同事業の性質からも誠に堪然に堪へぬものがある。依つて今時に限り高井道下大通川迄深さ約一尺五寸の床掘下げを爲すがために、之が經費九百拾參圓六拾錢を所要すとの說明があつて可決。

大正五年二月二十二日

組合議員數改正

組合會議員數改正建議

組合會議員の數は、明治二十六年大鄕村外八十一箇町村水利土功會當時水利組合條例の頒布の際、同條例に基き編成された儘で、今日依然として舊態を墨守するは甚だ時代の進步に添はざるの憾みがある。本組合は大正元年に於て、本鄕の大革新を斷行し、大排水事業を計畫し、地形を參酌して適宜排水機を設置し、同時に組合規約を改正して、鄕内の統一を計り、水利の目的を達成して今日に至つた譯であるが、管理者は宜しく議員の適正なる配置方法を考慮し、適正なる改正案を發案し、次期改選より實施されんことを希望すると。之が建議者は古田彌太郎、遠藤久三郎、眞柄敏太郎、渡邊德五郎の四議員であり、管理者は翌二十三日の會議に組合會規約第四條を改正し、議員の定數を五名增加、二十七名となし、次期改選より實施すべく可決した。

選擧區	區域	議員數	選擧區	區域	議員數
第一區	新飯田村	一人	第二區	須田村	二人
第三區	庄瀨村	三人	第四區	臼井村	二人
第五區	大鄕村（曾野木村飛地）	二人	第六區	鷲卷村	四人
第七區	根岸村	五人	第八區	白根町	三人
第九區	小林村	三人	第十區	茨曾根村	二人

計　二十七人

洪水時の制水設備の建議

洪水時に於ける制水設備につき建議

大正五年二月二十五日

新飯田村外十箇村普通水利組合の諸水路は、大正元年度に於て、大排水事業を起し、各地に機水機を設置し、是に關聯して新規に東西兩線を開鑿し、鄕內一般の排水方法は機械排水又は天然排水に依り、殆んど完備せるに近きも、一朝洪水に際會せんか、天然排水は止まり、排水機運轉は其總力を擧げて新水路から惡水を流下し、之れがため大通川の氾濫を來たし堤防に危險を生じ、或は耕地に滲水の侵入するなきを保し難い。故に排水機設置以前に於て舊西線の如き、僅に幅九尺位の水路でさへも、防水には相當の困難があり、爲に神屋段堰を設置し、制水の方法を講じ、鄕內下部との均衡を保有せし事例もあり、事業完成後の今日なれども、若し萬一前陳の如き洪水に際し、機械力も尙及ばざる場合、鄕內下部の滞水を避くべき方法として現在の用水堰を利用し、臨機の處置を執り得るやう適當なる制水設備をなし、眞に全鄕が利害を共同にするの實を擧げ、益和衷協同を厚うするは、最も治水の本旨に適するものと信ずると云ふので、建議者は古田彌太郞、遠藤久三郞、渡邊德五郞、眞柄敏太郞、中山東吾、外川助二の六議員である。

大通川縣下改修河川の豫定內

縣下改修河川の豫定內に大通川入る

大正五年十一月十八日

本縣では縣下の各河川に對し、根本的治水大計畫を樹立し、各河川の改修を實施し、積年の水害を除去せんとするに當り、改修豫定河川は四十五線で、本組合の大通川も亦其範圍內に加はつたのであるが、抑も大通川改修の必要は本組合の夙に認むるところで、既に大正元年排水大工事施行の際に於て、是が計畫の端を開き、爾來年々應急工事を施しつゝあるの事實なるを以て、此際本川改修の速成を本縣に請願し、同時に地元負擔の出金は、本縣の命令次第直ちに支出すべきことを決議した。

白根鄕排水機破損

白根鄕櫪木式排水機破損修繕

大正五年十二月二十九日

今夏に於ける甚しき降雨の爲に、白根鄕櫪木式排水機は惡水排除に全力を傾注すること連續一箇月、晝夜間斷なき運轉の結果、水車の一部に損傷を生じ、當時應急の修理を加へたるも、更に本縣檢查員の實地檢查に依れば、將

來之が完全なる運轉を所期するがためには、尚十分なる修理を要するとの事につき、冬季の時機を利用し修繕せんことを決議し、然して是が工事費壹萬參千四百圓はとりあへず組合債を起し豫算の追加更正をも併せて承認を得た。

大通川改修工事寄付金

大通川改修工事寄附金

同　年同　月同　日

本縣に於て六萬餘圓の豫算を以て、大正六年度から大通川改修工事に着手されたのであるが、同年度の事業は種々なる支障ありて豫期の如く進捗せず、大正七年度より大々的に進捗を期圖する計畫であるので、本組合は大正七年度に於て六千六百七圓の寄附をした。元來本工事により直接の利益を受けるのは、大通川水害豫防組合（根岸、鷲巻兩村の設置）ではあるが、兩村の位置は本組合唯一の排水路たる同川の下流に位置し、常に湛水に苦しみ、一朝降雨の場合は、上流各町村の悪水を一時に受けるため、往々にして堤防崩壊し、收穫皆無に歸し、損害の容易ならぬものがある。然しながら、本組合が之より受ける利益も決して少小ではないのである。依つて最初は本工事の請求者たる大通川水害豫防組合で寄附行爲をなし、本組合は補償の意味で參千七百五拾圓を寄附せんことを附議したのであるが、改修工事に關する權利義務を一切本組合に移管し、直接本組合が納付すべきであるとの説が多數で、それに決定を見たわけである。尚大正八九年度分は參千參百九拾四圓に更正許可を得た。

組合名の改稱問題

組合名の改稱問題

大正九年六月二十二、二十三日

本組合名即ち新飯田村外十箇町村普通水利組合を、白根鄕普通水利組合と改稱せんとの理事者の發議があつたが、

歴史尊重の意味に於て、十九大區の名を冠するが宜しからん等の説もあり、所論區々として纏らず、遂に理事者は撤回するに至つた。因に改稱の發案の趣旨は事務簡捷上最も簡單なる「白根」の名を冠せんとするの意圖に存したのであつたが、未だその機會の到來せざりしは遺憾であつた。

排水機を電力に改良

排水機電力改良案

大正十年六月十四日

本案につき臨時會を白根町治水事務所に於て開き、協議の決果七名の委員を擧げ調査すべきことを決議した。

臨時調査委員氏名左の如し。

田中信太郎　酒井勇次郎　眞柄國作　湛川周一
相澤成治　竹内清太　眞柄敏太郎

案

電化工事設計費　二、三七〇圓
送電線路　自亀田至鷲ノ木　約十哩　一哩に付六〇〇圓　計六〇〇〇圓
電力　一萬一千ボルト、電壓變電所建物機械共
配電線路　自鷲ノ木至各排水機場　約二十哩　一哩に付二五〇圓　計五〇〇〇圓
測量設計及圖面作製費共

電動機基礎工事、車軸變更に伴ふ設計調査圖面作製費

一箇所　一〇〇圓

各排水機實馬力測定費

出水の際に於て排水機を運轉し、實力を測定する爲の機械の損料。調査員の費用等一切。

現在使用機械類拂下見積り費及電力分配々給關係調査費　一箇所　五〇圓

大正十二年二月十七日

大通川改修工事々務移管

大通川改修工事費中、大通川水害豫防組合負擔金は毎年本組合から全額寄附をなし來つたのであるが、元來該改修工事たるや、本組合内に包括せらるべきもので、本組合の悪水排除が完全に行はるゝ曉に於ては、本組合の受ける利益は甚大であるので、本組合から大通川水害豫防組合に對し、補償の意味に於て寄附し來つたものであるが、今や改修工事完成に近づき、當初に豫期した如く完全に排水の行はるべきことも明確となつたのであるから、自今寄附を廢し、改修工事に關する一切の權利義務を本組合に移管すべく決議した。

白根郷普通水利組合と名義改稱

大正十三年二月二十一日、新飯田村外十箇町村普通水利組合規約を改正し、玆に白根郷普通水利組合と改稱するに決し、認可の申請をなし、五月二十六日を以て本縣知事の許可を得た。

玆に本章の記事を結ばんとするに臨んで、既往四十箇年間に於ける業蹟を回顧する時、轉た感慨無量に堪へぬものがある。抑々明治二十六年三月水利組合條例の公布施行と共に、新飯田村外八十一箇町村水利土功會を、法令の示すところに從ひ、新飯田村外十五箇町村水利組合會と改組した。是に依つて組合は郡長のもとに管理され、法理上からも一致團結せる强固なる團體となり、之を明治以前に於ける、他滞互に相反噬するの愚を去り、兄弟牆にせめぐの笑を一擲して、眞に一鄕共榮の途が完全に開かれるに至つたのである。折柄明治二十九年には縣下大洪水に際會し、赤溢堤塘の破壞となり全鄕慘澹たる災害をうけ、續いて翌三十年四月の洪水には、鷲ノ木大水門の一大漏水のために、鄕民の深憂その極に達したのであつたが、幸に大通川の締切の決斷により、辛うじて厄を免れ得たるに、更に七月及八月の猛雨に遇ひ、內水氾濫して、處によりては秋收皆無の慘を見たところもある。斯る連年の災害を蒙り、町村は極度の窮境に陷つたのであるが、郡當局並に先覺の士は一難に遇ふ毎に倍々蹶起奮勵、鄕民と共に治水の策を講じ、明治四十三年に至り、經費五拾萬圓を投じて、排水機の設置及び東成水路幹線開鑿の一大事業を計畫し、終に之を成就したのである。

大正二年盛なる竣成式を擧行するの前年この盛儀を見ることなく、不幸にして物故した須藤氏の如きは、先覺多數中にも最も傑出した一人として吾も人も許したのであるが、その死は眞に悼むべきであつた。然しながらその功績は石に刻して永世の龜鑑として世人の景仰を受けるに至つた。氏亦以て瞑す可きであらう。次は乃ち須藤時俊氏の碑の文である。尙卒讀に便なるため原文の後に假名交り文として揭げた。

須藤翁碑

従二位　伯爵　溝口直正篆額

翁諱時俊、天保十一年二月朔、生越後蒲原郡外城村。父稱與一郎。原姓市川氏。入嗣須藤氏、妻家女生。翁家世名主。明治二年與一郎、轉白根町名主、翁從移、襲父爲鄕吏或爲郡會、縣會議員在吏職數十年、爲鄕除害興利不少、而其最者四。白根町隔中口川與西蒲原郡諸村、往來常賴舟楫、人不便之。而洪水漲溢尤危險、屢絕舟楫。十年十月翁創架木橋、長四十余間、人皆安步免危險是其一、白根町東舊有一條惡水溝、々傍卑濕沮洳、人馬不能行、十九年八月翁埋塡之、爲乾燥地凡十數町。新開街衢、街衢日殷賑、凡官衙學校劇場旅館大厦高堂櫛比鱗次、大改舊觀是其二。越後官道原通白根近傍、不與市街相涉、翁多年稟請、四十三年八月遂移官道一貫白根町、商貨頓廣販、又免私道修費是其三、小吉鄕東環信濃川西沿中口川、其間南北六里東西一里半、人口三萬、田圃六千町、白根位中央、地雖膏腴每洪水被害莫大、翁憂之奔走苦心凡十年、終一致群議、協定經畫、設置排水器於數所、其費約五十萬圓、未及起工而病亡、然其翌大正二年工竣、翁可以瞑而免昏墊之害是其四。而其功澤所及、遠久殆不可測、是以鄕民哀惜其死如喪父母。頃鄕紳胥謀欲建一大碑以表彰其功績、請余銘。翁風格高雅、儀容端正性慈愛寬厚、事老母至孝、接人溫和、淸濁兼容、而其視白根町如己家人。或謂白根町之翁乎翁之白根町乎、殆不辨、苟利白根町摩頂放踵莫不爲之、是以家產蕩盡不少爲子孫顧慮是尤不可及。翁平素好讀漢籍、善筆札、作詩文、共他禪學國雅俳詩莫所不涉、而書畫骨董皆有鑑識、尤善相刀劍云。四十五年四月十五日歿、葬西永寺塋域享年七十三、配市川氏一男三女、新吉嗣。銘曰

視人如身　視鄕如家　除害興利　大道可行　安橋可渡　汚地乾燥

瓦水排注　鄕堂盛昌　子孫何顧　功績深鐫　闔鄕保護　如敬祖先

従三位　勳二等　文學博士　三嶋毅撰

東京女子高等師範學校講師　岡田起作書

同上假名交り文

翁諱は時俊、天保十一年二月朔、越後蒲原郡外城村に生る。父を與一郎と稱す。原姓市川氏。入りて須藤氏を嗣。家女の生るゝを妻はす。翁家世々名主たり。明治二年與一郎白根町に轉じ名主たり。翁も從うて移り、父の鄕吏たるを襲く。或は郡會、縣會議員と爲り、吏職に在ること數十年、一鄕の爲に害を除き利を興すこと少からず。而して其最なる者四あり。白根町中口川と西蒲原郡の諸村を隔て、往來は常に舟楫に賴る。人之を不便となり。而も洪水漲溢すれは尤危險にして、屢舟楫を絕す。十年十月翁創めて木橋を架す。長四十餘間、人皆安步して危險を免る是れ其の一。白根町の東、舊と一條の惡水溝有り、溝傍卑濕沮洳にして人馬行くこと能はず。十九年八月翁之を埋塡し、乾燥地と爲るもの凡十數町、新たに街衢を開く。街衢日に殷賑、凡そ官衙、學校、劇場、旅館、大厦高堂櫛比鱗次し、大に舊觀を改む是れ其二、越後の官道原と白根の近傍を通じ、市街と與らずして相涉る。翁多年稟請し、四十三年八月遂に官道を移し、白根町を一貫せしむ、商貨頓に廣く販る。又私道の修費を免ずること是れ其の三。小吉鄕東は信濃川を環らし、西は中口川に沿ふ。其間南北六里、東西一里半。人口三萬、田圃六千町白根中央に位す。地膏腴なりと雖も、洪水ある每に被害莫大なり。翁之を憂ひ奔走苦心すること凡十年。終に鮮議を一致し、經畫を協定

せしめ、排水器を數所に設置す。其費約五十萬圓。未だ工を起すに及ばずして病みて亡す、然れども其翌大正二年工を竣る。翁以て瞑す可し。而して昏墊の害を免る是れ其の四。而も其の功澤の及ぶ所、遠久殆んど測る可らず。是を以て鄉民其死を哀惜して父母を喪ふが如きものあり。頃ろ鄉紳胥謀り、一大碑を建てゝ以て其功績を表彰せんと欲し、余に銘を請ふ。翁風格高雅、儀容端正、性慈愛にして寛厚、老母に事へて至孝、人に接するに溫和、淸濁兼容る。而して白根町を視ること、已が家人の如し。或は謂ふ白根町の翁乎、翁の白根町たる乎を殆んど辨ぜず。苟も白根町の利とするところ摩頂放踵之を爲さゞる莫し。是を以て家產を蕩盡すること少からず。子孫のために顧慮するがごとき是尤も及ぶ可らず。翁平素好んで漢籍を讀み、筆札を善くし、詩文を作る。其他禪學、國雅、俳詩渉らざる所莫し、而して書畫骨董鑑識有り、尤善く刀劍を相すと云ふ。四十五年四月十五日歿す。西水寺の塋域に葬る享年七十三。配市川氏一男三女あり、新吉嗣ぐ。銘に曰く、

人を視ること身の如く　鄉を視ること家の如し。
害を除き、利を興す。　大道行く可く、安橋渡る可し。
汚地を乾燥せしめ、冗水を排注せしむ。
鄉堂盛昌、子孫何ぞ顧みん。
功績深く鐫る。
闔鄉保護、祖先を敬ふが如し。

第七章　白根鄉普通水利組合

第一節　組合の沿革

大正十三年五月、白根鄉普通水利組合と改稱して、同十五年七月郡役所の廢止と共に、白根町長を以て管理者と指定されるに至るまでの經過については、既に前數章に於て述べ來つたところであるが、玆に既往を回顧すれば、抑本組合の地域は土地極めて膏腴ではあるが、有名な湛水地であるだけに、舊藩時代から救濟事業の試みられぬではなかつたが、根本的治水方法の講ぜられぬ限り、恰も庸醫が病を治するに一貼の膏藥を用ふるに等しきものがあり、加之、新發田、村上の二藩及澤海知行所となほも外廓には諸藩の領地交錯して、治水の方策統一を缺き、紛擾常に絕えず、之を訟庭に爭ふたことも亦數度に及び、積弊繼續して維新の後に及んだのであるが、明治七年に至り、全鄉統一の曙光を認め得るに至り、同十三年鷲ノ木新田外五十八箇町村聯合水利土功會の結成を見るに至つた。次

いで同十八年全郷を圍繞せる堤防增築の大事業を經營するに方り、鷲ノ木外五十八箇町村聯合水利土功會を解體し、同會の事業をその儘に繼承する、全郷一致新なる大郷村外八十一箇町村水利土功會を結成し、堤防の增築は勿論、內部治水の改良を企劃し、終に排水の幹線たる東西二線(舊)の水路開鑿並に鷲ノ木地內に天然排水樋門の增設を遂行した。明治二十六年水利組合條例の施行せらるゝや、法の精神に遵ひその組織を改め、新飯田村外十九箇町村普通水利組合と爲し、中蒲原郡長の管理に屬した。不幸にして明治三十年及同三十八年は內水氾濫して約三千町步の收穫を失ひ、引續き年々水腐田面約一千町步に及び、その都度排水の計畫を策したが、毎に意見の不一致のため着工に至らなかつた。明治四十三年に至り、機運漸く熟し、經費金五拾萬圓を以て排水機を設置すべきの議を決し、同四十四年起工、大正二年に至つて完成し、新たに東西の二線を開鑿して排水の幹線とした、爾後町村の併合並に飛地組替整理のため、組合區域町村數に異動を生ぜしを以て、組合名稱を新飯田村外十箇町村普通水利組合と改め、大正十二年十二月大通川水害豫防組合の解散せらるゝに至り、其の事務を本組合に移管し、尙又同年同月大通川改修區域の延長申請を決議す。是より曩き、大正十一年より灌漑用水改良企劃のため、治水調査費を計上して、縣の測量設計を請ふと共に、實施上各種の調査の檢討を行ひ、遂に縣營白根郷用水改良に着手する運びに至るや、一部用水路の位置變更を要請したのである。由來縣營事業たる、本水路幹線の內、新飯田、茨曾根、庄瀬、白根、根岸の五箇町村地內に於ける既定水路の方線は、地元町村に於て支障を感ずるのみならず、本組合に於ても將來の維持管理上頗る不便なるを以て、之を他の位置に方線を變更せられんことの申請をなすべき決議をしたのであつた。

次いで、大正十三年五月白根郷普通水利組合と改稱すると共に、同年九月、先づ以て規約第二條の改正を行ひ、同年十月には規約第二十八條第二項組合費賦課等級の劃期的改正を行ふた。

組合規約第二條の改正

組合規約第二條の改正

本組合は大通川を初め、區域內の惡水排除並に灌漑用水に屬する事業を經營するを目的となす。

要するに本規約第二條の改正は從來郷內の惡水排除を唯一の事業目的としたるも大河津分水の竣成と共に、河水の水位低下より來る灌漑用水の著しき不足を救濟すべきことの必要あるに迫られ、爰に灌漑排水の二大事項を眼目としての改正であり、依つて以つて組合事業の擔ふところを指示したものである。是に關し灌漑用水改良に關する臨時委員五名を選擧したが、當選者は左記の如くである。

灌漑用水改良臨時委員

灌漑用水改良臨時委員

相澤成治　小林正二　竹內清太　遠藤傳平
眞保寅三郎

灌漑用水改良費寄附

灌漑用水改良費寄附

大正十三年九月十四日

本縣に於て施行せらるべき白根郷灌漑用水路改良費中へ寄附のため、金貳拾八萬參千六百圓(後に金額に變更あり)を大正十三年度より十五年度まで、繼續費として支出すべきことを決議した。右工事は本組合の多年の翹望であり、從來區

域内に於ける灌漑用水は、信濃川、中の口川に樋管を伏設し、最寄水利組合又は部落その他に於て經營し來つたのであるが、近來二川の水位は著しく低下し、本年（大正十三年）は既設樋管は全く引用の効を爲さず、しかも用水灌漑を必要とする區域は、本組合區域の全部に亘るを以て、既定の排水機施設事業と同様に、本組合の統括的のもとに行はるゝことが、最も當を得たる策なりとして考へられ、本組合事業として施行することに決し、即ち本縣へ寄附の申請となつたものである。

第二節　事業前の經過

抑も大正十一年大河津分水竣成し、下流沿岸は、信濃川、中の口川二川共に水位著しく低下し、渇水時には本郷の樋管は從來の儘にては灌漑困難に陷り、之れが救濟策に就いて苦心講究の結果、輿論は期せずして、根本的に改良の必要が叫ばれるに至つた。是より先き、片山郡長は常設委員及び郷内町村長と協議し、本組合區域を一團とする耕地整理組合を組織して、用水改良の事業を實施すべく、各町村から調査委員一名づゝを選出し、愼重研究をすゝめる外、大正十一年度の通常組合會には治水調査費の協賛を求め、他面には之れが調査設計のため、本縣へ請願して、村川技手外五名の技術官並に組合設立準備のため、事務指導員二名の派遣を得た。又耕地整理課長宮川波衛、技師天野忠延の二氏も終始事業計畫の樞機に關與され、容易に成案を得るに至つた。

然るに、時偶々政府に於て用排水事業補助要項に基づき、各府縣で行ふ一團の土地五百町歩以上を支配する農業水利改良事業に對しては、國庫補助の途を開くに至れるを以て、組合當局は相澤縣會議員及び組合常設委員を屡々本縣へ出頭せしめ、用水改良事業を縣營を以て施行せられんことを陳情し、宮川耕地整理課長、千葉内務部長、小原知事の熱誠なる賛同に依つて、果然縣の方針は之に傾いだのである。仍て組合は更に議員中から、竹内、相澤、長井（瀬）、眞柄（敏）、田中（信）の五名を上京委員に選任し、専ら中央當局に陳情せしめた。時恰も全國に亘つて希望續出せると、内閣の交迭による政治的情勢の變化や幾多の事情續出して、國庫補助の選に入ること殆んど絶望の嘆なき能はずであつたが、縣當局の誠實なる斡旋と、委員諸氏の熱烈なる努力とに依り、遂に政府當局をして、事業の性質が模範的であり、且つ焦眉の急あることを認識せしめ、めでたく補助圏内に入るを得た。

斯くて縣は大正十三年九月十七日の參事會に、事業費豫算の協賛を得た。同年十月六日縣からは政府に對し補助申請を爲し、同年十一月十一日附農商務省指令食第二、六六四號を以て國庫補助許可の指令が到達した。依つて十二月一日白根郷用水改良事務所を開設し、村川技手を初め、他の技術官も之に駐在された。

大正十四年三月三十一日愈々工事に着手し、同年六月六日縣知事小原新三臨場、新飯田國民學校に於て嚴かなる地塡祭が擧げられた。

事業の施行には、幾多の困難が簇生したが、駐在現業員は忍耐克く本務の遂行を期し、組合當局も亦誠實に斡旋の勞を採り、只管に成功を期した。一例を擧げれば新飯田用水樋管伏設箇所の如き、中の口川の水流激突して堤脚を洗ふところの難所である。況んや直に本流に向つて假締切をしやうとするのであるから、霖雨、風雪時には、そ

の功正に成らんとして、形骸を留めざるまでに壞されたこともあつたが、不屈不撓竟に之を克服して目的を達成したのは、翌十五年も春淺き三月であつた。當事者の勞苦と努力とは今尙鄕民の新なる記憶を喚起して忘れ得ぬところである。又本工事の請負人小柳組工事擔當者たる羽賀組及堀内組及西島製作所も共勞を共にせられたことは洵に感謝措く能はざるところである。

斯くて大正十五年五月二日、新飯田樋管の通水を試み、同所揚水機の試運轉をも行ひ、六月二十六日工事完成し、縣知事主催のもとに新飯田國民學校に於いて盛大なる通水式を擧行し、昭和四年三月三十一日悉く殘務の整理を終へ、事務所を閉鎖した。

本工事當初の計畫は、耕地整理組合設立のことから發端したことは前陳の通りであるが、農業水利改良事業國庫補助要項の制定と共に、問題は今や此方に轉換して、縣營に對する受益團體として、本組合から金貳拾參萬四千七百九拾參圓の寄附金を支出し、事業完了後に之れが引繼を受けることゝなし、又用水改良に關する臨時委員七名を置き、三名の常設委員と協力して、只管縣營事業の圓滿なる遂行を期し、更に別途豫算金額拾六萬七千百七拾四圓を議決し、附帶事業を起し、縣營事業の効果を愈々增大ならしめることを期した。

以上所要經費の財源は一部は賦課に依り、その大部は起債に求め、大正十四年十一月二十七日組合會の決議を經て、起債の許可を申請し大正十五年三月三十一日附内務省新地第二五號を以て、金拾九萬七千圓に對し、内務、大藏大臣の許可を得た。事業の年度割は次の如くである。

年度＼區分	支出高	收入　國庫補助	地元寄附	一般縣費	計
大正十三年度	五五、七二六円	—円	五五、七二六円	—円	五五、七二六円
同　十四年度	(一七七、一九〇) 七七、一九〇	二五、〇〇〇	(一四七、一九〇) 四七、一九〇	五、〇〇〇	(一七七、一九〇) 七七、一九〇
同　十五年度（昭和元年度）	(一三五、八九九) 二三五、八九九	三〇、〇〇〇	(三一、八七七) 一三一、八七七	七四、〇二二	(一三五、八九九) 二三五、八九九
同　十六年度（昭和二年度）	八一、六二二	三五、〇〇〇	—	四六、六二二	八一、六二二
同　十七年度（昭和三年度）	八二、一六四	六一、〇〇〇	—	二一、一六四	八二、一六四
同　十八年度（昭和四年度）	—	八九、〇〇〇	—	—	八九、〇〇〇
計	六二一、六〇一	二四〇、〇〇〇	二三四、七九三	一四六、八〇八	六二一、六〇一

（附記　本年度割中括弧内の金額は事業繰上施行の結果變更の分である）

第三節　事業の概要

白根郷用水改良事業は、前項の如く縣營として行はれたもので、大正十四年三月三十一日工事に着手し、翌十五年六月二十五日工事の完成を見るに至つたのであるが、事業の概要を述べるに先だち、少しく工事施行前に於ける狀態を述べる。

白根郷の灌漑地域は信濃川と中の口川とを水源と爲し、信濃川筋は十七箇所の樋管と一箇所の揚水機（赤澁揚水機）とに依つて、約二千五百町步の灌漑を行ひ、中の口川筋に於ては、十箇所の樋管と一箇所の揚水機（元新飯田揚水機）とにより、約千九百三十町步の灌漑を行ひ、右の外に前記灌漑區域の悪水を利用する田面約千二百四十町步と、天水田の四十五町步を有してゐる。而して信濃川及中の口川は水量豐富にして、水質も良好ではあるが、夏期の渇水時には沿岸の田面以下に低下し、其期間も相當長期に亘るところから、頓に困難を來たし、其被害も尠からざる狀態となり、更に低位部の悪水利用田も、信濃川、中の口川を水源とする田面に於て、灌漑に支障を來せば、直に掌を翻すが如くに同樣に旱害に苦しむに至ることは云ふまでもなく、又揚水機を利用する區域に於ては、未だ其の設備不完全なるが爲に、切々と用水の不足を訴ふる場合が尠くなかつたのである。

此の如き現況であるから、之が救濟を目的として玆に統一ある計畫のもとに、白根郷の全般に亘つて用水の改良

第七圖

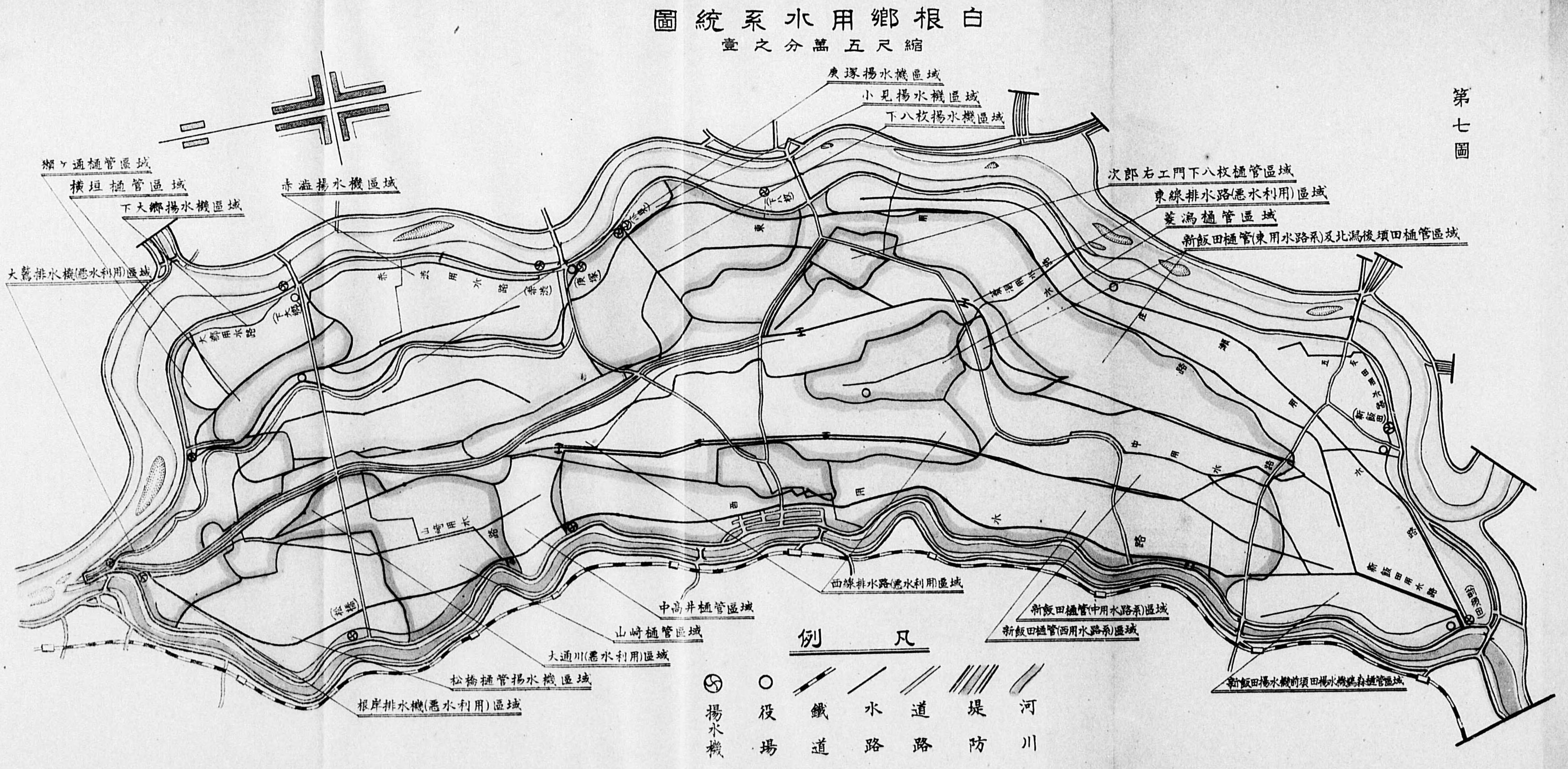

更に低位部の悪水利用田も、信濃川、中の口川を水源とする田面に於て、灌漑に支障を來せば、直に掌を翻すが如

域に於ては、未だ其の設備不完全な

叱の如き現況であるから、之が救濟を目的として玆に統一ある計畫のもとに、白根郷の全般に亘つて用水の改良

をなし、旱魃の憂患を除き、天恵を享受することが本計畫の眼目であるのである。即ち本計畫を企つるに當つて、先以つて次の二大方針を決定した。

㈠ 舊樋管を成る可く有効に利用し得らるゝ限り之を利用せんがために、舊樋管より發する用水路の改修を行ふこと。

㈡ 舊樋管を有効に利用し、猶不足する水量補給のために、新に用水の取入口、用水幹線、揚水機を設くること。

即ち之に屬する工事の主なるものは、新飯田樋管、新飯田用水路、東用水路、西用水路、庄瀨用水路、五反田用水路、中用水路、鹽俵用水路、大郷用水路の開鑿及び新飯田揚水機(新)鹽俵揚水機の設置等にして、以上のうち新飯田樋管、新飯田用水路、東用水路、西用木路、庄瀨用水路、新飯田揚水機の工事は縣營事業と爲り、その他は總て白根鄕普通水利組合で施行することゝした。

以上の計畫に基き、用水源として、用水取入口は中の口川筋新飯田村地先に設置し（新飯田樋管）新飯田用水路へは自然分水、庄瀨用水路、五反田用水路へは川の水位高き場合は自然分水に依り、水位低き場合は揚水機に寄つて分水する計畫とした。

水路組織及灌漑方法は

(イ) 新飯田用水路は新飯田樋管裏より發し、新飯田耕地の略中央を流るゝこと八百六十間にして、西用水路と東用水路に分岐し終るものとす。本水路は常に田面以下の水位を以て流るゝ如く開鑿し、直接沿岸の灌漑用を爲

さゞるものであり、西用水路は新飯田用水路の終點より略中の口川に沿うて流れ、茨曾根、戸頭、白根、上高井等を經て、山崎興野に出で、それより稍々耕地内に入り、中鷹佞地先岡江堀に合して終るものである。此の延長九千三百五十八間に達し、白根郷の西部約千九百九十三町歩の用水補給を爲すものである。

(ロ) 東用水路は、新飯田用水路の終點より、北潟、裏牛崎を經て、戸石新田に出で、それより信濃川堤防に沿うて臼井に至り、舊笠巻川に合し、以下舊笠巻川を改修して流下せしめ、西笠巻新田地先に於て終るもので、之れが延長九千百二十一間に達し、白根郷の東部約二千五十九町歩の用水補給に充つるものである。

(ハ) 庄瀬用水路は新飯田揚水機場より發し、郷の最高位部を通過せしめ、即ち鵜森、後須田、北潟、庄瀬、菱潟新田を經て鑄物師興野に出で、舊水路に合して終るものである。此の延長四千八百五十三間に達し、郷の東南高位部田面積約千七十八町歩の用水補給を行ふものである。

(ニ) 舊樋管から引入れる用水路は、途中田面以下の水位を以て流るゝ如く改修し、低位部の灌漑に用ひるもので、新設用水幹線との交叉點には、伏越を設置する。

(ホ) 新設用水幹線から用水を補給するには、一旦舊水路に分水して後、舊水路から各田面に分配せしめ、幹線からの直接各田面への分水は可及的之れを避けることゝした。

今縣營事業として施行した、工事の主要なるものを列記すれば次の如くである。

(一) 新飯田揚水機

關係反別	千二百七十五町歩
揚水量	四十七箇
全揚程（庄瀬用水路關係）	四尺九
同（五戸田用水路關係）	六尺七
揚水機（離心動喞筒）	二十吋二臺　十七吋一臺
電動機	二十馬力二臺　十五馬力一臺

(二) 水路關係

種別	員數	摘要	
新飯田用水路	八六〇間	自然分水補給面積	四、〇五二町歩
東用水路	九、一二一間	同　同	二、〇五九町歩
西用水路	九、三五八間	同　同	一、九九三町歩
庄瀬用水路	四、八五三間	半機械分水　同	一、〇七八町歩
計	二四、一九二間		
樋管	一七箇所	掛樋	一四箇所
橋梁	三三二箇所	土管	二、二四八本

伏越	二五箇所	護岸柵工	三、九三五間
堰	一〇八箇所	用地買收	八七、〇八八坪

(三) 經費

縣營事業の費用

費目	費	費目	費
工事費	二八七、三五〇円九六	補償費	五八、〇五二円四二
用地買收費	一三二、五八一・六四	監督費	四四、六一六・五五
計	五二二、六〇一・五七		

用水改良事業は白根郷排水事業及び耕地整理事業と共に、大事業であることは、改めて縷述を要せぬことである。随つて直接間接に事業の大成を援助せられた方も多數に上るのであるが、その主なるものについて掲記すれば、

國庫補助指令當時の農商務省當局

農商務大臣	高橋是清
政務次官	三土忠造
食糧局長	石黒忠篤
耕地課長	有働良夫

技師	片岡謙	杉浦翠

當時の地方官

知事	小原新三	三松武夫		
内務部長	千葉了	佐藤復三	原田維織	金澤正雄
耕地整理課長	宮川波衛	山田平五郎		
技師	天野忠延			
主事	富樫幸次郎			

用水改良事務所職員

技師	菅原豐彦			
技手	村川吉太郎(主任)	諸橋源吾	宮崎正則	大坂傳一
	大野定織	安藤照男		

事業施行當時の白根郷普通水利組合管理者及常設・臨時委員

管理者中蒲原郡長	片山三男三	今井龜三郎	相原瀞	
常設委員	田中信太郎(事務)	眞柄國作	知野久太郎	
臨時委員	相澤成治	小林正二	竹内清太	長井瀬平

遠藤傳平　眞保寅三郎　山際孫太郎

第四節　組合會規約第四條の改正

組合規約第四條の改正

昭和二年四月六日開議

現行の組合會議員の配置は、組合費負擔額の經重を基準として規定したものである。當時本組合の事業は、專ら惡水排除に關する事業の經營を目的とし、從つて組合費賦課方法も、その事業から受ける利益の厚薄に依つて夫々等級を設け課賦しつゝあつたが、曩に規約を改正し、灌漑用水に屬する事業をも併せ行ふことゝなつた爲に、組合費賦課の等級も亦改正せらるべき結果として、從來本條規定を改正したる場合の精神に鑑み、現在の負擔額に準據し、議員數を配當するの外、今日の如くに組合事業の膨大せる現狀から見て、二名の增員を行ひ、第六區鷲卷、第七區根岸の兩選擧區に限り、特に從前の數に一名を加へて配置した。組合の圓滿を期する上に、かく改正するが最も衡平なりとの意圖のもとに行はれたものである。即ちその選擧區域並に各選擧區選出議員の數は左の如くである。

選擧區	區域	議員數
第一區	新飯田村	一名
第二區	須田村	二名
第三區	庄瀬村	四名
第四區	臼井村	三名
第五區	大鄕村 曾野木村の內飛地	二名
第六區	鷲卷村	四名
第七區	根岸村	五名
第八區	白根町	三名
第九區	小林村	三名
第十區	茨曾根村	二名
計		二十九名

尙附則として、今回の增員並に配置に關する規定の改正は、次の總選擧より施行すること、但し、總選擧以前に補缺選擧の行はるゝ場合は、仍ほ從前の規定に依ることにした。

現行規約第四條の議員增員の改正を行ふに當り、第三條中の第一號調書を調査するに、現在の賦課個數は、實際反別と甚しき相違あり。即ち現行規約の反別は、去る明治四十五年五月變更の儘で、爾來年を閱みすること十五年、各町村共に道路又は水路の開鑿築造、地目變換等の土地異動に依り、多分に增減步を生じて居るので、之を實際と適合するやう、今回改正の必要を生じたわけである。乃ち之れがために區域の組替などは行はないのである。

白根郷普通水利組合區城調書

新飯田村（全部但堤外地を除く）	**二反三十町七反八畝六歩**
須田村（同　上）	
大字後須田	百三十三町九反二畝二十四歩六勺
同　砂押新田	二十六町二反一畝二十六歩五勺
同　前須田	四十二町五反一畝十九歩六合四勺
同　北潟	百一町五畝十七歩
同　五反田	三十三町三反七畝十二歩九合七勺
同　鵜森	百四十五町七反三畝二十八歩三合四勺
同　上新田	二十六町四反四畝七歩八合六勺
同　田中新田	三十四町一反四畝十二歩八合
計	**五百四十三町四反一畝二十八歩七合二勺**
庄瀬村（全部但堤外地を除く）	
大字菱潟	六十町八畝二十三歩二合五勺
同　菱潟新田	三十八町五反七畝十七歩一合八勺

同　鑄物師興野	三十四町二反五畝十五歩四合一勺
同　蜘手興野	二十五町四反八畝十四歩
同　十二道嶋	五十六町七反七畝二十九歩一勺
同　次郎右衛門興野	三十一町三反六畝二十一歩七合四勺
同　上八枚	六十三町四反十二歩七合四勺
同　天王新田	十二町五反一畝二十歩
同　牛崎	七十四町六反四畝二十二歩九合九勺
同　庄瀬	二百五十一町七反二畝九歩八合
同　古川新田	八町九反五畝十一歩二合
同　兎新田	十三町五反七畝十三歩七合七勺
同　飯島新田	十九町二反二十一歩
同　眞木新田	六十五町四反三畝二十四歩四合三勺
同　沖新保	四十六町二反八畝二十九歩一合五勺
同　上道潟	二十三町八反九畝二十歩三合四勺
同　下道潟	四十七町六反一畝十三歩三合六勺

計　八百七十三町八反一畝十九歩三合七勺

臼井村（全部但し堤外地を除く）

大字臼井	百九十三町三畝十二歩六合六勺
同　中山	九十二町十八歩
同　小蔵子	百町五反五畝一歩
同　下八枚	九十二町六反一畝十一歩二合
同　戸石新田	百三十九町七反一畝二十五歩八合九勺
同　古川	五十三町九畝二十九歩九合六勺
計	六百七十一町二畝八歩七合一勺

大郷村（全部但し堤外地を除く）

大字大郷	百三十町九反六畝十五歩二合
同　西酒屋	百十八町三反九畝二十五歩七合一勺
同　犬歸新田	六十一町九反七畝十六歩二合二勺
同　東笠巻	百四十二町九反八畝一歩九合六勺
同　赤澁	百二十三町三反八畝九歩五合二勺

計　五百七十七町七反八歩六合一勺

鷲巻村（全部但し堤外地を除く）

大字引越	六十一町八反四畝八歩九合二勺
同　西笠巻	百三十八町八反二畝一歩三合九勺
同　西笠巻新田	九十二町一反二畝十一歩四合四勺
同　鷲ノ木新田	二百九十町一畝十七歩八合四勺
同　東笠巻新田	百十七町九反一畝十一歩四合九勺
計	七百町七反一畝二十一歩八勺

根岸村（全部但し堤外地を除く）

大字上鹽俵	百二十二町一反七畝十六歩
同　中鹽俵	六十六町七反二畝二十八歩
同　下鹽俵	九十六町五反六畝二十三歩
同　松橋	八十五町九反二十九歩
同　下山崎	三十五町一反三畝四歩
同　高井興野	百四町一反二畝九歩

同　山崎興野	百五十六町三反十六歩
同　北田中	五十四町二反五畝十九歩
同　夏保新田	十七町三反一畝九歩八合四勺
同　中高井	二十九町六反二十四歩
同　上高井	四十三町七反五畝十六歩
計	**八百十一町八反七畝十三歩八合四勺**

白根町（全部但し堤外地を除く）

大字鯵潟	七十一町七反五畝六歩九合四勺
同　十五間	六十町二反八畝二十九歩五合
同　神屋	五十一町一反歩九合八勺
同　小坂	二十一町六反一畝十三歩
同　保坂	五十二町二反九畝十六歩六合七勺
同　七軒	五十町九反一畝六歩四合
同　白根	百二十四町五反三畝二十二歩四合三勺
同　能登	五十六町二反六畝六歩三合八勺

同　上下諏訪木	八十九町一反八畝五歩一合一勺
同　助次右衛門組	二十二町二畝歩
計	**五百九十八町九反六畝十七歩四合一勺**

小林村（全部但し堤外地を除く）

大字上木山	四十二町九畝二十五歩
同　下木山	六十町五反一畝十一歩
同　鍋潟	七十六町四反一畝二十一歩
同　和泉	六十六町二反三畝十四歩
同　浦梨	三十四町五反一畝十歩
同　田中	二十九町四反七畝歩八合七勺
同　平潟	四十五町一反六畝二十四歩
同　平潟新田	三十三町八反八畝十三歩二合五勺
同　萬年	三十町一反九畝六歩
同　藏主	四十[illegible]町六反二十五歩
同　櫛笥	五十四町一反五畝六歩二合一勺

同	戸頭	二百七町一反九畝二十一歩一勺
計		**七百二十五町四反四畝二十七歩三合四勺**
茨曾根村（全部但し堤外地を除く）		
大字	茨曾根	**四百町三反三畝十六歩**
同	東萱場	百十三町四反二十三歩
同	下道潟下新田	七町一反七畝二十八歩
計		**五百二十町九反二畝七歩**
曾野木村（信濃川對岸飛地全部）		
大字	天野新田	十二町四反九畝歩
合計反別		**六千二百六十七町一反六畝八歩八勺**

治水偉功碑を樹つ

本郷の用水改良については、前述の通り政府當局の誠意ある了解と援助とに依り、縣營として工事を施行されるについては、郷民は本郷永遠の大計のために、勿論粉骨碎身の努力を惜むものではなかつた。故に大正十三年度から六箇年の永きにわたつて倦ます撓まず、風雪炎熱を耐へ忍んで、爰に完全に豫期の如く總てを遂行したのである。尚前途に排水改良の問題、耕地整理の問題、その他幾多の大問題は横はつてゐるのであるが、本郷としては、先づ最大重要問題は一通り片附いたわけである。依つて舊新發田藩主の後裔、伯爵溝口直亮に撰文を公爵德川家達に篆

額の揮毫を乞ひ、功業を不朽に傳ふべく、鷲ノ木水門附近に地を相して、巨碑を樹てた。除幕式當日は知事力石雄一郎臨場され、功勞者及功勞者の遺族參列のもとに盛大に行はれた。次は即ち碑の全文であり、讀解を易からしめるために、その後に假名交り文に改めたものを附記した。

正二位勳一等公爵　德川家達　篆額

海軍少將從三位勳三等功五級伯爵　溝口直亮　撰

越後之州、瀕海八十餘里、大小河川朝于海者、不可勝數、而其最巨者爲信濃河、河之汜爲中口川、其汭南北七里、東西一里、有町曰白根、有村曰新飯田、曰須田、曰莊瀨、曰茨曾根、曰小林、曰臼井、曰大郷、曰根岸、曰鷲卷、一町九村、合而稱之曰白根郷、汭中有一水貫流曰大通川、土俗謂郷之南端爲郷頭、其北端爲郷尾、而水之在汭中者爲內水、在汭外者爲外水、白根郷今在中蒲原郡、中古屬彌彥莊、爲里見氏采邑、江戶幕府時、稱小吉郷、新發田村上二藩分領焉、郷尾醫村嘗爲地震陷沒、沮洳沼澤、葦荻生之、戶口稀疏、田疇荒蕪、寬文中有眞柄茂兵衛者、修水路設水閘、以疏淤汙潴、自是畎畝漸闢、戶口稍殖、其閘號鷲木水門、大通水發於郷頭、迤邐北流、穿水門以入信濃河、通漕漑田咸賴之、然每歲自春及秋大雨一至、浮霖彌久則內外之水暴漲氾濫、壞堤防、沒田廬、而郷尾害尤甚、外水上流要衝曰大河津、屬三嶋郡、距寺泊僅三里、識者夙謀鑿一大水路自大河津至寺泊注之北海、以殺信濃河水勢、謂之大河津分水、之議而未有之能行者、明治二季始獲官允、以就役費金七十萬圓、功將成而有故中止、十四年信濃河大溢、郷尾之民住于屋上、需淸水於數里外者旬餘、是歲鷲木新田等舊五十九村合成一團、興水利土功會、

欲去內水之患、中蒲原郡長佐佐木松坪、董其事而業未訖、十六年松坪更從慂鄕人除外水之害、集資金二萬六千八百圓、增築環鄕堤防、工事未完也、十九年新潟縣給金百六十二萬圓、築修信濃河堤防而高崇之、則河身隨昂上水害滋甚、四十二年官大典分水之工、用財二千三百十四萬、閱季十八而告成、於是大河津下流十有四里、民免昏墊、而白根鄕亦得享其利焉、鄕人田澤實入須藤時俊等奔走盡瘁之力居多云、先是外水之未全治也、河身隆起鄕中汗潴無所排出、稻禾爲腐枯者、每歲不絕、二十六年水利土功會改稱町村普通水利組合、籌畫排水工事至大正元年、設置排水機於鄕尾等凡六所、新鑿長渠二道、爲東西幹流、起自鄕頭至鄕尾、導支流汗水以入大通川、翌年竣功、於是沮洳沼澤變爲美沃壤、林落田疇體面一新、是役費金四十三萬圓排水之業雖既就緖、而漑田則未畢工、分水之成也、河身低下水不復上陸、又有排水機以排決潴水灌漑之力爲此頓減、十四年水利組合醵金三十五萬圓以國帑縣費三十萬圓、相地於鄕頭新飯田、新置揚水機、用電力攝水乂設閘鑿水路數道引中口川流以達之全鄕、而漑田底積焉、初信濃川築修之役起也、以鷲木水門當其隄道、縣議欲移之于上流、田澤實入患其爲鄕尾害、力爭之議卒止、末幾鷲木水門以煉瓦改造、後十餘季改造東水門亦用煉瓦、是時須藤時俊首倡植櫻三百餘株於信濃河隄上、以識改修之蹟、其地今爲一勝區、夫治水之業自古爲難、昔禹治洚水、疏瀹排決十有三年、厥功甫成、太史遷周覽遺蹤、歎利害所繫之大焉、今我觀於白根鄕善治善導水土演、而財用足、大害除、而巨利興、其雖賴于器械之利技術之巧、而非有玆鄕仁人、協心勠力、數十季之久、不倦不撓、安得能奏偉功哉、近者水利組合員胥謀欲鐫其功於石、樹之于櫻隄、以示來裔、請余文、顧吾祖領新發田十餘世、白根鄕亦屬其治下、鄕人至今不忘舊誼、而有是請、亦何可辭也、乃考覈往牒古圖、加以所親睹聞、而敍之云爾、

昭和二年四月上澣

京都山本由定書丹

刻字三條榮吉

（假名交　譯文）

越後の州、海に灑ずる八十餘里、大小の河川海に朝する者、數ふるに勝ゆ可らず。其最も巨いなる者を信濃河と爲し、河の氾るを中口川と爲す。其汭南北七里、東西一里、町有り白根と曰ふ。村有り新飯田と曰ひ、須田と曰ひ、莊瀨と曰ひ、茨曾根と曰ひ、小林と曰ひ、臼井と曰ひ、大鄕と曰ひ、根岸と曰ひ、鷲卷と曰ふ。一町九村、合して之を稱して白根鄕と曰ふ。汭中一水の貫流する有り大通川と曰ふ。土俗謂ふ鄕の南端を鄕頭と爲し、其北端を鄕尾と爲す。而して水の汭中に在る者を內水と爲し、汭外を外水と爲す。白根鄕今中蒲原郡に在り、中古彌彥莊に屬し、里見氏の采邑たり。江戶幕府の時小吉鄕と稱し、新發田、村上の二藩分領す。鄕尾の諸村は嘗て地震の爲に陷沒し、沮洳沼澤、葦荻之に生じ、戶口稀疏、田疇荒蕪せり。寬文中眞柄茂兵衞なる者あり、水路を修め水閘を設け、以て汗潴を疏瀹し是より畎畝漸く闢け、葦荻之に生ず戶口稍殖ゆ其閘を鷲ノ木水門と號す。大通の水は鄕頭に發し、迤邐として北流し、水門を穿つて以て信濃河に入る。通漕漑田咸な之れに賴る。然れども每歲春より秋に及び、大雨一たび至り、淫霖彌久しうすれば、則ち內外の水暴漲氾濫して、堤防を壞り、田廬を沒す。而して鄕尾の害尤も甚し、外水上流の要衝を大河津と曰ひ、三島郡に屬す。寺泊を距ること僅に三里。識者夙に一大水路を鑿ち、大河津より寺泊に至らしめ、之を北海に注ぎ、以て信濃河の水勢を殺がんことを謀る。之を大河津分水と云ふ。之の議未だ之を能く行ふ者有らず。

明治二年始めて官の允るしを獲て、以て役に就く。費金七十萬圓、功將に成らんとして、故有り中止せらる。十四年信濃河大に溢れ、郷尾の民、屋上に住し、淸水を數里の外に需むること旬餘。是歲鷲ノ木新田等舊五十九村合して一團を成し、水利土功會を興し、內水の患を去らんと欲す。中蒲原郡長佐々木松坪其事を董す。而して業未だ訖ざるに、十六年松坪更に郷人をして外水の害を除かんことを慫慂し、貲金二萬六千八百圓を集め、環郷の堤防を增築す。工事未だ完からず。十九年新潟縣會百六十二萬圓を給し、信濃河の堤防を築修して之を高崇にす。則ち河身隨つて昂上して、水害滋く甚しきものあり。四十二年官大に分水の工を與り、財を用ふること二千三百十四萬、年を閱すること十八にして成を告ぐ。是に於てか大河津下流十有四里、民昏墊を免れ、白根郷亦其利を得亨す。蓋郷人田澤實入、須藤時俊等の奔走盡瘁の力多きに居ると云ふ。是より先き、外水の未だ全く治まらざるや、河身隆起して郷中の汗潴排出するに所無く、稻禾腐枯する者每歲絶えず。二十六年水利土功會を町村普通水利組合と改稱し、排水工事を籌畫し、大正元年に至り排水機を郷尾等凡六所に設置し、新たに長渠二道を鑿ち、東西幹流と爲し、郷頭より起り郷尾に至る。支流汗水を導き、以て大通川に入らしむ。翌年竣功す。是に於て沮洳沼澤變じて美田沃壤と爲り、村落田疇體面一新す。是役費金四十三萬圓、排水の業、旣に緒に就けりと雖も、漑田則未だ工を畢へず。分水の成るや、河身低下して水復上陞せず。又排水機ありて潴水を排決するを以て、灌漑の力此がために頓に減ず。十四年水利組合釀金三十五萬圓、國帑縣費三十萬圓を以て、地を郷頭新飯田に相し、新たに揚水機を置く。電力を用ひて水を攝り、又閘を設けて水路數道を鑿ち、中の口川の流を引き、以て之を全郷に達せしめ、而して田に漑きて底に積る。初め信濃川築修の役起るや、鷲ノ木水門其隄道に當るを以て、縣議之を上流に移さんことを欲す。田澤實入其郷尾の害となるを患ひ、力爭して議卒に止む。未だ幾ばくならずして、鷲ノ木水門煉瓦を以て改造せらる。後十餘年東水門を改造するに亦煉瓦を用ゆ。是時須藤時俊櫻三百餘株を信濃川隄上に植えんことを百

唱し、以て改修の蹟を識るす。其地今一勝區たり。夫れ水を治むるの業は古より難しと爲す。昔禹洚水を治むるに疏瀹排決すること十三年、厥功甫めて成るや、太史遷遺蹤を周覽して、利害の繋る所の大なるを歎ず。今我白根郷に於て善治善導水土を濟ぶるを観る。而も財用足り大害を除き、巨利を興す。此れ器械の利、技術の巧を頼めるありと雖も、而も玆郷の仁人か協心勠力するにあるにあらざれば、數十年の久しき、倦まず、撓まざるにあらずんは安んぞ能く偉功を奏するを得んや。近者水利組合員胥謀り、其功を石に鐫り、之を櫻隄に樹て、以て來裔に示さんと欲す。余に文を需ふ。顧ふに吾祖新發田を領すること十餘世。白根郷亦其治下に屬す。郷人今に至るも舊誼を忘れず。而して是を請ふ有り、亦何ぞ辭すべけんや乃ち往牒古圖を考覈し、加ふるに親しく睹聞するところを以てし、之を叙すと云爾。

第五節　縣營排水改良工事

イ、事業の經過

治水の難きは古來から云はれるところである。郷民之れがために塗炭の苦を嘗め、終には水を呪咀するに至つたが、明治四十三年排水機設置の議を決し、大正元年着工、翌二年五月竣功、沼澤の地を拓き、次いで前節叙述の如くに縣營に依賴し、金五拾貳萬餘圓の巨費を投じて用水の施設を完備し、更に昭和二年度には金七萬七千六百圓の

起債許可を得て、過剩水吐工事を施行し、灌漑、排水兩つながら略完全の域に到達せしが如きも、爰に大河津分水の完成と共に、排水の狀態に異變を生じ、且又科學の進步と技術の發達は曾つては精巧の利機も、今日は既に舊代の遺物視さるゝに至る。況んや年處を經ると共に効率甚しく減じ、世間競うて改良進步の促進を期するの現下の狀勢に於て、到底現狀の儘に放任するを許さぬものがある。是に於てか大河津分水工事及小阿賀野川締切工事施行後の水位を基準とする排水改良の必要を認め、昭和二年三月十八日組合會は之れが建議案を可決した。乃ち同年四月十六日管理者白根町長野澤吉太郎は排水改良の事たる用水改良事業と共に雙關的不可分の關係にあるの理由を以て、是又縣營を以て實施せられんことを當局に要請し、同事に野澤管理者、田中、眞柄、相澤の常設委員等は袖を連ねて上京し、農林當局に陳情した。

昭和二年五月六日新任知事藤沼正平は、事業企畫に對する地元の熱望と土地の實狀視察のため出張され、同月二十三日農林次官東武の來白あり、是を機會に本縣天野技師から排水企畫の概要と改良の急務を縷々說明し、極力その實現を圖つたが、如何せん全國各地からの補助請願の數多きと、本縣のみにても候補地として目せられるもの本鄉、三條鄉及び山東鄉といづれも競願の形勢にて、目的の達成には相當至難の橫はるものがあつたが、組合當事者の猛烈なる運動と、鄉民の熱誠とは、幸に縣及國家當局の心を動かし、曙光を認め得るに至つた。六月二十六日農林省川原技師出張され、本縣山田耕地整理課長、天野技師、富樫主事等と共に、具に現況を視察し、續いて松村農務局長、豊田技師を初め、更に片岡技師、杉浦技師と相踵いで出張され、本縣關係技術官と現場の調査を行ひ、愈々有効にして適切なりとの確認を得た。依つて縣は本組合の請願を容認し、昭和三年十二月の通常縣會に發案して經費金九拾萬九千圓の豫算を決議した。翌三年八月十五日農林省に補助を申請し、同年十月十八日附農第九、二三八號を以て補助指令の交付となつた。因に縣費の協贊を得るがためには、特に當時の縣會議員たる相澤成治の活躍多きものあり、その勞に對しては深甚な敬意を表する。

仍て本縣は昭和三年十一月一日白根鄉排水改良事務所を開設し、村川技師外技術官の駐在あり、諸般の準備を整へた。

昭和四年四月二十七日知事尾崎勇次郎司祭のもとに新設中部排水機場敷地に於いて嚴かに地鎭祭が修せられ起工式が擧げられた。工事は第一期第二期に區分され、第一期工事は白澤組及び西島、茌原の兩製作所之れを請負ひ、第二期工事は加賀田組及び前記兩製作所で請負うた。工事中には豫期せざる難關にも逢着したが、縣及び組合當局の犧牲的努力と併せて組合員の公共的精神とによつて、聊も事業の澁滯を見ることがなく、順調なる工程を辿つて進捗し、昭和七年五月三十一日全部の完成を見た。次は事業の年度割である。

年次	年度割總支出額	收入高 國庫補助	收入高 地元寄附	收入高 縣費負擔	收入高 縣費繰替	收入高 計
昭和三年度	一八、〇六四円	—円	一八、〇六四円	—円	—円	一八、〇六四円

同　四年度	二四五、四〇三	四九、四五〇	一七〇、三四一	二五、六二一	—	二四五、四〇三
同　五年度	(三一八、一〇三) 三五九、〇一八	七四、七〇〇	(一三四、七〇七) 一五八、七〇七	(一八、六九五) 二五、六二一	—	(三一八、一〇三) 三五九、〇一八
同　六年度	(二〇四、六五一) 一六四、五九一	八〇、一五〇	(三四、六二一) 六二二	(三一、二七三) 一五、二二三	六八、六〇七	(二〇四、六五一) 一六四、五九一
同　七年度	一三一、九二五	六七、九〇〇	—	九、二五七	四四、七六八	一三一、九二五
同　八年度	—	一一三、三七五	—	—	—	—
計	(九〇八、一四四) 九〇九、〇〇〇	三八五、五七五	四四七、七三三	(七四、八三六) 七五、六九二	過 (一一三、三七五)	(九〇八、一四四) 九〇九、〇〇〇

（附記　本年度割中括弧内の金額は事業繰延のため變更せし分である）

ロ、組合の財政

工事着手と共に、本組合は臨時委員十名を舉げ、常設委員五名に協力して、目的の達成に努め、組合會議員も亦協賛の任務を盡すに吝ならざるものがあつた。故に總てが澁滯なく進捗を見たのであつたが、事業中ばで濱口内閣の財政緊縮方針に依つて、縣營事業一部の繰延べを餘儀なくせられたると、剰へ經濟界の世界的不況の打撃を受け、その動搖は本組合とても同樣に影響を受けたのであるが、寄附金の支出については、常に組合員の擔税力に深甚なる考慮を拂ひ、大部分は起債に求めたるに依り、聊も財政上の支障なく、隨つて事業施行上蹉跌を見るに至らなかつた。

起債については國・縣當局の懇篤な斡旋指導を受け、曩に用水事業の際には管理者代理として淺間郡書記、田中常設委員、鷲澤書記等が數次上京して、當局と折衝をかさねて許可の促進を圖り、排水事業に際しては管理者野澤町長、沼口書記等が縣當局及び政府當局に向つて、陳情に說明に努めたる結果、格別の障碍なく許可を得ることが出來た。又資金は概ね政府低利資金を借入れ、負擔の輕減を計り、債主たる日本勸業銀行は貸付に際し、玉井、望月、新納の老錬なる鑑定役を派して、組合財政の基礎的調査を爲し、事業計畫の有望にして、財政の基礎亦堅牢であり、組合員の納税成績も佳良なることを確認し、圓滑に資金の融通を受け得たので、事業の達成に便利であつたことは論を俟たない。

ハ、起債許可事項

起債金額　　金四拾四萬四千五百圓

起債の目的　寄附金繼續費として支辨の爲め、

利息の定率　年利八分以内

借入先　日本勸業銀行その他

借入時期　昭和三年度より昭和六年度までに、左記の通借入るゝものとする。但、借入期日は債主と協定する。

昭和三年度　金拾壹萬六千五百圓

同　四年度　金拾七萬圓

同　五年度　金拾貳萬四千圓

同　六年度　金參萬四千圓

毎年度の起債額は財政の都合に依り、昭和六年度迄繰越起債することを得

据置期間　各年度分とも借入の日より昭和七年三月三十一日迄

償還期限　自昭和七年度至同二十六年度　二拾箇年賦とし、別紙償還年次表の通り償還す。但、毎年度三月、九月末日償還するものとす。

組合財政の都合に依り、繰上償還を爲し、償還年限を短縮し又は低利債に借替を爲すことを得

償還財源　組合費を以て充つ

二、許可關係要項

事件	要領	議決年月日	稟請年月日	許可年月日	指令番號
組合費寄附金	四拾四萬七千七百參拾參圓新潟縣へ寄附	昭和三、九、一三	昭和三、九、一三	昭和四、二、一六	地　第八、九〇號
寄附金繼續年期及支出方法	排水改良費寄附金自昭和三年度至同　六年度	同　三、九、一三 同　三、一二、二三	同　三、九、一三 同　四、二、一五	同　四、二、一八	地　第八、九〇三號
繼續費變更	排水改良費寄附金の内昭和五、六年度支出額變更	同　五、三、六	同　五、三、一四	同　五、五、一五	地　第三、二一二號
寄附採納	白根郷排水改良事業費中へ寄附	同　三、九、一三	同　四、二、一八	同　四、二、二三	耕　第四二〇號
起債	起債額金四拾四萬四千五百圓（寄附金）	同　三、九、一三 同　三、一二、二三	同　三、一二、二〇	同　四、三、二〇	內務省新地　第二六號
起債方法變更	借入年度自昭和三年度至同六年度に變更	同　五、三、六	同　五、九、一三	同　六、一、一七	內務省五新地第一六九號
起債	起債額金拾萬五千百圓（繰替支辨）	同　七、六、二九	同　七、七、二七	同　七、八、一〇	地　第四九〇九號
工作物無償交付	排水改良　第一期工事の分	同　六、八、一三	同　六、八、一六	同　六、一〇、一五	耕　第二、三六九號

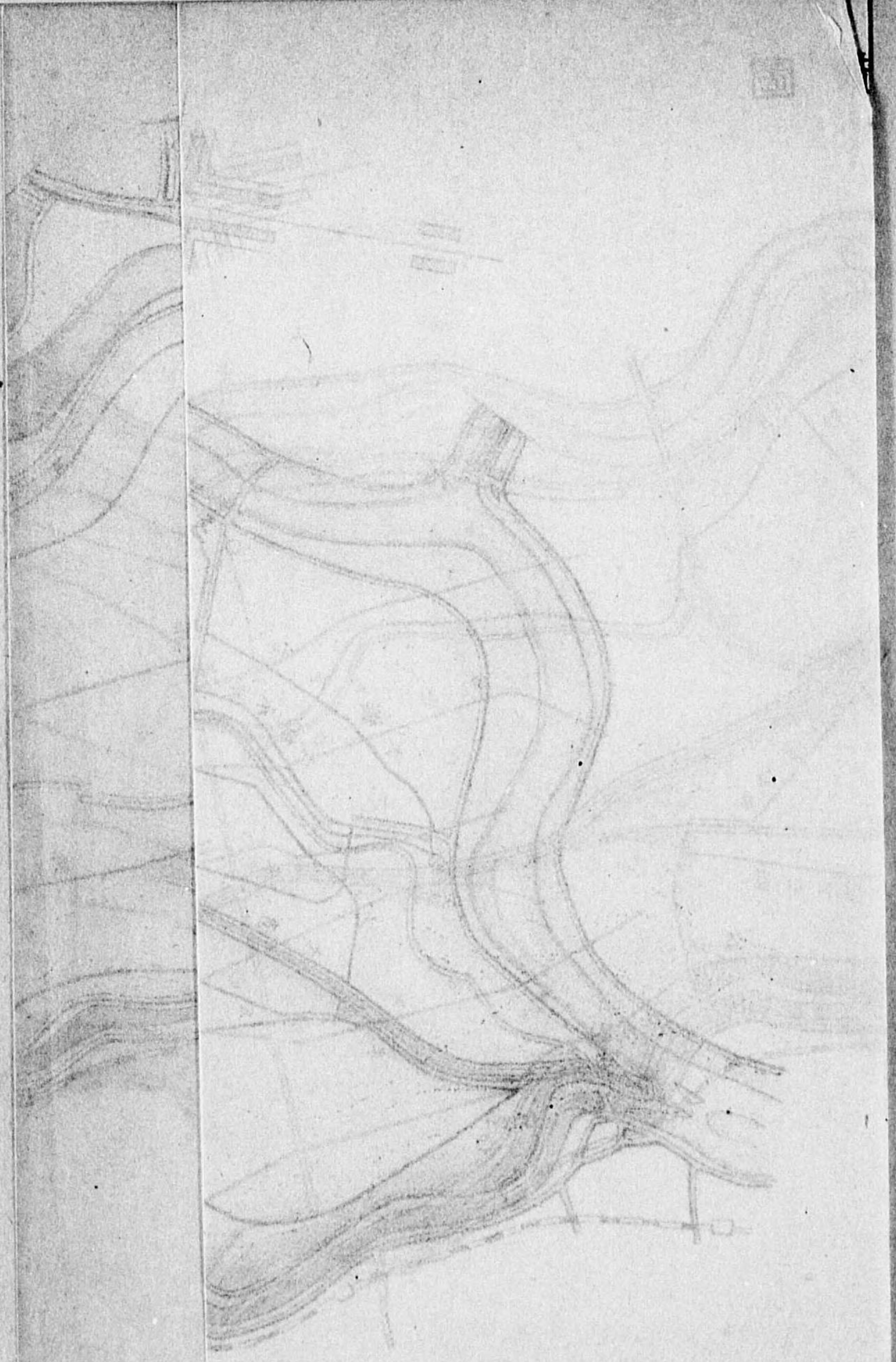

排水機及建物無償交付	中部、根岸兩排水機及上屋	同　五、二、一三	同　五、二、二九	同　六、一、一三	耕第二、八七四號
中ノ口川堤防敷占用權移轉	中部、根岸兩排水鐵管及排水路設置	同　五、二、一三	同　七、六、八	同　七、七、二八	土第五、一五八號
工作物無償交付	排水改良第二期工事の分	同　八、三、二六	同　八、三、二九	同　九、二、一五	耕第三、〇三〇號
排水機及建物無償交付	大鷲、臼井兩排水機及その上屋	同　八、三、二六	同　八、三、二九	同　九、二、一五	耕第三、〇三〇號
信濃川敷占用權移轉	大鷲、臼井兩排水機鐵管及水路設置	同　八、三、二六	同　九、二、一七	同　一二、二〇	河第六、三八六號

ホ、事業の概要

排水改良事業は、第一期工事として、昭和四年四月二十六日から同六年五月三十一日まで、二箇年有餘の日子をもつて、中部排水機、根岸排水機、東線排水路、西線排水路、作兵衛廻、中部排水路、根岸承水溝、大婦承水溝、半五郎江等の工事を施行し、第二期工事として、昭和六年四月二十八日から、昭和七年五月三十一日まで、一年有餘にして大鷲排水機、臼井排水機、臼井承水溝、鷲巻承水溝、大郷承水溝、大鷲左排水路、大鷲右排水路等の工事を施行したが、いづれも順調に工事進行し、その後用地の買收登記其他の殘務整理も滯りなく完了し、昭和八年三月

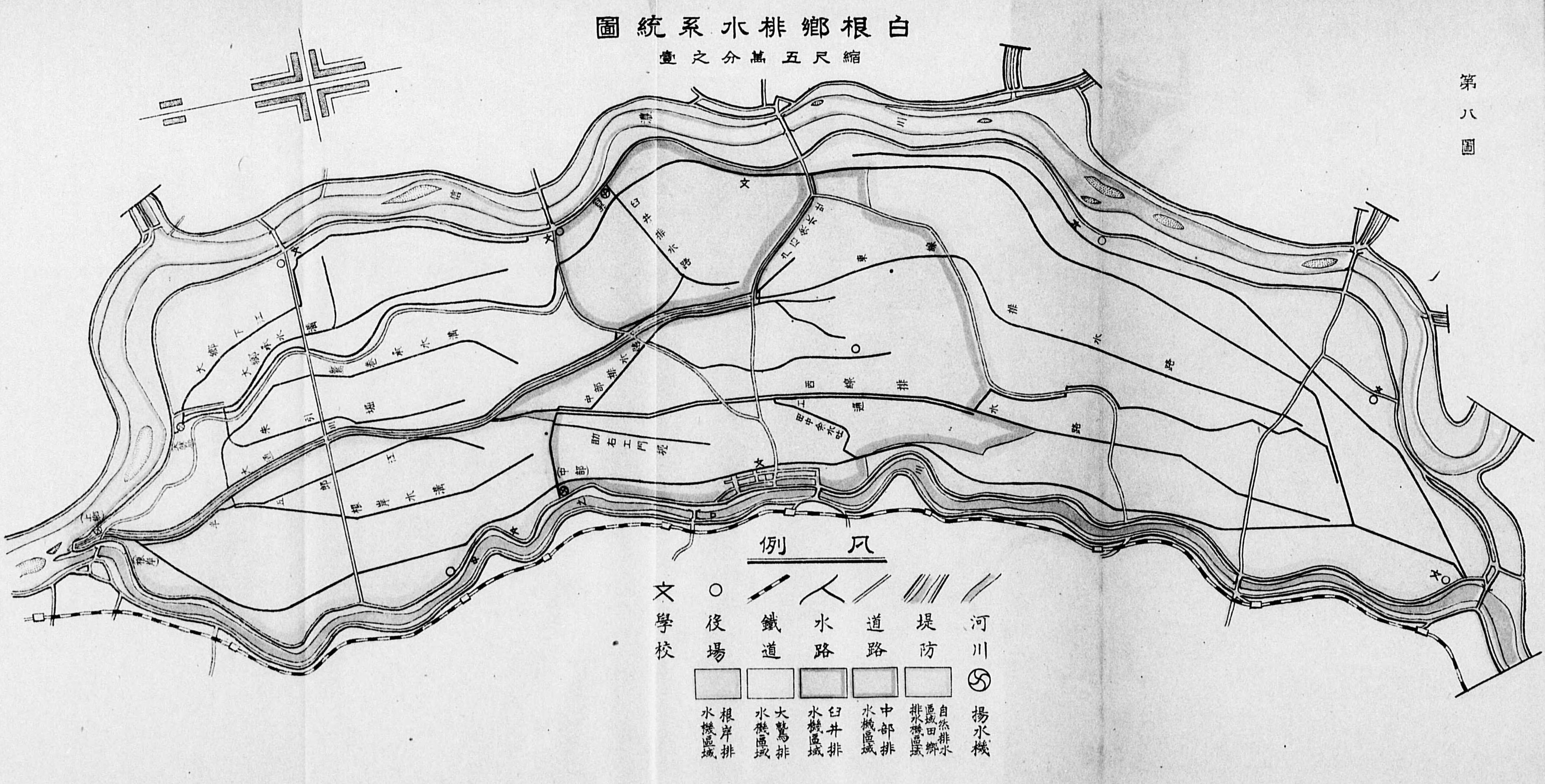

第八圖

…中部排水機、根岸排水機、東緣排水路、西緣排水路、作兵衛道、中部排水路、根岸承水溝、太婦承水溝、牛五郎江等の工事を施行し、第二期工事として、昭和六年四月二十八日…昭和七年五月三十一日まで、一年有余…排水路、大鷲右排水路等の工事を施行したが、いづれも順調に工事進行し、その後用地の買收登記其他の殘務整理も滯りなく完了し、昭和八年三月

三十一日を以て事務所を閉鎖した。今その事業の概要を示せば次の如くである。

工事前の排水狀態

白根鄉の排水は二箇所の自然排水々門（鷲ノ木西煉瓦水門、同東煉瓦水門）と六箇所の排水機（白根鄉樫木式排水機、ポンプ式排水機、根岸鄉排水機、鷲卷鄉排水機、大鄉排水機、臼井鄉排水機此使用動力約貳千百馬力）によつて、信濃川及中ロに放流し下流約三千百町步は全機械排水、上流約四千四百町步は半機械排水の施設であつたが、排水幹線の斷面狹小、排水機の能力不足、排水組織の不完全等のために、未だ十分に排水の目的を達し得ず、一たび豪雨に際會せんか、排水幹線の水位忽ち上昇して、各所に滯水を見るのみならず、土地概ね過濕で十分の收穫を見得ざるの狀態であり（滯水地面積壹千町步、排水不良地面積約壹千町步）年々歲々多少の損害を被らざるはなく、夫れが爲めに小作問題を惹起し、人心の動搖甚しく、水利問題のためにいまはしき不穩を招來したことも珍しくは無い。

工事の計畫

上述の如き不良の排水狀態であるから是を救濟すべく大河津分水工事及小阿賀野川締切工事施行後の水位を標準として、白根鄉全般にわたつて排水改良工事を施さんとするものであるが、是れがためには排水組織を根本的に改革し、上流約二千七百町步は自然排水、中流部及下流部の承水溝以上三千二百五十町步は、半機械排水、下流部承水溝以下約千五百五十町步は全機械排水を行ふこと丶なし、排水機は、中のロ川筋に二箇所、信濃川筋に二箇所を設置して、惡水排除に遺憾なからしめ、排水幹線に對しては、斷面の擴張、溝畔の修築、路線の變更、增設等の

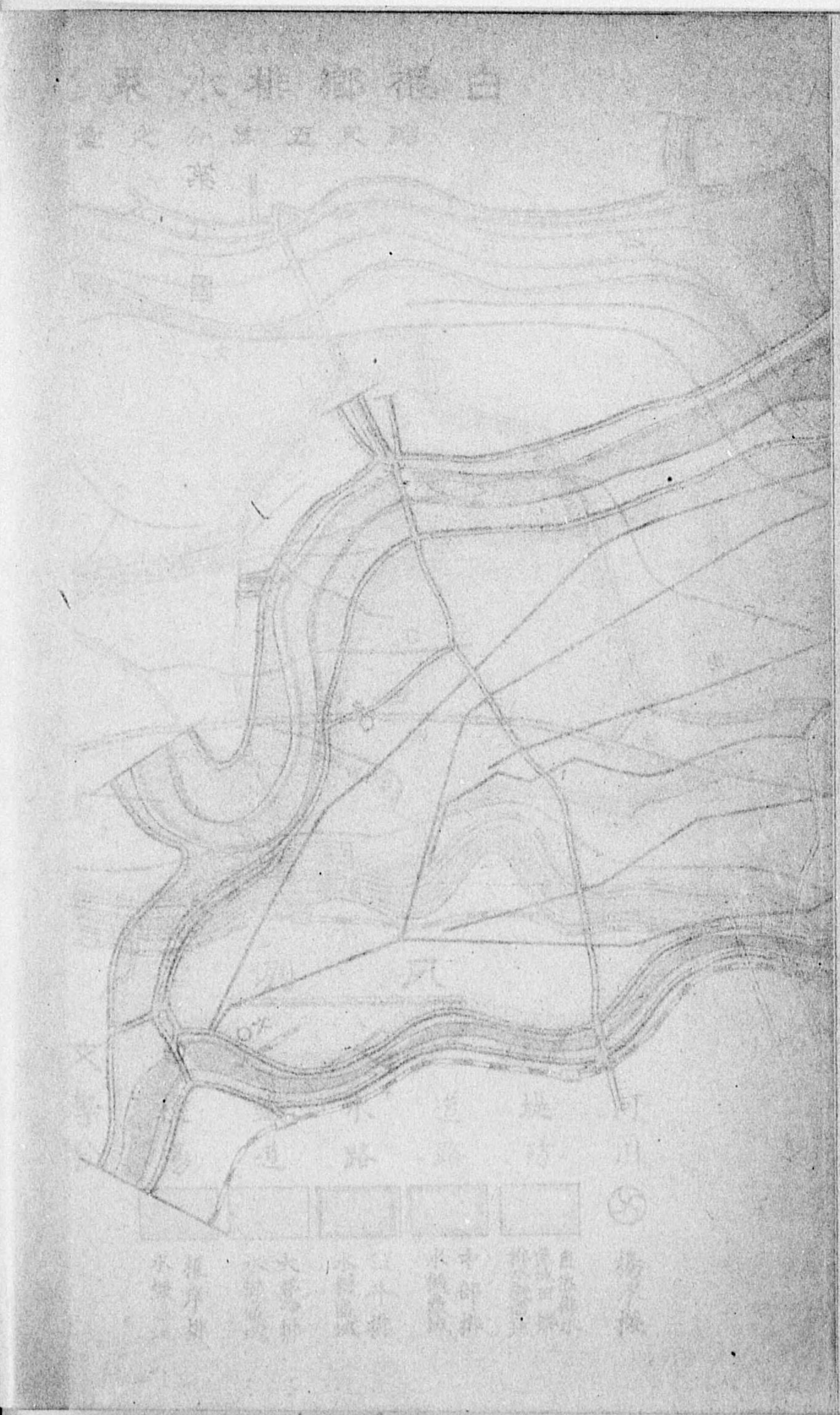

工事を施し、悪水の流出を迅速ならしめたのである。

今縣營白根郷排水改良事業として施行したる工事の主なるものを列記すれば

排水機

名稱	位置	關係反別	排水量	全揚程	排水機（離心動喞筒）	電動機馬力
中部排水機	根岸村大字上高井	一、六八九町	二五三箇	一一、〇尺	三十八吋四臺	四四〇馬力
根岸排水機	鷲巻村大字鷲ノ木新田	一、〇二〇	一五三	九、六	三十五吋三臺	二四〇
大鷲排水機	曾野木村大字天野新田	一、五三四	二三〇	九、五	四十二吋三臺	三六〇
臼井排水機	臼井村大字臼井	五七五	八六	一二、二	三十二吋二臺	一七〇
計		四、八一八	七二二			一、二一〇

水路關係

種別	員數	摘要		
東線排水路	五、七八八間	自然排水路	關係反別	一、六四四町歩
西線排水路	四、四七一	同	同	一、〇五五
作兵衛通	三、二一六	半機械排水路	同	三二二
中部排水路	二、七七七	同	同	一、六八九
根岸承水溝	二、四二五	同	同	二八四
太婦承水溝	六八〇	同	同	一五一
牛五郎江	九六〇	全機械排水路	同	一、〇二〇
臼井承水溝	一、九九五	半機械排水路	同	三二七
鷲巻承水溝	二、八一〇	同	同	六七〇
大郷承水溝	一、七二五	同	同	四三三
大鷲左排水路	七〇〇	全機械排水路	同	八七八
大鷲右排水路	四九二	同	同	六五五
計	二八、〇三九			

樋管	二七箇所	護岸柵工	一〇、九二二間
橋梁	二七六箇所	用地買收面積	七八、三四五坪
伏越	二七箇所	使用セメント	六、二九〇樽
堰	一一三箇所	使用鐵材	二六、〇九四貫
掛樋	三〇箇所	使用木材	六、一一七尺締
土管	一、三四七本	使用人夫	一六五、三八六人

事業に要したる費用

費目	金額	費目	金額
工事費	六四九、八一二圓・二九錢	用地買收費	一〇六、九二四圓・八二錢
被償費	二六、三四六・五二	監督費	六四、一九〇・四一
計	八四七、二七四・〇四		

事業關係官吏並組合吏員・議員

國庫補助指令當時の農林省當局

農林大臣　山本悌二郎

政務次官　東武　　事務次官　阿部壽平

農務局長　松村眞一郎

耕地課長　有働良夫

技師　片岡謙　杉浦羣

事業施行當時の地方官

知事　藤沼正平　力石雄一郎　尾崎勇次郎　三松武夫

黒崎眞也　中野邦一　小幡豊治　千葉了

內務部長　佐藤信安　除野康雄　福邑正樹　關屋延之助

石川芳太郎

耕地整理課長　山田平五郎

技師　天野忠延　　主事　冨樫幸次郎

白根郷排水改良事務所職員

技師　村川吉太郎（主任）

技手　福島寅次郎　關正一　宮崎正則　須貝五郎

青木義男　小林喜壯治　朝倉忠三郎　中山務

（以下職員省略）

組合會役職員及議員

管理者白根町長　野澤吉太郎

常設委員　田中信太郎（專務）　眞柄國作　知野久太郎　相澤成治

遠藤傳平　關根榮五郎　小林正二

臨時委員　大野榮　關根榮五郎　渡邊十寸穗　眞保寅三郎

古寺悌二郎　田村仙一郎　片野三郎　澁川周一

眞柄敏太郎　小林正二　西方大吉　山際孫太郎

橋本建吉　川又貞次郎

ト、事業完成後に於ける主要營造物水利關係

（一）用水設備

イ、自然分水

水源	取入口名稱	構造	寸法 長	寸法 幅	寸法 高	通水口數	取入數量	灌漑反別	摘要
中ノ口川	新飯田樋管	混凝土造	一〇〇、〇尺	五、〇尺	五、〇尺	二門	一八二、五〇秒立方尺	五三、二六〇・〇〇〇反	機械揚水量 四六・八八個
同	茨曾根同	木造	一八〇、〇	二、〇	一、三	一	六、一五	一、二〇〇・〇〇〇	補助供給
同	東萱場同	同	二〇七、〇	二、〇	一、三	一	四、〇五	八〇〇・〇〇〇	豫備樋管
同	戸頭同	同	三三、〇	二、五	一、二	一	六、二五	一、二五〇・〇〇〇	同
同	諏訪木同	同	三八、〇	四、〇	一、三	一	一七、七六	二、四〇〇・〇〇〇	同

同	中高井同	同	九六、〇	三、〇	一、二	一	四、九五	九九〇・〇〇〇	同
同	山崎同	同	九六、〇	三、〇	一、四	一	二、〇〇	二、四〇〇・〇〇〇	補助供給
同	松橋同	同	八六、〇	二、五	一、二	一	二、八二	六五〇・〇〇〇	機械揚水量 一八、五六個
信濃川	北潟同	同	二〇七、〇	三、〇	一、〇	一	一〇、〇三	一、八二〇・〇〇〇	補助供給
同	後須田同	同	一八六、〇	三、〇	一、〇	一	一〇、〇四	一、八二〇・〇〇〇	同
同	菱潟新同	同	一九二、〇	四、五	一、三	一	一四、八五	三、〇〇〇・〇〇〇	同
同	菱潟古同	同	一六五、〇	二、〇	一、〇	一	四、四二	八八〇・〇〇〇	豫備樋管
同	次郎右衛門同	同	一五六、〇	三、〇	一、二	一	六、二五	一、二五〇・〇〇〇	補助供給
同	下八枚同	同	一六五、〇	三、〇	一、二	一	六、二五	一、二五〇・〇〇〇	同
同	左衛門同	同	一五八、〇	三、〇	一、三	一	四、四〇	八八〇・〇〇〇	豫備樋管

同	庚塚同	同	三六、〇	三、〇	一、三	一	四、一三	八三〇・〇〇〇	機械揚水量 一九、三〇個
同	赤澁同	同	八九、〇	三、〇	一、〇	一	四、六八	六五〇・〇〇〇	同 一三、〇〇同
同	大郷下組同	同	八四、〇	二、〇	一、〇	一	一、九二	四八〇・〇〇〇	同 九、〇〇個

備考　本組合管理外の溝水、上塩俵、鵜森、前須田、庄瀬、大組上組、横垣、大郷中組ノ各樋管より約三十四立方尺の用水量を引用す

ロ、機械揚水

水源	名稱	灌漑反別	電動機 種類及型式	電動機 馬力數	電動機 臺數	喞筒 種類及型式	喞筒 口經	喞筒 臺數	全揚程	實揚程	揚水量	原動機ト／連結方法
中ノ口川	新飯田揚水機	一三、七五五・〇〇〇反	三相交流誘導	二〇馬力 / 一五	二 / 一	離心 / 動	二〇吋 / 一七	二 / 一	四、九〇尺 / 六、七〇	二、四〇尺 / 四、二〇	四六、八八秒立方尺	調帶
同	松橋同	一、九四一・〇〇〇	同	二五	一	同	一三	一	七、三〇	四、三〇	一八、五六	同
信濃川	庚塚同	三、二〇〇・〇〇〇	同	三〇	一	同	一三	一	八、一五	六、四〇	一九、二〇	同

同	赤澁同	二、〇〇〇・〇〇〇	同	二五	一	同	一八	一	九、〇〇	七、〇〇	三、〇〇	同
同	大郷同	一、五〇〇・〇〇〇	同	一五	一	同	一六	一	六、三三	五、六〇	九、〇〇	同
臼井排水路	小見同	一七〇・〇〇〇	同	一〇	一	同	七	一	一四、〇〇	一三、〇〇	一、七〇	同
大鷲同	大鷲排水機(用惡水兼用)	九〇〇・〇〇〇	同	一二〇	一	同	四三	一	九、五〇	七、五〇	排水量七六、七〇	直結
牛五郎江	根岸同(同上)	五〇〇・〇〇〇	同	八〇	一	同	三五	一	九、六〇	七、六〇	同 五一、〇〇	同
信濃川	鑄物師揚水機	六〇〇・〇〇〇	同	二〇	一	同	一四	一	一七、〇〇	一五、〇〇	六、五〇ノ内(三、七五)	調帶
同	上八枚同	三〇〇・〇〇〇	同	一五	一	同	一三	一	一四、〇〇	一三、〇〇	六、〇〇ノ内(三、〇〇)	同

備考（一）鑄物師、上八枚兩揚水機は本組合の營造物にあらざるも揚水補償契約に基づき灌漑水の供給を受く

（二）庄瀬、五丁、獺ヶ通の各開田揚水機殘水を引用するにつき信濃川堤防へ敷設の揚水設備費に對し補償をなして補給を受く

ハ、惡水利用

水路名	名稱	構造	寸法 水通幅	寸法 壁高	寸法 堰上高	寸法 長	通水口數	灌漑反別	備考
東線排水路	萬年堰	混凝土造	五、〇尺	八、〇尺	五、一尺	三、〇尺	三	四、五〇〇・〇〇〇反	菱潟樋管より引入たる用水を併用す
同	鍋潟堰	同	五、〇	八、〇	五、一	三、〇	三		
大通川	引越堰	同	八、〇	八、〇	五、六	三、〇	三		
西線排水路	浦梨堰	同	五、〇	八、〇	五、一	三、〇	二	三、五〇〇・〇〇〇	茨曾根樋管より引入たる用水を併用す
同	古川堰	同	五、〇	八、〇	五、一	三、〇	三		
同	三ツ屋堰	同	五、〇	八、〇	五、一	三、〇	二		

二、用水路

路線數　新飯田用水路外九十五線

延長　六萬九千百八十三間

(二) 排水設備

イ、天然排水

排水口	名稱	構造	寸法 水通幅	寸法 高	寸法 長	通水口數	大通川排水能力	支配反別 全自然排水	支配反別 半機械排水
信濃川	西水門	煉瓦造	一四、〇尺	一三、五尺	二四、〇尺	二	五六〇、〇〇秒立方尺	二七、〇〇〇・〇〇〇反	三一、五〇〇・〇〇〇反
同	東水門	同	一五、〇	一三、〇	三〇、〇	二			
同	中水門	混凝土造	一五、七	一四、〇	二六、五	一			

ロ、機械排水

放流口	名稱	支配反別	電動機 種類及型式	電動機 馬力數	電動機 臺數	喞筒 種類及型式	喞筒 口徑	喞筒 臺數	全揚程	實揚程	排水量	原動機トノ連結方法
中ノ口川	中部排水機	一六、八九〇・〇〇〇	三相交流誘導	三〇〇馬力	二	離心動	三六吋	四	一二、〇〇尺	九、〇〇尺	三五、三〇秒立方尺	直結

同	根岸同	一〇、一〇〇・〇〇〇	同	一六〇 八〇	一 一	同	三五	三	九、六〇	七、六〇	一三三、〇〇	同
信濃川	大鷲同	一五、三四〇・〇〇〇	同	二四〇 一三〇	一 一	同	四二	三	九、五〇	七、五〇	一三〇、一〇	同
同	臼井同	五、七五〇・〇〇〇	同	一七〇	一	同	三二	二	一三、一〇	一〇、一〇	八六、〇〇	同

八、排水路

路線數　大通川外六十線

延　長　七萬七千五百三十四間

チ、昭和十八年調査郷內用排水機一覽

昭和十八年調査郷內の排水機一覽

揚排水機の所在性能その他前二表の通である。聊か重複の嫌はあるが、昭和十八年に於いて個別的に詳細の調査を行つたものがあるので次に掲記して置く。

新飯田用水機

設置場所　新飯田村地內中の口川右岸新飯田樋管裏

据付年月日　大正十五年五月二日試運轉

灌漑區域　新飯田村全部及須田村、庄瀨村、茨曾根村高位部耕地

支配面積　一千二百七十五町五反歩（低揚程　一千七十八町歩／高揚程　百九十七町五反歩）

	低揚程	高揚程
喞筒		
種類及型式	竪軸型離心動	横軸型複吸水離心動
製造所	酉島製作所	酉島製作所
口徑	二十吋　二臺	十七吋　一臺
揚程	全揚程四尺九寸實揚程二尺四寸	全揚程六尺七寸　實揚程四尺二寸
揚水量	毎秒三十五立方尺〇三	毎秒十一立方尺八五
軸回轉		
所要馬力		
連結方法	ベルト掛	ベルト掛
原動機		
種類及型式	三相交流誘導電動機	三相交流誘動電動機
製造所	明電舍	明電舍
馬力數	二十馬力　二臺	十五馬力　一臺
電氣方式	電壓二〇〇ボルト　周波數五〇サイクル	電壓二〇〇ボルト　周波數五〇サイクル

上　家　木造平屋瓦葺建坪二十二坪五合

補助設備　空氣喞筒一臺二馬力電動機一臺

設置費　金參萬參百四拾參圓參拾參錢

年維持費　金四千七百貳拾參圓貳拾五錢（三ケ年平均）

一ケ年間運轉時數　一千百七十二時間三十分（三ケ年平均）

同上電力使用量　貳萬五千七百八十キロワット時

沿　革　縣營を以て設置せられ大正十五年九月十一日本縣より無償交付を受く。

用水供給方法及特異性　新飯田樋管にて取入れたる用水を揚水し、低揚程喞筒は庄瀬用水路に高揚程喞筒は五反田用水路上新田用水路に供給するものなるが場合により互に利用し得る設備とす。
中の口川の水位高き場合は自然分水を爲し得るものとす。
上新田用水路には須田村大字鵜ノ森外三箇大字普通水利組合經營に係る三馬力電動機にて運轉する口徑八吋喞筒の揚水揚を以て二段揚水を爲す施設あり。

設備改造　昭和十五年低揚程喞筒の傳導裝置をVベルト掛に改造す。
昭和十七年二十馬力電動機橫型を竪型に改裝す。

松橋用水機

設置場所　根岸村大字松橋地內中の口川右岸松橋樋管裏

据付年月日　大正十五年六月十一日試運轉

灌漑區域　根岸鄉の內中の口川沿岸下流部

支配面積　二百三十町歩

喞　筒

種類及型式　橫軸型複吸水離心動

製造所　酉島製作所

口　徑　二十二吋　一臺

揚　程　全揚程七尺三寸　實揚程四尺三寸

揚水量　毎秒一八、五六立方尺

軸回轉

所要馬力

連結方法　ベルト掛

原動機

種類及型式　三相交流誘導電動機

製造所　明電舎
馬力數　二十五馬力　一臺
電氣方式　電壓二〇〇ヴォルト　周波數五〇サイクル

上家　木造平屋建柿葺建坪十八坪〇合八勺
補助設備　二馬力電動機ベルト掛眞空喞筒一臺
建設費　金壹萬參千五百四拾六圓
年維持費　金壹千貳百拾貳圓拾貳錢
一ケ年間運轉時數　四百二十八時間三十分
同電力使用量　六千七百三十キロワツト時
沿革　本揚水機は庚塚樋管裏に設置しありたるものなりしが、鷲卷鄕普通水利組合より買收して移轉据付けたるものとす。
用水供給方法及特異性　松橋樋管より引入れたる用水を水位低きときは機械により水位高きときは自然に分水し根岸北用水路、同南用水路、松橋用水路に配分するものとす。
昭和三年中の口川副堤及副樋を除却し通水の利便を圖りたるも完からず昭和十三年樋管及導水路通過の爲減損する水頭を小ならしむるため樋管呑口より揚水機吸水槽迄の間に內徑三尺五寸長百六十尺の鐵筋混凝土圓管を伏設する等樋管改築を行ひ計畫揚水量取入に要する損失水頭を〇、一八尺弱たらしめたり。
昭和十七年揚水機吐口水槽先明渠中に伏越を設け揚水機運轉中と雖も低地に自然分水を爲し得る設備を施したり。

赤澁揚水機

設置場所　大鄕村大字赤澁地內信濃川左岸堤外地
据付年月日　昭和三年五月二十六日改築試運轉
灌漑區域　大鄕村の上部耕地
支配面積　二百町步
喞筒
種類及型式　横軸型複吸水離心動
製造所　長岡鐵工所
口徑　十八吋　一臺
揚程　全揚程九尺　實揚程七尺
揚水量　毎秒一三、〇立方尺

軸　回　轉　毎分二五〇回
軸所要馬力
連結方法　ベルト掛

原　動　機

種類及型式　三相交流誘導電動機
製　造　所　芝浦製作所
馬　力　數　二十五馬力　一臺
電氣方式　電壓二〇〇ヴオルト　周波數五〇サイクル

上　家　木造平家木羽葺建坪十九坪一合七勺
補助設備　二馬力日立電動機ベルト掛汽筩徑六吋衝程六吋竪型眞空喞筒一臺
建　設　費　金九千百八拾五圓（移轉改築費のみ）
年維持費　金壹千八百貳拾貳圓貳拾參錢（三ケ年平均）
一ケ年間運轉時數　七百六十七時間四十分（同　上）
同上電力使用量　一萬五千五百九十二キロワツト時（同　上）
沿　革　明治四十二年四月大郷村外一箇村普通水利組合に於て赤溢樋管裏に汽機汽灌及楂木式水車を

設置し、大正十二年六月同位置にて現在の喞筒を電化改造し、大正十五年本郷の水利統制の爲移管を受け更に昭和三年現位置に變更設置し、又部分的の改良を施したり。

用水供給方法及特異性　直接信濃川より揚水し赤溢樋管を通じ赤溢用水路に注ぎ灌漑區域に配水するものとし間斷的灌漑の方法により供給するものとす。

灌漑區域中に介在する特殊地域即ち一部の最高田面には赤溢開田揚水機との補償契約に基づき別に供給するものとす。

河水位高きときは自然分水を爲し得るものとす但し地勢上其の引用期間は極めて僅少なり。

小見用水機

設置場所　臼井村大字臼井の内小平次新田地內臼井排水路流末右岸
据付年月日　昭和九年五月二日試運轉
灌漑區域　臼井村の內舊小見及舊中曾根兩耕地整理組合地區一圓
支配面積　十七町歩
喞　筒
種類及型式　横軸型複吸水離心動
製　造　所　酉島製作所

口径　八吋　一臺

揚程　全揚程一八、一五尺　實揚程十三尺五寸（東用水路より分水の場合實揚程六尺二寸）

揚水量　毎秒二、三立方尺

軸回轉　毎分約一、一八〇回

軸所要馬力　六、五馬力

連結方法　ベルト掛

原動機

種類及型式　三相交流誘導電動機

製造所　日立製作所

馬力數　十馬力　一臺

電氣方法　電壓二〇〇ヴォルト　周波數五〇サイクル

上家　木造平家瓦葺建坪七坪

補助設備　迎水排氣喞筒一臺（但し主喞筒より排氣裝置）

建設費　金參千四百七拾圓六拾九錢（當初の建設費を含まず）

年維持費　金七百五拾壹圓八拾七錢（三ヶ年平均）

一ケ年間運轉時數　八百八十四時間五十分

同上電力使用量　五千五百十四キロワット時

沿革　大正三年五月小見耕地整理組合にて設置したる七吋離心動喞筒八馬力石油發動機（實揚程十尺灌漑面積十二町歩揚水量毎秒一、七立方尺）を大正十五年同組合解散に當り引繼を受け同年五月原動機を電化改造し更に臼井排水機改造に伴ひ水源の水位低下、喞筒の効率減退により昭和八年原動機以外の施設全部を改築す。

昭和十三年運轉の圓滑を期すると電力使用量の低減を圖るため導水設備を改善す。

用水供給方法及特異性　臼井排水路の悪水を利用する施設なりしが下八枚揚水機設置以來東用水路の水量豐富につき主として東用水路より鐵筋混凝土管に分水して吸水槽に導き揚水するものとし場合によりては從來の通り臼井排水路よりも導水し得るものとす。

灌漑區域は元畑地の開田用とし運轉開始期間は概ね六月中旬とす。

下大郷用水機

設置場所　大郷村大字犬歸新田地内信濃川左岸堤外地

据付年月日　昭和三年七月十三日試運轉

灌漑區域　大郷村大字、大郷、犬歸新田、西酒屋、獺ケ通の內大郷用水路灌漑區域の耕地

支配面積　百五十町歩

喞筒

種類及型式	兩吸込型渦卷
製造所	長岡鐵工所
口徑	十六吋　一臺
揚程	揚程六、三一一尺　實揚程五、六尺
揚水量	毎秒九、〇立方尺
軸回轉	毎分二五五回
所要馬力	八、二五馬力
連結方法	ベルト掛

原動機

種類及型式	三相交流誘導電動機
製造所	日立製作所
馬力數	十五馬力　一臺
電氣方式	電壓二〇〇ヴォルト　周波數五〇サイクル

上家	木造平屋木羽葺建坪十六坪一合七勺
補助設備	四吋二分の一×五吋竪型眞空喞筒一馬力電動機ベルト掛　一臺
建設費	金壹萬壹千參百八拾七圓拾錢
年維持費	金九百五拾圓八拾八錢　（三ケ年平均）
一ケ年間運轉時數	百五十一時間五十分　（同　）
同上電力使用量	一千六百二十八キロワツト時
用水供給方法及特異性	信濃川堤外導水路を締切り樋管を伏設して引入し河水位高きときは自然分水を、低きときは機械分水を爲すものにして、大郷下組樋管より堤内に導き大郷用水路に注ぐものとす。灌漑區域は低地なるが故に自然流入の場合多く從つて比較的運轉時數は僅少なり。本用水機は豪雨時に際し大郷村上部耕地の惡水排除に利用し以て低地滿水の被害を防止するため排水機に使用し得る設備を施したり。

庚塚用水機

設置場所	臼井村大字臼井地內信濃川左岸庚塚樋管裏
据付年月日	昭和三年六月十八日試運轉
灌漑區域	鷲卷鄉南部の耕地

支配面積　三百二十町歩

喞筒

種類及型式　横軸型複吸水離心動

製造所　酉島製作所

口徑　二十二吋　一臺

揚程　全揚程八、一五尺　實揚程六尺四寸

揚水量　毎秒二〇、〇立方尺

軸回轉　毎分約二八二回

軸所要馬力　二四、一馬力

連結方法　ベルト掛

原動機

種類及型式　三相交流誘導電動機

製造所　富士電機製造株式會社

馬力數　三十馬力　一臺

電氣方式　電壓二〇〇ヴォルト　周波數五〇サイクル

上家　木造平屋木羽葺建坪十六坪二合五勺

補助設備　排氣喞筒　一馬力　富士電動機ベルト掛　一臺

二吋氣室葺渦卷喞筒二分の一馬力　明電舍電動機直結　一臺

建設費　金壹萬百貳拾六圓九拾四錢

一ケ年間運轉時數　五百四十五時間　（三ケ年平均）

同上電力使用量　一萬二千七百三十九キロワツト時　（同　）

年維持費　金壹千八百四拾七圓參拾參錢　（同　）

沿革　大正十三年七月鷲卷鄕普通水利組合にて二十五馬力電動機にて運轉する二十二吋喞筒を設置し、大正十四年本組合に有償移管せしが縣營用水改良の爲之を廢止す、爾後東用水路による自然用水の供給不足を感じ同一位置に新設せるものとす、但し上家は前に設置したるものを修築再用す。

昭和十一年主喞筒より裝置したる注水喞筒を廢し直結型に改造す。

用水供給方法及特異性　庚塚用水路より灌漑地に導水し配給するものとす。

河水位高きときは自然分水し得るものとす。

下八枚用水機

設置場所　臼井村大字戸石新田地内信濃川左岸堤外地

据付年月日　昭和十年四月二十五日試運轉

灌漑區域　白蓮郷の高位部耕地

支配面積　二百町歩

喞筒

種類及型式　横軸型複吸入離心動

製造所　酉島製作所

口徑　二十吋　一臺

揚程　全揚程七、五尺　實揚程五、五尺

揚水量　毎秒一五、〇立方尺

軸回轉　毎分約三五〇回

軸所要馬力　一六、九馬力

連結方法　ベルト掛

原動機

種類及型式　三相交流誘導電動機

製造所　明電舍

馬力數　二十馬力　一臺

電氣方法　電壓二〇〇ヴォルト　周波數五〇サイクル

上家　木造平屋瓦葺建坪十三坪五合

補助設備　一吋二分の一迎水排氣喞筒一馬力電動機直結

一吋二分の一注水喞筒四分一馬力電動機直結

建設費　金壹萬壹千七百七拾九圓九拾壹錢

年維持費　金壹千百五拾四圓八拾五錢　（三ケ年平均）

一ケ年間運轉時數　四百五十四時間四十分　（同）

同電力使用量　七千七百六十キロワット時　（同）

沿革　直接信濃川より揚水し排水槽より堤内迄延長七百二十尺の導水路は内徑二十四吋の「ヒューム」管を埋設し東用水路に注水す。

本工事は時局匡救、凶作應急事業として縣の補助を受け施行せるものなり。

前須田用水機

設置場所　須田村大字前須田地内信濃川左岸前須田樋管裏

据付年月日　昭和十二年六月十二日試運轉

灌漑區域　須田村及庄瀬村の內新飯田揚水機の區域に屬する補助施設とす。

支配面積　二百町步

喞筒

種類及型式　横軸型可動翼軸流

製造所　荏原製作所

口徑　二十一吋　一臺

揚程　全揚程五尺六寸　實揚程四尺一寸

揚水量　每秒十五立方尺

軸回轉　每分四三〇回

軸所要馬力　十三馬力

連結方法　Vベルト掛

原動機

種類及型式　捲線式開放型三相交流誘導電動機

製造所　芝浦製作所

馬力數　十五馬力　一臺

電氣方式　電壓二〇〇ヴォルト　周波數五〇サイクル

上家　木造平屋瓦葺建坪十三坪五合

補助設備　ゐのくち式氣蜜注水用渦卷喞筒二分の一馬力芝浦電動機直結　一臺

排氣用イハラ一吋直空喞筒、芝浦一馬力芝浦電動機直結　一臺

建設費　金七千八百八拾八圓五拾壹錢

年維持費　金壹千五百參拾參圓四錢

一ケ年間運轉時數　五百九十時間五分

同電力使用量　六千百六十九キロワツト時

用水供給方法及特異性　五反田用水路に供給し又は庄瀬補助用水路により庄瀬用水路に補給するものとす。

喞筒運轉中と雖も外部より輕易に翼角度を調整し得るものにして之れに依つて揚程高き場合には其の過負荷を防ぎ揚程低き場合には其の餘力を殘すこと無からしめ常に原動機の全出力を有効に使用して最大多量の揚水を爲し得る等翼の作用を以て自由に水量を調節せしむ。

河水位高きときは自然分水を爲し得るものとす。

中部排水機

設置場所　根岸村大字上高井地內中の口川右岸
据付年月日　昭和五年六月三十日
關渉區域　白根町小林村の大部分字庄瀬村、臼井村、鷲卷村、根岸村の一小部分
集水面積　一千六百八十九町歩

喞筒
種類及型式　ゐのくち式離心動
製造所　荏原製作所
口徑　三十八吋　四臺
揚程　全揚程十一尺　實揚程九尺
揚水量　毎秒二百五十三立方尺二
軸回轉　毎分二百四十二回轉
所要馬力
連結方法　直結二聯成式

原動機
種類及型式　三相交流誘動電動機

製造所　芝浦製作所
馬力數　二百二十馬力　二臺
電氣方式　電壓三千ヴォルト　周波數五十サイクル

上家　木造平家建瓦葺建坪六十三坪五合
補助設備　七、五馬力電動機直結二吋二分の一眞空喞筒　一臺
二馬力電動機制水弁開閉用二吋ロータリー油壓喞筒　一臺
一馬力電動機直結二吋二分の一氣密用渦卷喞筒　一臺
一馬力電動機モーターサイレン　一臺

設置費　金拾萬參百九拾八圓
年維持費　金貳萬壹千參百四拾圓六拾壹錢
一ケ年間運轉時數　二千六百十一時三十分
同上電力使用量　五十二萬二千二百八十キロワット時
沿革　縣營を以て設置せられ、昭和六年一月十三日本縣より無償交付せらる。
排水方法及特異性　從來の白根郷喞筒式及樫木式排水機（此排水能力毎秒四百九十三立方尺五）排水區域內低位部のみを排水する計畫にして半機械排水とす。

大谷内承水溝、大谷内下江、木山下江、田尾下江、新通下江、作兵衛通、助右衛門堀等の排水幹線より中部排水路に集注し、自然排水不能の場合中の口川に揚水して排泄するものとす。大通川の水位低きときは四箇所の自動門扉装置の水門により西線排水路を經て又は直接大通川へ自然に排泄せしむ。

一臺の電動機(喞筒二臺聯結)は豫備として豪雨洪水等の非常時に運轉するものとす。

根岸排水機

設置場所　鷲卷村大字鷲ノ木新田地内中の口川右岸

据付年月日　昭和四年十二月二十五日

關渉區域　根岸鄉一圓(根岸村の大部分鷲卷村の一部及白根町の飛地)

集水面積　一千二十町歩内灌漑兼用五十九町歩

喞筒

種類及型式　複吸水離心動

製造所　酉島製作所

口徑　三十五吋　三臺

揚程　全揚程九尺六寸　實揚程七尺六寸

揚水量　毎秒百五十三立方尺

軸回轉　毎分二百四十回

所要馬力

連結方法　直結(百六十馬力の分は二聯成式)

原動機

種類及型式　三相交流誘導電動機

製造所　明電舎

馬力數　百六十馬力　一臺　八十馬力　一臺

電氣方式　電壓三千ヴォルト　周波數五十サイクル

上家　木造平家建瓦葺建坪四十六坪三合三勺

補助設備　三馬力電動機直結制水弇開閉用油壓喞筒　一臺
五馬力電動機直結排氣喞筒　一臺
一馬力電動機直結二吋注水喞筒　一臺
一馬力電動機モーターサイレン　一臺

設置費　金六萬九千四百六拾壹圓

年維持費　金壹萬八千九百參拾五圓貳拾四錢

一ケ年間運轉時數　三千八百四十八時四十分

同上電力使用量　四十八萬四千三十キロワット時

沿　革　縣營を以て設置せられ昭和六年一月十三日本縣より無償交付を受く。

昭和十年十月二分の一馬力電動機直結注水喞筒は一馬力に改造せり。

百六十馬力主電動機は濕度上昇の爲燒損し昭和十二年十一月固定子捲線の捲替を爲せり。

本排水機區域は元根岸鄕排水機の區域に屬し同排水機は明治四十四年に根岸村外一箇村普通水利組合の設置に係り大正三年の鄕內治水改良に當り買收して經營し來れるコルニッショ型汽罐二臺、汽機二臺、全徑十八呎の特許樫木式排水車一臺揚程十一尺排水量每秒百十五立方尺の性能を有したりしが縣營白根鄕排水改良事業第一期工事として其の隣接位置に改造せらる。

排水方法　太鰆承水溝及根岸承水溝により高位部と低位部とに區分し、低地は全機械排水とし高地は大通川の水位低きときは自然排水可能とし水位高きときは機械排水を爲す計畫なり。

半五郎江に集水したる惡水を中の口川に揚水して排泄するものとす。

惡水利用方法　根岸鄕末流部に對し惡水を利用し用水を供給する爲三十五吋鐵管の設備を施して八十馬力電

動機を使用する。

大鷲排水機

設置場所　鷲卷村大字鷲ノ木新田及曾野木村大字天野新田地內信濃川左岸

据付年月日　昭和六年十二月三十一日

關涉區域　大鄕島及鷲卷鄕一圓（大鄕村の全部鷲卷村の大部分及根岸村の一部曾野木村飛地）

集水面積　一千五百三十四町步（內譯　鷲卷鄕　八百七十九町步　大鄕鄕　六百五十五町步）

內灌漑兼用百五十八町步

喞筒

種類及型式　複吸水離心動

製造所　酉島製作所

口徑　四十二吋　三臺

揚程　全揚程九尺五寸　實揚程七尺五寸

揚水量　每秒二百三十立方尺一

軸回轉　每分百九十二回

所要馬力

連結方法　直結二百四十馬力は二聯成式

原動機
- 種類及型式　三相交流誘導電動機
- 製造所　明電舍
- 馬力數　二百四十馬力　一臺　百二十馬力　一臺
- 電氣方式　電壓三千ヴォルト　周波數五十サイクル

上家　木造平家建瓦葺建坪三十二坪三合三勺

補助設備
- 一馬力電動機直結濾過裝置付二吋注水喞筒　一臺
- 油壓式制水弇開閉用四吋ギヤー喞筒　一臺
- 迎水用二吋排氣喞筒　一臺
- 油壓及迎水兼用十馬力電動機　一臺
- 一馬力モーターサイレン　一臺

設置費　金七萬五千七百拾圓參拾八錢

年維持費　金壹萬八千六百拾四圓六拾四錢

一ケ年間運轉時數　二千八百時十分

同上電力使用量　四十六萬百八十キロワット時

沿革　縣營を以て設置せられ昭和九年十一月五日本縣より無償交付せらる。

排水方法並特異性　本排水機は從來の鷲卷郷排水機及大郷排水機の關渉區域を包轄せるものにして鷲卷及大郷各承水溝により全機械排水と半機械排水區域とに區分せられ朱引堀(大鷲左排水路)及大郷下江(大鷲右排水路)の各排水幹線に導きたる悪水を信濃川に揚水して排泄するものとす、又鷲卷郷と大郷とは場合により各別に區分排水し得る如く吸水槽を裝置せり。

本排水機は悪水を利用して鷲卷村下流部及大郷村下流部へ用水を供給する爲め一臺の喞筒に調整弇を設け二十四吋鐵管に導くものとす。

舊施設の鷲卷郷排水機は大正元年曾野木村大字天野新田字新川向に設置せられ、コールニッショ型汽罐二臺、汽機二臺、指示馬力二百二十馬力、全徑十八呎四吋の特許樫木式排水車一臺、揚程十一尺毎秒排水量九十二立方尺の性能を有し又大郷排水機は明治三十九年曾野木村大字天野新田字横土居に於て大郷村外一箇村普通水利組合の設置に係る施設を本組合に買收して經營し來れるが大正十二年四月金參萬貳千四百四拾貳圓を投じて電化改造せり其の施設は奥村電氣商會製作の百馬力電動機二臺、長岡鐵工所の改築に係る口徑二十二吋離心動喞筒二臺揚程十二尺毎秒排水量六十立方尺の性能を有する二箇所の排水機を一箇所に統一し、縣

營白根郷排水改良事業第二期工事として竣功せられ昭和十二年十月落雷の爲燒損したる二百四十馬力の電動機はコイル捲直を爲せり。

臼井排水機

設置場所　臼井村大字臼井の内小平次新田地内信濃川左岸

据付年月日　昭和六年十一月三十日

關渉區域　白蓮郷一圓(臼井村の大部分小林村、庄瀬村、白根町、鷲巻村、大郷村の一部)

集水面積　五百七十五町歩

喞筒
- 種類及型式　ゐのくち式離心動
- 製造所　荏原製作所
- 口徑　三十二吋　二臺
- 揚程　全揚程十二尺二寸　實揚程十尺二寸
- 軸回轉　毎分三二二回
- 揚水量　毎秒八六立方尺
- 所要馬力
- 連結方法　直結二聯成式

原動機
- 種類及型式　三相交流誘導電動機
- 製造所　芝浦製作所
- 馬力數　百七十馬力　一臺
- 電氣方式　電壓三千ヴォルト　周波數五〇サイクル

上家　木造平屋瓦葺建坪三十二坪三合

補助設備
- 五馬力電動機直空油壓連結二吋喞筒(直結)　一臺
- 一馬力電動機氣密用一吋半渦卷喞筒(直結)　一臺
- 一馬力モーターサイレン　一臺

建設費　金四萬百四拾七圓貳拾參錢

年維持費　金壹萬貳千四百九圓四拾九錢　(三ケ年平均)

一ケ年間運轉時數　一千九百八十一時間十五分　(同)

同電力使用量　二十七萬五千六百キロワット時

沿革　縣營を以て設置せられ昭和九年十一月五日本縣より無償交付を受く。

元臼井郷排水機は白蓮郷普通水利組合に於て起工せられ明治四十四年に設置したるものなりしが本組合に權義一切を引繼ぎ翌四十五年より運轉を開始し、爾來本組合に於て經營し來るものにしてランカシヤ型汽罐二臺、汽機二臺、指示馬力二百四十馬力徑二十九吋セントヒウガルポンプ二臺、揚程十四尺毎秒排水量六十五立方尺の性能を有したり。

縣營白根郷排水改良事業二期工事として其の隣接位置へ現機械に改造せらる。

排水方法　臼井承水溝を以て白蓮郷の高地と低地とを區分し低地は全機械排水とし高地は大通川の水位低きときは自然排水を水位高きときは機械排水を爲す計畫なり。

臼井排水路に集水したる惡水を信濃川に揚水して排泄するものとす。

一、上郷排水機

設置場所	鷲卷村大字鷲ノ木新田地内信濃川左岸
据付年月日	昭和十四年五月二十四日試運轉
關渉區域	白根郷上流部（新飯田村、須田村、茨曾根村の全部、庄瀬村の大部、小林村の一部）
集水面積	二千七百町歩

喞筒

種類及型式	横軸型固定翼軸流
製造所	電業社原動機製作所
口徑	五十吋　二臺
揚程	全揚程七尺　實揚程五尺八寸
揚水量	毎秒二百二十立方尺
軸回轉	毎分二百回轉
所要馬力	各臺百二十馬力
連結方法	齒車掛

原動機

種類及型式	三相交流誘導電動機
製造所	芝浦製作所
馬力數	百三十五馬力　二臺
電氣方式	電壓三千ヴォルト　周波數五十サイクル

上家　木造平家建瓦葺建坪三十坪九合二勺

補助設備　芝浦製五馬力電動機直結電業社製眞空喞筒　一臺
清水供給用中島製一馬力電動機直結竹村製タービン式二吋喞筒　一臺

一馬力モーターサイレン　一臺

設置費　金四萬八千五百圓

年維持費　金四千參百貳拾七圓四拾貳錢

一ケ年間運轉時數　百四十時二十分

同上電力使用量　二萬五千四百十キロワツト時

沿革　東信電氣株式會社に於て安田村長管理新江用水普通水利組合の爲、阿賀野川右岸北蒲原郡安田村一ノ樋に昭和六年四月製作に係る喞筒を据付し爾來同會社にて維持經營し來れるものなりしが、新江用水は實際に於て自然分水可能なるを以て殆んど機械揚水の必要なきと喞筒運轉時と雖も吸水困難等より運轉不可能に陥り停止の止むなき狀態なりしかは設置以來僅かに延數十日間此の實運轉時數十時間使用電力量四百十八キロワツトに過ぎざりしかは繋爭久しかりし兩者間に妥協成立し設備一切を新江普通水利組合に無償讓與し同組合は昭和十三年一月他へ拂下せり偶々本組合は排水機改造の議起り喞筒の容量、機能等其の計畫に一致適合せるを以て權利讓渡を受け移轉設置せり。

改造前の小白根郷排水機は大正元年の設置にして、曾野木村大字天野新田字新川向にランカシヤ型汽罐三臺汽機三臺、指示馬力七百二十馬力徑三十吋離心動喞筒六臺揚程十尺排水量毎

砂二百十一立方尺五排水機一箇所及鷲巻村大字鷲ノ木新田字川原にランカシヤ型汽罐二臺汽機二臺指示馬力五百四十馬力全徑二十三吋の特許樫木式排水車一臺、揚程九尺排水量毎秒二百八十二立方尺の排水機、箇所とを有し、受水面積四千五百五町八反歩の排水を司りしが縣營排水改良に於ては其の區域を二分し一部は中部排水機區域として半機械排水とし一部は全く自然排水區域として計畫せるものなりしが設備として存置せる喞筒式排水機は年所經過して各所に改裝的修理を要する狀態に至れるにより自營を以て設置せり。

本機は從來の小白根郷喞筒式排水機に代る施設にして大通川流域を關渉地域とし豪雨洪水時に大通川の水位を低下せしめて鄕の上流部の排水を司ると共に大通川堤防の溢水破堤を防ぎ其の兩岸低地の脅威を除去せんとする非常用施設とす。

昭和十五年七月注水喞筒二分の一馬力を一馬力に改造せり。

排水方法　信濃川增水するときは大通川西煉瓦水門閉塞するを以て本機を運轉し中水門より信濃川に排泄せしむ。

第五節　その他の諸件

用排水路を本組合へ移管

用排水路を本組合へ移管

昭和二年三月十一日提出

従來町村又は水利組合の管理であつた左記用水路及排水路は、本組合營造物に編入するを適當と認めて、昭和二年度から本組合營造物に移管した。

用水路

田中江	須田村 茨曾根村	一、〇九一間	須田村大字田中新田庄瀬用水分岐點から茨曾根村字庚附近まで

排水路

取田下江	白根町	五三〇間	小須戸縣道から古川浦作兵衛通合流口まで
荒江堀	同	四六三間	能登堅通から鯵潟三反助衛門頭まで
作兵衛堀	白根町 小林村	七五〇間	戸頭前十二間道から田中村道まで
新通下江	同 同	七五〇間	上木山浦十二間道から和泉佐藤前菱潟用水路合流口まで

寄附金採納

寄附金採納

昭和二年三月十一日提出

臼井村中曾根耕地整理組合は、開田を主たる目的として設立され、之れが灌漑用水は本組合經營に屬する小見揚水機から配給を受け、その恩惠に浴したき旨を以て、本組合へ金壹千圓の寄附申出ありたるにつき、之を採納することに決議した。

排水改良計畫建議

排水改良計畫の建議案

本郷の惡水排除を根本的に改良せんとの計畫に對し、農林省の補助を得て、縣營事業として施行されんことの希望建議案出で、本會の意見を問ひしに、縣營事業として施行されるやう、適切なる處置を講ぜられたしの決議があつた。尙本事業は金七萬七千六百圓を起償し、昭和七年五月三十一日全部を完了した。

用水引入善後策

用水引入善後策に關する件につき

昭和二年六月二十八日提出

大河津分水自在堰の破壞につき、用水引入の應急善後策につき協議したが、縣及内務省へ速に工事の進行するやう請願方を管理者及常設委員に一任し、其筋へ上申するなど、適當の處置を爲すべきことを決議した。そこで本郷の採つた大河津分水自在堰陷沒による用水措置について述べて置かう。

享保以來數百年、縣民の熱心に翹望せる信濃川治水の策は、大河津分水によつて懸案解決を見たのである。即ち

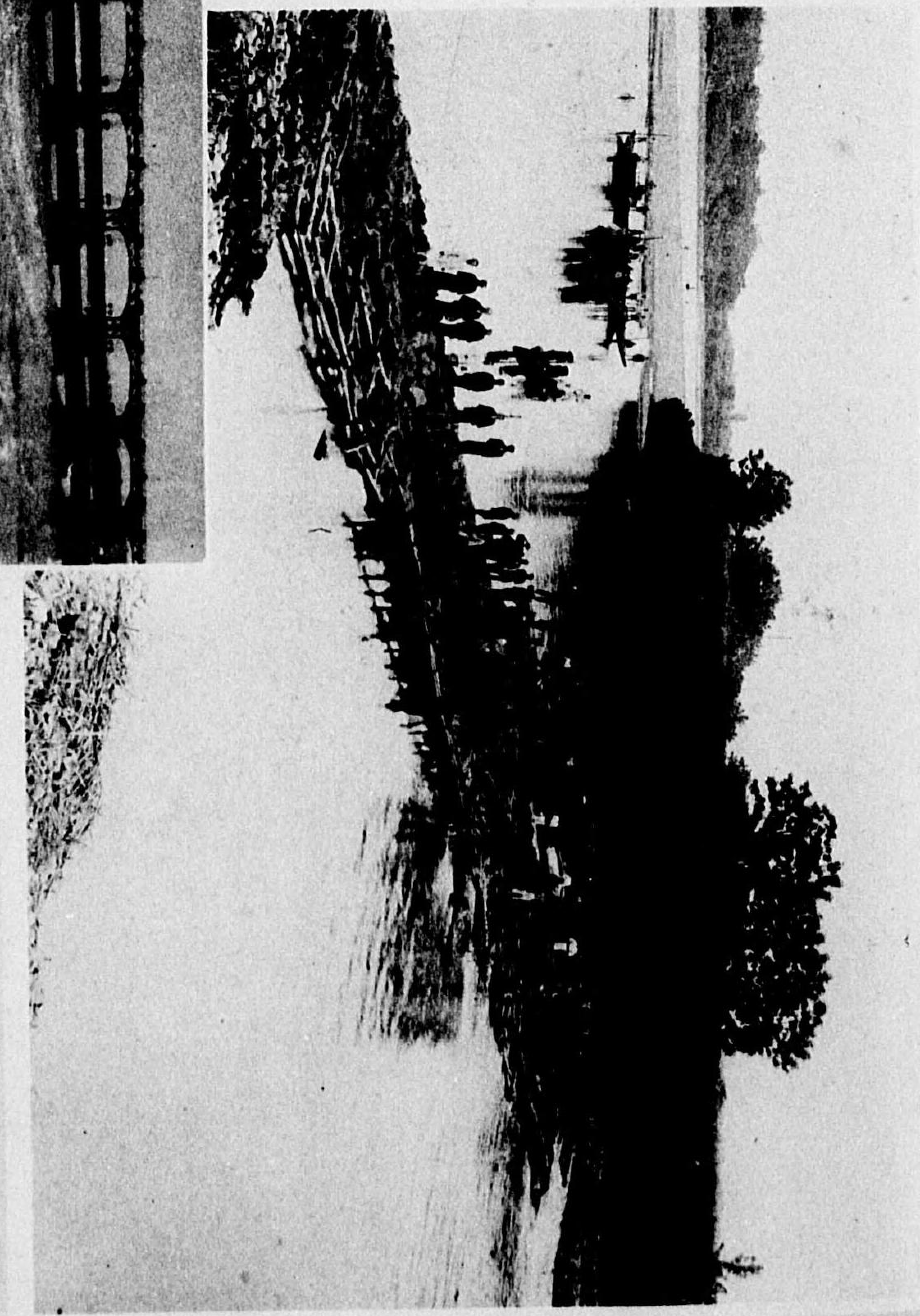

☆—満水の監視に任せし往昔の姿と竣工成りしその偉容—☆

大河津分水自在堰破壊に依る中ノ口川締切危険作業に敢闘

明治四十年以來實に十五ヶ年の長歳月と貳千參百拾四萬圓の巨費を投じ、近代科學の粹を蒐め、東洋一と稱された分水自在堰の完成と機能に依つて、新潟港に入る信濃川の本流を、新信濃川即ち分水との水量を調節し、洪水の患を除き、耕鋤に、航運に或は又堤外地の利用に、更に新潟港水深增加等にも大いなる効果を齎らし、縣民は初めて多年の宿志が報いられ歡聲を擧げたのであつたが、然るに昭和二年六月二十四日突如として六號八號「ピーヤ」が傾斜陷沒し、流水の大部分は分水路に揉みに揉んで流下し、洗堰の下流は通水斷絶の災厄に逢着したのである。時恰も灌漑の肝要季とて滿天下一樣に憂の眉を顰めた。わけて本郷民は長歎自失爲す所を知らぬと云ふ狀態に陷つたのである。蓋し自在堰の破壞は、下流十四里餘に亙る灌漑並に飲用水及舟航の事に思ひを致すとき其の影響する處甚大であるからである。政府は急遽應急策に腐心せらるゝも實に一刻の遲疑逡巡を許さぬのである。郷民は國縣の處置にのみ依存すべきでなく、且つ應急工事とても爾く急速に間に逢ふものでゝない。そこで本組合は地元町村とも協議して、各用水取入口に於て、中の口川信濃川を締切り幾分なりとも河底に殘留する河水を取入れんとしたのである。寔に水底深き中の口川も對岸へ徒渉し得る狀景で、此の如きは、これまで夢想だにせぬ出來事であつた。思ひだすだに慄然として肉全粟を生ずるのである。

之に依つて關係郷民も、夜を日について各々持場に出役し、炊出しを行つて應急作業に從事し臨時揚水喞筒を各所に設けて一時の急を防いだのであるが、其の最も至難にして規模の大がゝりであつたのは、新飯田樋管先の中の口川締切工事であつた。

縣内では種々の流言蜚語が行はれて、動もすれば人心動揺の傾向があつたので、金澤内務部長は非常に憂慮せられ、人心を安定せしむる爲に關係町村長に對し左の令達をしたのである。

大河津分水路自在堰陥沒の善後策に就て

去る二十四日の朝、大河津分水路の自在堰の一部が陥沒したので、皆様と共に非常に心配して居るのは、分水路以下の信濃川、中の口川及西川の水量を取り入れて灌漑して居る耕地二萬五千餘町歩の用水問題である。之が應急措置に就ては無論内務省土木出張所に於て相當考慮して居らるゝ事では有るけれども、用水の關係は縣としても容易ならぬ問題であり、又應急措置は急速を要するから縣も全力を擧げて策應して、一日も早く相當の處置をしたいと考へて、直に技術官二名を派遣し、更に小官は土木課長と自動車で馳け付け自在堰陥沒の狀態や、洗堰から河水が下流へ流れて居るか如何かと實見せしに、信濃川の水量は殆んど分水路に流れて、洗堰下流へは殆んど流れぬやうな狀態なので、是では二萬五千餘町歩の耕地が如何なるか 農家が折角植付た稻が枯死する樣な事になりはせぬか、實際農家が不安を感じて居ると云ふのは無理ならぬことゝ思ふた。出張所當局に於ても、下流耕地の灌漑用水の配給を如何にするかに付て非常に苦心して居られた。此の善後策に付ては種々協議を重ねた結果、洗堰の呑口に、分水路の假締切を設くる事になつたのである。其の他に尙一つ舊信濃川の新築締切堤切開きの議もあつたが、此の横斷堤の切開きは、水位の差が不足なので之が切斷を見合せて、洗堰の呑口に假締切堤を設くる事になつたのである。此法に依れば洗堰の呑口の水位を高め、尙ほ現在分水路に向つて居る水流の方向を洗堰に向つて流れる樣にするの

であるけれども、單に假締切堤を設くるのみでは、洗堰の下流の流路が埋沒して居る爲に思ふ樣に水が流れないから、相當流路を掘鑿する必要がある。そして洗堰以下中の口川分岐點迄目下數千の人夫を督勵して開鑿中である。此の方針は陷沒の當日既に決定したので、爾來一路猛進して居るのである。

工事は土木出張所が施行し、假締切は先づ以て用水流下に必要な部分から着手するので、諸材料は晝夜兼行で蒐集し、既に大部分集まつたから遲くも此先五六日位で兎に角洗堰から下流へ相當の水を流下せしむる豫定である。假締切の重要部は二十日位で必ず完成せしむることになつて居る。又洗堰下の掘鑿は、既に着手して居るから一週間以内には全部完成せしむる豫定である。又假締切の工事が完成せずとも、此れにて必ず相當の水は流るゝものと信じて居る。此處に唯懸念に堪へないのは、此假締切完成が相當の時日を要するから、其れまでの間の應急處置及假締切堤も出來又洗堰下流の流路掘鑿も出來て灌漑其の他に必要なる水量が來ても水位は多少低下する樣なことがありはせぬかの點である。

勿論各用水が支障なく取水し得る樣に水位が昇上する樣になれば、夫れに越して結構なことはないのであるが、若し萬一假締切完成後に於て、水位が低い爲に用水の取入が出來ない場合には下流各所に堰止工事を施して水位を嵩めるか若くはポンプで揚水するの外ないと思ふ。此の場合に處する爲に係員を派出して各河川の用水取入口に就き堰止工事を施行する箇所とポンプで揚水する箇所をを實査せしめてゐる。是も今日中に調査を了へ既にポンプの如きは注文を了し萬一の場合に當り遺憾のない樣に手配をして居るのである。

叙上の如く新潟土木出張所當局及縣當局は勿論内務省からは、市瀨技監、岡部、宮本内務技師が態々現場に出張して、不眠不休で下流耕地の用水配給に全力を注いで、一日も早く救濟すべく努めて居るのであるから　用水關係者に於ても當局を信賴して、決して輕擧盲動の行爲のない樣にしたいのである。以上の事情を貴管下の人々に充分周知する樣にせられ人心安定の御計ひを乞ふ。

六月二十七日

新潟縣内務部長

關係各町村長殿

斯くて内務省は先づ以て假締切に依り、本川下流への通水を圖ると共に殘存自在堰の保護に務め、次に洗堰下流笈ケ島地先七百二十米區間を浚渫し、堆砂を除いて低水路を掘鑿し、辛くも中の口川沿岸耕地に用水を流下せしめ、以て焦眉の急を救ひを得たのであるが、該工事の着手せられたのは同年七月十一日である。尙一面には浚渫工事と相俟つて洗堰上流の水位を陷沒前の常水位に高め、及ぶ限り急速に下流へ導水すべく自在堰上流約二百三十米の地點に分水路を横斷して締切堤を築造し更に第二締切として比較的損傷輕微であつた自在堰を角落堰に改造し補強工事中水位の調節に遺憾なからしむる樣に施行せられたが、該工事費は合計實に八拾六萬壹千七百八拾四圓を要したと云ふ。

尙地方長官會議のため上京中の藤沼知事は七月二日川上土木課長、福光農務課長を從へ大河津分水現場より分水破

壞につき被れる灌漑狀態視察のため新飯田樋管を經て本組合事務所に至り事情を聽取するところがあつた。

起債低利借替

起債低利借替

昭和三年三月十六日提出

大正十四年度起債額金拾九萬七千圓の內金拾萬圓、日本勸業銀行から借入の處、政府の低利資金を勸銀經由で左の通低利借替を爲すことを決議した。

一、借入金額　金五萬五千九百四拾八圓
一、利　　率　年六分
一、借　入　先　日本勸業銀行
一、借入時期　昭和二年度又は昭和三年度、但借入期日は借入先と協定すること。
一、償還方法　年賦償還とし、其償還年限は前借入の殘年限以內とす。

（償還年次表は省略す）

白根郷排水改良事業費寄附

白根郷排水改良事業費寄附

昭和三年九月十一日提出

縣營白根郷排水改良事業費金九拾萬九千圓に對する地元組合負擔金四拾四萬七千七百參拾參圓を、昭和三年度から同六年度まで四箇年間に於て、本組合から本縣へ寄附するものである。然してその繼續年期及支出方法は次の如くである。

一金四拾四萬七千七百參拾參圓　排水改良費寄附金

內　譯

金拾壹萬八千六拾四圓	昭和三年度支出額
金拾六萬壹千八百四拾壹圓	同　四年度支出額
金拾六萬七千貳百七圓	同　五年度支出額
金六百貳拾壹圓	同　六年度支出額

以上所要金額の內、金四拾四萬六千圓は起債に據り、年利八分以內を以て日本勸業銀行その他より借入れ、昭和七年度から同二十六年度まで、二十箇年賦を以て組合費から支出すべきことを決議した。

營造物移管編入

營造物移管編入

從來他の組合管理に係る、左記用水樋管並に附屬水路にして、本組合用水幹線に接續するまで、有償移管を受け本組合營造物に編入した。

所在町村名	樋管名稱	水源	附屬水路延長	備考	補償すべき團體名
茨曾根村	戸頭樋管	中の口川	四三五、七[間分]	樋管尻から丸潟道上伏越西用水交接點まで	茨曾根村普通水利組合

小林村	戸頭樋管	同	一八八、〇	樋管尻から戸頭排水に接續し西用水に至る	小林村普通水利組合
小林村 白根町	諏訪ノ木樋管	同	三一一、三	樋管尻から字四方ロ西用水交接點迄	白根町大字上下諏訪木外九箇大字普通水利組合
根岸村	中高井樋管	同	一二五、四	樋管尻から西用水合流口まで	根岸村
庄瀬村	菱潟古樋管	信濃川	一三八、〇	樋管尻から字家付庄瀬用水合流口まで	菱潟村外四箇大字普通水利組合
臼井村	佐衛門樋管	同	九四、〇	樋管尻から帆掛伏越東用水交接點まで	臼井村大字臼井外二箇大字普通水利組合

用排水路編入

用排水路編入

昭和三年九月十二日決議

		間 分	
鷲巻村	引越用水	二三七、二	東用水分岐點から常下江を經て笠巻用水合流口に至る
白根町	白根用水（流末）	九三、〇	白根用水臼井縣道折曲點から菱潟用水合流口まで
庄瀬村	菱潟排水	九六、〇	萬年東用水流末から東線排水合流口迄

排水改良臨時委員選擧

白根郷排水改良臨時委員選擧

昭和三年九月十二日

白根郷排水改良事業に關する臨時委員十名を選擧し左記當選。

大野榮	關根榮五郎	渡邊十寸穗	眞保寅三郎	古寺悌二郎
田村仙一郎	片野三郎	瀧川周一	眞柄敏太郎	小林正二

用水路の編入

用水路の編入

左記の用水路及附屬工作物は、その管理團體から無償移管を受け、本年度から、之れを本組合營造物に編入した。

昭和三年十一月二十三日提出

		間 分	
須田村	後須田用水	八一二、五	五反田用水分岐點から縣道吉田線下流片樋下大曲迄
小林村	木山用水	八〇三、三	大字藏主藤宮脇から北谷内平潟下江合流口迄

用水路編入變更

用水路編入變更

昭和三年十一月二十三日提出

曩に本組合へ移管編入の決議を經たる用水樋管の內、左記附屬水路に對しては、愼重再調査の結果變更するを至當と認め、之れを更替の上編入した。

		改延長 間 分	
庄瀬村	菱潟古樋堀	五四二、五	樋管尻から菱潟新田及菱潟村中を經て庄瀬用水合流口まで
臼井村	左衛門樋堀	四一二、〇	樋管尻から堤防際を經て中山用排水起點に接續し中山宮脇東用水に至る
小林村	戸頭樋堀	三七二、五	樋管尻から戸頭排水頭に至り右へ折れて西用水戸頭樋堀伏越接續點迄

寄附金採納

寄附金採納

昭和四年二月十七日提出

大郷揚水機設置に對し、大郷村外一箇村普通水利組合から、昭和二三年度に於て、金貳千圓の寄附申出があり之れを採納したが、同揚水機を悪水排除に利用。設備費として、金五百圓を昭和四年度に、本組合へ寄附すべく申出ありたるに依り、之れを採納することに決した。

起債低利借替

起債低利借替

昭和四年六月十一日提出

本組合大正十四年度起債金額拾九萬七千圓の內、金參萬貳百九拾圓日本勸業銀行から借入のところ、金貳萬五千八拾九圓を年利六分として、昭和四年度但借入期日は借入先日本勸業銀行と協定の上、年賦償還のことゝなし償還年限は前借入の殘年間と爲すべきことを決議した。

尙又昭和二年度起債額金七萬七千六百圓の內、金參萬參千八百圓を白根銀行から借入のところ、金貳萬參千四百四圓を年利六分にて日本勸業銀行から借入る。その他前同斷。

起債許可

起債許可

昭和三年九月十二日並に十一月二十三日決議、本組合起債金四拾四萬六千圓を申請中の處、金四拾四萬四千九百圓と更正の上許可となつた。

同上負債償還年次表

同上負債償還年次合計表

償還年度	期別	償還元金	償還利子	計	備考
昭和四年度	前		四、六六〇・〇〇	四、六六〇・〇〇	昭和四年四月金拾壹萬六千五百圓借入の豫定
	後		一一、四六〇・〇〇	一一、四六〇・〇〇	
昭和五年度	前		一一、四六〇・〇〇	一一、四六〇・〇〇	昭和五年十月金拾七萬圓借入の豫定
	後		一七、七八〇・〇〇	一七、七八〇・〇〇	
昭和六年度	前		一七、七八〇・〇〇	一七、七八〇・〇〇	昭和五年十月金拾五萬八千圓借入の豫定
	後		一七、七八〇・〇〇	一七、七八〇・〇〇	
昭和七年度	前	四、六七七・六八	一七、七八〇・〇〇	二二、四五七・六八	
	後	四、八六四・七九	一七、五九二・八九	二二、四五七・六八	
昭和八年度	前	五、〇五九・四〇	一七、三九八・二八	二二、四五七・六八	
	後	五、二六一・七七	一七、一九五・九一	二二、四五七・六八	
昭和九年度	前	五、四七二・二四	一六、九八五・四四	二二、四五七・六八	
	後	五、六九一・一三	一六、七六六・五五	二二、四五七・六八	
昭和十年度	前	五、九一八・七八	一六、五三八・九〇	二二、四五七・六八	
	後	六、一五五・五三	一六、三〇二・一五	二二、四五七・六八	
昭和十一年度	前	六、四〇一・七五	一六、〇五五・九三	二二、四五七・六八	
	後	六、六五七・八二	一五、七九九・八六	二二、四五七・六八	
昭和十二年度	前	六、九二四・一三	一五、五三三・五五	二二、四五七・六八	
	後	七、二〇一・〇九	一五、二五六・五九	二二、四五七・六八	

昭和十三年度	前	七、四八九・一四	一四、九六八・五四	二二、四五七・六八
	後	七、七八八・七〇	一四、六六八・九八	二二、四五七・六八
昭和十四年度	前	八、一〇〇・二四	一四、三五七・四四	二二、四五七・六八
	後	八、四二四・二五	一四、〇三三・四三	二二、四五七・六八
昭和十五年度	前	八、七六一・二三	一三、六九六・四五	二二、四五七・六八
	後	九、一一一・六八	一三、三四六・〇〇	二二、四五七・六八
昭和十六年度	前	九、四七六・一四	一二、九八一・五四	二二、四五七・六八
	後	九、八五五・一八	一二、六〇二・五〇	二二、四五七・六八
昭和十七年度	前	一〇、二四九・二九	一二、二〇八・二九	二二、四五七・六八
	後	一〇、六五九・三七	一一、七九八・三一	二二、四五七・六八
昭和十八年度	前	一一、〇八五・七五	一一、三七一・九三	二二、四五七・六八
	後	一一、五三九・一八	一〇、九二八・五〇	二二、四五七・六八
昭和十九年度	前	一一、九九〇・三四	一〇、四六七・三四	二二、四五七・六八
	後	一二、四六九・九七	九、九八七・七一	二二、四五七・六八
昭和二十年度	前	一二、九六八・七六	九、四八八・九二	二二、四五七・六八
	後	一三、四八七・五一	八、九七〇・一七	二二、四五七・六八
昭和二十一年度	前	一四、〇二七・〇一	八、四三〇・六七	二二、四五七・六八
	後	一四、五八八・〇九	七、八六九・五九	二二、四五七・六八
昭和二十二年度	前	一五、一七一・六一	七、二八六・〇七	二二、四五七・六八
	後	一五、七七八・四七	六、六七九・二一	二二、四五七・六八

昭和二十三年度	前	一六、四〇九・六二	六、〇四八・〇六	二二、四五七・六八
	後	一七、〇六五・九九	五、三九一・六九	二二、四五七・六八
昭和二十四年度	前	一七、七四八・六四	四、七〇九・〇四	二二、四五七・六八
	後	一八、四五八・五八	三、九九九・一〇	二二、四五七・六八
昭和二十五年度	前	一九、一九六・九二	三、二六〇・七六	二二、四五七・六八
	後	一九、九六四・八一	二、四九二・八七	二二、四五七・六八
昭和二十六年度	前	二〇、七六三・三九	一、六九四・二九	二二、四五七・六八
	後	二一、五九三・九三	八六三・七五	二二、四五七・六八
合計		四四四、五〇〇・〇〇	五三四、七二七・二〇	九七九、二二七・二〇

大通川堰設置

大通川堰設置の諮問

昭和四年六月十一日提出

大正十五年二月二十二日諮問に對する決議答申に依り、大通川二ツ屋堰及三ツ屋堰を撤廢せるも、爾後の經過に徴するに、大通川並江用水のみにては、一部分の用水供給に困難を來たし、且つ秋季舟運の利用を爲すべく、地元にて土堰を設置するに於ては、川床の荒廢を來し、排水上に支障を生ずるの虞あるが故に、大通川二ツ屋、三ツ屋の間に新堰設置の必要を認め、答申案起草委員十名を選擧し、實地調査の上、十分審議を遂げ、次の組合會にて答申することを決した。然して答申案起草委員は

渡邊十寸穗　澁川周一　眞柄敏太郎　古寺悌二郎　眞保寅三郎

西脇寅次　小林正一　田村仙一郎　山際孫太郎　大野榮

の十名が當選した。

七月二十四日に至り、委員の答申があつた。

管理者等へ慰勞金贈與

答申書

大通川新堰設置に對し、六月十一日御諮問相成たるにつき、愼重審議の結果、該堰設置は適切にして必要あるものと認む

右答申す

と云ふにあつた。但附帶決議として

一、堰の構造は浚渫船の航行し得る設備となし、堰板の開閉等凡ての管理は組合事務所直轄となすこと。

二、堰止高は附近田面より僅少の高とし、上部及中部耕地に被害なき程度に止むること。

管理者並に專務常設委員に慰勞金贈與建議

昭和四年七月二十四日

白根郷排水改良事業は、本組合治水上の一大革命にして、該事業成功の曉は、本組合の永久に享くる利益は實に甚大なるものあり。之れが實現に對し、本組合管理者及專務常設委員は、終始獻身的に國縣當局と折衝せられ或は組合員と交渉して努力せられたるは、功績眞に偉大なり。仍て其の功勞に酬ゆる爲め、慰勞金を贈呈すべく、直に追加豫算を提案されんことを玆に及建議候也

昭和四年七月二十四日

右建議者

組合會議員	大野榮	組合會議員	澁川周一
同	眞柄敏太郎	同	古寺悌二郎
同	眞保寅三郎	同	西脇寅次
同	小林正二	同	田村仙一郎
同	山際孫太郎		

白根郷普通水利組合會議長

管理者白根町長　野澤吉太郎殿

臨時委員補缺に當選

昭和五年三月六日本組合排水改良事業に關する臨時委員二名辭任缺員中に付、之れが其補缺選擧を執行し、左記が當選した。

西方大吉　山際孫太郎

營造物移管編入

營造物移管編入につき諮問

昭和五年三月六日決議

鷲巻村外五ケ村の營造物移管編入

鷲巻村上部約四百五十町步の耕地は、庚塚樋管及樋管裏に本組合が、昭和三年度に於て設置し、鷲巻鄕普通水利組合へ經營方を移管せる揚水機に依り灌漑しつゝあり。然るに曩に本組合が用水設備の統一を圖りたるも、獨り庚塚揚水機のみは、地元にて經營するは負擔の均衡を得ざるのみならず、維持困難の故を以て、本組合へ移管方を同組合會の決議を經て陳情した。依て之を調査するに、事情諒とすべきものがあるので、相當期間內經費の幾分を分擔せしめる條件を附して、之を本組合營造物に編入するを適當なりとの決議答申があつた。即ち移管編入となつたものは

一、揚水機

庚塚揚水機並に附屬一式

二、水路

臼井村
鷲巻村　庚塚樋堀　七百五間　樋尻から東用水西笠巻宮前コンクリート伏越まで

尚同月同日庚塚揚水機を本組合にて維持經營するに對し、本組合の財政狀態を考慮し、最も窮迫せる期間內經費分擔の目的を以て、昭和五年度金七百圓、昭和六七八年度各金六百圓づゝ計金貳千五百圓を寄附する旨申出ありたるにつき、之を採納することゝした。

鷲巻村外五箇村の營造物移管編入

昭和五年五月二十二日

鷲巻村	笠巻用水	一、四一〇・〇	自西笠巻諏訪前東用水伏越 至西笠巻新田平左衞門浦堰
庄瀬村	次郎右衞門用水	一九七・〇	自東用水至舊東線排水路
同	眞木用水	三一六・〇	自庄瀬用水至東用水路
須田村	北潟排水	三一八・〇	北潟排水末流延長東線排水路迄
根岸村	下鹽俵用水	三三九・〇	自根岸排水機場至根岸北用水路
同	松橋用水	一八八・〇	自松橋揚水機場至西用水路
小林村	新通排水	二五八・〇	自上木山浦十二間道至西線排水路
同	古川用水	二三二・〇	自古川長井前至三枚潟下江
同	白蓮排水	三八四・〇	臼井排水機堀延長

以上の用水路排水路及び附屬工作物は、その管理團體から無償にて移管を受け、本年度から本組合の營造物に編入して維持經營することゝなつた。

臨時委員補缺當選

臨時委員補缺選擧

昭和五年十一月二十二日

本組合排水改良事業に關する臨時委員一名缺員。補缺選擧の結果左記當選。

橋本建吾

中部排水機外本組合に編入

中部排水機外本組合營造物に編入

昭和五年十一月二十二日

中部及び根岸排水機は附屬工作物と共に無償にて交付を受け、昭和六年度から本組合にて維持經營。同時に兩排水機上家も同斷。

組合規約の一部改正

組合規約の一部改正

昭和六年三月二十五日議決

現行規約中、組合會議員の定數及配置は、改正の當時組合費賦課箇數及び組合員數を基準とする配當の外に、第六區第七區の選擧區のみに限り、一名の特別配當をなすため二名の增員を行ひ二十九名となつたが、此の增員は昭和二年五月に執行する總選擧と及びその一期間にのみ適用し、當時の時期に至り、更に之れが改正をなすべきことの協定議決があつたのであるから、その趣旨を尊重して今回二名の減員を行ひ、慣例に依據して特別の配當を止めたものである。その選擧區、區域及び議員數の配置は本章の初めを參照されたい。

臨時委員補缺選任

臨時委員補缺選任

昭和七年三月十七日

主題當選者　川又貞次郎

本組合規約第二十五條を改正

本組合規約第二十五條を改正

昭和七年三月十七日

現行の委員選任の方法は選擧に依るのであるが、町村制に準據するが適當と認めての改正であり、然して本改正は昭和七年の委員改選の時から適用するものである。

本組合規約中第二十五條を左の通り改正す。

第二十五條　本組合に常設委員五名及び常設委員と同數の補充員を置き、共の任期を二年とす。但し任期滿了するも後任者就職の日迄在任するものとす。

委員は組合會議員又は組合員中被選擧權を有する者の中より、管理者の推薦に依り組合會之を定む。

常設委員中互選を以て、專務委員一名を置き、專ら常務に服せしむ。

委員にして共の資格要件を喪失するときは共職を失ふ。

常設委員中缺員ある時は、補充員の中につき之を補充す。共の順序は選任同時なるときは年長者を取り、年齡同じきときは抽籤に依り、選任の時を異にするときは共の前後に依る。仍て缺員を生じたる場合に於ては補缺選任を行ふ。

補缺委員は前任者の殘任期間在任す。

大鷲、臼井兩排水機本組合營造物に編入

大鷲及臼井兩排水機本組合營造物に編入

昭和八年三月二十六日議決

縣營白根鄕排水改良事業として設置された、大鷲及び臼井の兩排水機は、附屬工作物、上家共に本縣から無償交付を受け、組合營造物及財産に編入し、維持經營すること﹅爲つた。

大鷲排水機

所　在　　曾野木村大字天野新田地内國有水路敷

上屋構造　　瓦葺平屋五十六坪二合五勺

同　　瓦葺下屋三坪餘、外亞鉛引入口

臼井排水機

所　在　　臼井村大字臼井地内國有水路敷

上屋構造　　瓦葺平屋二十八坪

同　　瓦葺下屋三坪餘外に入口

臼井承水路ほか本組合營造物に編入

臼井承水路外七承排水路及附屬工作物を本組合營造物に編入

昭和八年三月二十六日議決

前項同斷により水路及びその附屬工作物を本組合財産に編入。その調書は次の通りである。

臼井承水溝	延長	一、九九五間二分
鷲卷承水溝	同	二、八〇九・七
大鄕承水溝	同	一、七二四・八
大鷲左排水路	同	六九九・六
同　右排水路	同	四九二・〇
大鄕排水路	同	一六七・〇
附帶　獺ケ通用水路		一二五・〇
附帶　橫土居用水路		九五・〇

橫土居敷地無償讓渡

曾野木村地内橫土居敷地を無償讓渡

昭和九年三月十九日議決

昭和六年三月賣却處分すべき左記の組合所有土地の處分方法を變更して、大鄕村へ無償讓渡をすること﹅した。

曾野木村大字天野新田字橫土居三五八七番の一

排水機場敷地　　一反一畝十四步

以上の理由は、縣營事業完成の結果廢止せる大鄕排水機は、元大鄕村外一箇村普通水利組合の設置に係り、爾後鄕内排水統一の際、本組合へ移管され經營し來たものである。排水機設置の既往を回顧すれば、技術の發達進步は、

石高、澁川兩氏の記功碑

今日とは非常の差異があり、一度は全く失敗の慘憺たる經過を見たのであるが、不屈不撓遂に之を成功せしめたことは、偏に先覺者の奮闘努力の結果であり、本鄕排水機の先驅をなしたものである。されば其の功勞を永久に記念するため、今般記功碑建設の計畫が大鄕村で唱導されるに至つたのであるが、さてその碑の建設敷地は深き因緣を有する元排水機場敷地が最も適當なりとして、無償讓與の交涉があつたに因るものであり、適切妥當と認めて之に決したものである。かくて五月五日を以て建設された碑は、同村石高久滿太及澁川周太兩氏の功德を顯彰したもので、碑の全文は次の如くである。

石高久滿太及澁川周太記功碑

「石高君、諱は久滿太、其の祖先を嘉兵衛氏と曰ひ、世々赤澁の里正たり。君は五代惣右門氏長男として安政六年五月六日に生る。君人と爲り、剛毅不屈氣節に富む。明治二十二年六月、選ばれて大鄕村長と爲り、先覺を以て自ら任じ、意を自治に注ぎて鄕民の啓發に努め、同三十九年九月退職せらるゝに至まで、終始一日の如し故を以て其の治績枚擧に遑あらずと雖も、特に大書すべきは大鄕村外一箇村普通水利組合管理者として、排水機を施設せられたるに在り。抑々本組合の地たる、其の約三分の一は低地濕潤、水量其の度を超ひ徒に魚族の群棲に委す。君痛く之を憂慮し意を決して鄕內の末端に排水を企てらるゝや、疲弊せる村を瀕死に導くものなりとして、非難喧囂を極む。嗚呼士窮して乃ち節義を見はるとか、君命を賭して此の難局に當り、私財を抛ち、東西に奔走し、百方說服に力む。玆に於て、議員諸氏其の熱誠に感じ、四萬に近き巨費を可決し、縣下未だ例無き大業を起工せしは、實に明治三十九年三月にして、同六月遂に竣工するに至り、萬頃肥沃の良田と化し、鄕民悉く其の仁に浴せしのみならず、隣村又多く之に倣ひ、等しく君の功德を謳歌す。其の後、四十二年六月、本組合又揚水機を施設するあり、之亦君の計畫せし所なりとす。故に同七月君の逝去せらるゝや、恰も父母を失ふが如し。嗚呼偉なる哉、而して其の工事に際し陰に陽に君を助けて良く資金調達の責任を受け、君をして後顧の憂無からしめ、時の助役遠藤傳平氏と共に盡瘁せられたる人を澁川周太君となす。君は性溫厚篤實、資産に富む、常に村治に熱心なりし人なり。安政五年に生れ、明治四十四年に歿せらる。今や組合の解散に際し、碑を建てゝ兩君の偉功を後昆に傳へ、永く其の惠澤を記せしめんと欲し、余に文を請はる。余固と兩君を識る、敢て拙文を辭せず之を記すと云爾。

昭和七年十一月　　正六位勳六等　森田萬吉　撰文併書

石高、澁川兩氏の偉功は碑文を一讀すれば、明瞭である。當時の大鄕村特に下部落の慘澹たる滿水の情況は全く言語に絕したものである。田面の收穫は全滅し、部落民は滿水面に船を浮べ、魚族を漁して漸く糊口を凌ぐといつた憐む可き窮狀振りであつた。

石高久滿太氏は當時大鄕村の村長であり、何とかして此の窮狀を打開すべく、明治三十四五年の頃、關西方面の先進地の排水機を視察し、本縣農商課長鏡技師の後援を得て、東京帝國大學教授上野英三郎博士の實地踏査を願ひ、その指導に依つて、

本縣最初の二十二吋セントヒューガルポンプ三臺を据付け、直接信濃川へ排出するの計を樹した。然して明治三十七年春、農商務省へ陳情し、他面既に機械製作屋の選擇に從事したのであるが、偶々日露の開戰となり、政府は戰力集中の主義に則り財政緊縮方針を採り、新規事業は一切禁止されたのであつた。而も明治三十八年は稀有の大水害であり、治水の論議が村民の間に猛然として起つた。是に於てか石高氏は大郷村外一箇村の普通水利組合議員をして關西方面の排水機を視察せしめ、參萬餘圓の排水機の設置を決議し、翌三十九年二月起工の運びに至らしめた。然も一部村民は尙ほ是迄の苦き經驗から、大いなる杞憂を抱き、執拗なる反對をなし、石高村長の身邊に危害をも加へかねまじき樣相であつたが、村當局は一致協力して、石高氏を支持して完成に邁進し、同年六月竣工せしめた。かくて滞水は全部排除され、一躍美田と化し去つたのである。玆に於いてか、村民は初めて石高氏の烱眼に服しその奮鬪に對し感謝の誠意を捧げ、先覺者としてその德功を稱揚し、建碑の擧に對しても熱心に贊意を表するに至つたのである。

大通川堤防災害復舊工事施行並ニ補助申請

大通川堤防災害復舊工事施行並補助申請

昭和十年十月四日

大通川右岸堤防は、今春來の風浪の爲め、堤體に毀損を生じ、漸次破損の恐れありて、到底現場のまゝ一日も放置しがたき情態にあるを以て、昭和十年度に於て緊急復舊工事を施行し並に工事費補助を受けるため、大正九年縣令第八號により申請することに決議した。

測量設計補助願申請

測量設計補助願申請

昭和十年十一月十六日

本組合は曩に縣營を以て、郷全般に亘る用水の改良を斷行して、灌漑の施設を完備し萬全を期したりしも、尙局部的には用水に困難なる箇所を生じ、爾來救濟方法を逐次に考究施行し來つたが、偶々全郷に亘つて耕地整理を企劃せられて、該工事の進捗するにつれ、排水の完備と相俟つて、消費水量を多く要するに至り、從つて取入所要水量增加の必要を感じ、隨所に用水の缺乏を訴ふるに至れる中にも、信濃川筋即ち東用水路及庄瀬、五反田用水路中、下流部の關係耕地に潤澤なる用水を供給すべきの要あり。若し適當に救濟せざるに於ては、農業經營上悲慘なる結果を招來する故に、速かに根本的對策を樹立せざる可らざるに至り、本縣技術者の調査を需めたわけである。

揚水機設置並用排水路改良費起債

揚水機設置並用排水路改良費起債

昭和十一年三月二十九日

主題事業費に充つるため、日本勸業銀行その他から、金貳萬圓の借入をなす。但年利六分五厘以内とす。起債の目的は揚水機設置並に用排水路改良事業費に充當する爲であつて、前須田揚水機の設置、東用補助用水路擴張工事を始め六用水路、二排水路改修及浚渫船購入等である。

東萱場樋管改築並工事施行

東萱場樋管改築並工事施行

昭和十一年三月二十九日

白根郷普通水利組合金庫設定
灌漑及排水改良事業費起債

東萱場樋管は昭和三年茨曾根村普通水利組合から移管を受けた營造物であるが、その伏設年代詳ならず。相當の年月を經過したもの丶如く、今から三十餘年前、川表の繼續を行ひ、更に二十年前一部甲蓋の取替を施行したことありとの事だが、現在は既に腐朽甚しく、國道九號線堤防は川表に崩壞を生じ、川裏天端肩に陷沒を生ずるなど、車馬の通行上或は治水上危險の狀態につき、之れに必要なる河川敷の占用並に改築工事を施行すること丶した。

昭和十一年三月二十九日

白根郷普通水利組合金庫設定

現金出納保管のため、金庫設定規程を設け、株式會社白根銀行と契約を締結した。（契約書案省略）

註　白根銀行は昭和十一年九月七日を以て株式會社第四銀行へ合併した。之に依り金庫事務は同行白根支店が繼承した。

昭和十二年三月二十五日

灌漑及排水改良事業費起債

主題の件につき、金六萬五千圓起債、年利四分八厘以内にて、大藏省預金部又は株式會社日本勸業銀行より借入れ、昭和十三年三月三十一日まで据置き、同十三年度から同三十一年度に至る十九箇年賦にて償還をなすことに決した。

註　此の起債の目的は白蓮排水路を始め、灌漑排水改良事業費に充當する爲て、六用水路、松橋樋管外二設備及六排水路の改修事業を行はんがためである。

松橋樋管改築工事
上新田揚水費補償

借入は昭和十二年度公共團體普通事業資金から參萬圓、昭和十三年度同上資金から貳萬九千圓の割當を受け、大藏省預金部から借受け殘額六千圓は日本勸業銀行の資金から借入れた。

昭和十二年三月二十五日

松橋樋管改築工事施行

松橋樋管は通水斷面矮小なるため、樋裏に設置しある揚水機に對し、全能力を發揮するを得ないので、所要の水量毎秒一八・五六立方尺を供給すること困難なるため、用水配給上支障あり。且つ根岸村管理にかゝはる上鹽俵樋管は腐朽の結果漏水甚しく、灌漑期は格別、それ以外の時期に於ける耕地湛水の因となり、治水上の危險の虞れあり、地元では之を除却する計畫であるが、本組合から考察するも治水統制上適切なりと思惟するのであるが、上鹽俵樋管の灌漑區域は渇水期に於ては、松橋揚水機の支配區域に屬し、除却の曉は自然分水の場合、當然本樋管の斷面を擴張するの必要に迫らるゝは瞭かである。仍て茲に耐久的にして所要水量を充分に引用し得る斷面に改造を要するところから、本問題の決議となつたわけである。

昭和十二年三月二十五日

上新田揚水費に對する補償

須田村大字上新田鵜森方面縣道新飯田、小須戸線沿道の耕地は、新飯田揚水機からの灌漑水を、上新田用水路に導き供給する計畫が、地勢上の關係で、直に耕地への灌漑が出來ず。故に昭和五年度地元で設置した揚水機の費用

に對し、本組合は金四百圓の補償費を支出し、爾今地元の經營に委して今日に及んだものである。されど當時技術的の調査を行はず、急速設置した喞筒は移動式標準型を採用した結果、徒に電力量のみを多く費消して効果十分ならず、故を以て揚水配給關係區域の上部及下部では常に紛議を生じ、剩へ下流水路の不備なるに鑑み、今般耕地整理事業として開鑿したるも、到底現狀の儘では水量不足に因る紛爭を激化するの虞れがあり。地元水利組合でも改造計畫案を樹てたが、貧弱組合なるを理由に、經營の困難を訴へ、該營造物の無償移管を請願したが、元來本組合の揚排水事業は、その根幹のみを主として經營するもので、末節の事業にまで及ぼすことは事業方針に悖るところから、從來の如く維持經營は地元に委ね、當初の例に準據して、改造費に七割に相當する補償を與ふると共に、年々の維持費に對しても金百圓を限度に補償を與へ、事業の共榮を計ることが妥當なりと決議されるに至つた。

灌漑排水用電力需給契約の改訂

昭和十二年三月二十五日決議

耕地の排水は稻作を目標と爲したるものであつて、春耕より秋收に至る七ケ月を以て終了となし、冬季五ケ月は自然に任せ、穰々たる美田も一變して湖海の觀を呈するに至るのである。

耕地整理完成の結果、耕地の利用を增進し、一面營造物を保護するの目的で、冬季五ケ月も排水の必要を認めつゝあつたのであるが、關係町村長の要求もあるので、最初の試みに昭和十二年より實行することにしたが先づ以て電力需給契約を改訂するの必要があるので、排水機の通年運轉を始め、低廉豐富なる電力の供給を受け、又過去の成跡に鑑み需給上の缺如を補ふべく電力供給會社との交渉を管理者に一任したのである。

是れより先き昭和十年十二月四日の常設委員會に於ては冬期排水に就て協議し、爾來幾度か委員會に審議研討されたのであるが、電力の給源たる會社側は水力電源の不足を渴水期に於ては火力補給による經費負擔の增嵩などで容易に應諾の色を見せなかつたのであるが、相澤、小林委員より數次會社と折衝して昭和十二年十二月に至つて會社側より明年九月に至れば二萬キロの發電所完成するにより來春三月迄は暫定的に送電するの諒解を得た。超えて昭和十三年三月三十日の通常組合會に於ては電力需給契約更新期には出來得る限り豐富低廉なる供給を受くることに善處せられたき希望決議となり、更に交渉を重ねること一再でなかつたが、四月九日新潟電力株式會社岡田業務課長、本山白根出張所長來所して會社案を提示したので、對策を決定することゝなつた。仍つて會社提示條件と昭和十二年の使用實績とを參考にした沼口主事試案を基本に研究した成案に就て小林委員、相澤囑託、村川主事等の交渉顚末と協定妥結せる契約要項を十一月十五日の委員會に說明があつて、內容研討の上之れを受諾することゝなつたので、同年十二月一日付改訂契約書を締結した。

斯くて劃期的事業たる冬期排水に就て年末の要望は達せられたが、是れが實行には容易ならざる困難があるのである。即ち內外水位の大差により堤防の危險を誘發することや、又は食炊の用に供する爲めに樋管を利用して不用の河水を流し入れ、或は漁獲の爲めに狡猾な行爲をする虞れあるなど折角の企圖に違算を生じ、蹉跌を來して不成績に終るが如きにあつてはならぬこと。及び營造物の保護や土地の利用價値增進にも鄉民の理解と協力がなければ

效果を擧げ得ぬのであるから、特に鄕民に訴へるところがあつた。

又嚴冬に入れば、發電能力減退すると電力の需要は逐年增加して不足するので、運轉上の悩みがあり、水路の積雪氷結によつて通水を沮むので、雪割開發作業の難事が起つて來るなどの苦心もあるが、農村經濟更生に資するなど得る所も甚々多く、效果の大要を列擧すれば左の如くである。

一、道路、溝畔の波浪による破損、欠壞と水路の埋沒を防ぐ。

二、掛樋、橋梁の流失、破壞を除き、其の他各施設の保護となる。

三、春季潴溜水排除の繼續運轉に、多量の電力を消費することがない。

四、融雪期にも湛水や溢水を免れ、水防費を輕減する。

五、各種の耕地改良工事を施行するに便益がある。

六、冬期間交通を遮斷されることがない。

七、田畑の過濕、湛水を無からしめ、地表水地下水を排除し得る。

八、早期耕耘にも都合が良い。

九、堆肥の造成を助長する。

一〇、紫雲英其の他裏作栽培を可能とし、畑地作物にも好影響を與へる。

一一、自給肥料の充實により、金肥節約となる。

大鷲排水機に落雷

大鷲排水機に落雷、豫算追加

昭和十二年九月七日

去る一日大鷲排水機場に落雷あり。電動機二臺の内二百四十馬力のコイルを破壞し、卿筒三臺の内二臺は運轉不能となる。折柄稻作上の重要なる期間にて、最も急速に復舊を爲さゞる可らざるに至り、且又大鷲及び夫れ以外の中部臼井の各排水場に於ける高壓電導線に對しても、此の種災害を未然に防止するため、前者に對するコイル捲直し修理費金貳千五百圓、後者の中部、大鷲、臼井排水場の防止設備を爲すため金貳百拾圓支出の專決處分をなし、昭和十三年三月組合會の承認を得た。

引越堰の廢止と新堰設置

引越堰の廢止と新堰設置

昭和十二年十一月三十日

河川法準用施行に係る大通川に現存する引越堰を廢し臼井承水溝合流口の上部に新堰を設け、從來の引越堰關涉區域に灌漑用水配給上に支障なからしめる施設を附帶工事として併せ行はんが爲である。

上鄕排水機設置工事

昭和十三年三月三十日議決

自然排水區域たる大通川の流域即ち新飯田村、須田村、庄瀬村、茨曾根村の排水に對し、洪水時に排水する爲め、經費豫算額貳萬五千圓を以て上鄕排水機を設置すべく、財源として金貳萬圓の起債と共に議決を經た。

工事の概要

縣營排水改良事業實施完成により、第一次排水改良による舊排水機は總て撤廢すること丶なつたが、自然排水區域たる上郷二千七百町歩の悪水は、東西二大排水幹線水路より大通川に導き、鷲ノ木水門を經て信濃川に排出するものであるが、大通川の沿岸は、機械排水區域の極く低窪地で一條の堤防を以て境し、高い水位をのみ通過するのであるが、堤防内外の水位差は、常に甚しい爲め滲透漏水多いのみか、大通川改修施行後、年月を經過して、堤體は瘠細り或は破缺し、堤頂も亦改築當時に比べ著しく低下して、計畫高を保持しないので豪雨或は融雪の期に際會する毎に溢水を來し、防禦を爲すこと年々一再に止まらない。若し一度破堤の憂目を見んか、滔々として兩岸低地に奔流氾濫して、其の慘狀や被害は實に測り知ることが出來ない。假令破堤を防止して之れを免れ得たとしても、兩岸郷民を脅威すること夥しく、防禦費用に莫大の額を費し、且つ漏水に因る低地排水機の電力費消等の不經濟を敢てしても、尙上流に湛水を生じ、廢止すること丶なつた。郷末の舊排水機を運轉すること、毎年屢次に及ぶ狀態に在るので本郷排水の再檢討を必要とした所以であるが、此の主因を爲すものは信濃川河床上昇等の變遷による影響なることは云ふに及ばない。

然ども、豫備的に存置せる前記の舊排水機は、現代に至りては極めて舊式なる蒸汽機關なる爲め、運轉始動時迄に相當の時間を要し、危急を救ふに適切ならず燃料及勞力を多く要するは勿論であつて、設置後二十有七年を經過した今日では、甚しく能率減退し加ふるに機械各部は磨損腐朽を生じて、年々尠なからざる費用を投じて修繕を加へつ丶維持し來つたが既に殆んど使用に堪へざる狀態なれば、保安上にも危險の懼れを生じ、昭和十二年頃には改裝的大修理の必要に迫られたので、寧百尺竿頭一歩を進めて一大改良をなすを最善の策とし、大通川堤防の補强增築及河身浚渫と相俟つて信濃川の現狀に即應する排水機を設置し水害を除去するのが、最も喫緊事と考へ、郷民も亦之れが實現を翹望して止まないのである。

一面大通川の堤防に對しては、災害のある毎に、逐次縣に申請して國庫の補助を受け、災害復舊の工事を施し或は護岸により或は嵩置腹付により、完備を圖りつ丶あるのであつた。又大通川の河底は年々土砂沈積して流水に支障を來すので、昭和九年四月五日、許可を得て縣有浚渫船を借受け、先づ大通川合流點以下信濃川の浚渫作業を行ひ、更に引續き大通川流身の浚渫を圖つたのである。

昭和十三年三月十四日常設委員會に於て排水機設置を協議したが、喞筒及電動機は内外の國情漸く緊迫を加へ時局益々多事を極むる關係にあつて、製作上の難事があつたのである。當時の工場設備を以てする吾が國の生産能力では數年の日子を費し急速需に應じ得ざる狀勢にあると、費用の點も十有餘萬圓を必要とするのであるが、偶々設置後幾何も經過せずして殆んど使用しないで而も揚程、型式、容量等改造計畫に適合せるものあることが偶然に存在することを知ることが出來たので小林委員より同年三月三十日の組合會に諮り滿場の贊成を得たので管理者は直ちに事業費豫算の協贊を得た。

此の機會を捉へたのは、實に天佑とも云ふべく然も低廉なる價格を以て購入し得たのは、眞に本郷のために僥倖

であつたのである。

そこで諸般の準備を進め四月五日排水機の設置位置を決定し、翌六日沼口技手二階堂鐵工手を出張せしめて、北蒲原郡安田村の現地に現物を調査檢察せしめ次で一切の工事請負を新潟電氣工業所に定めて、六月十四日修拔を行ひ購入機の取外しと相前後して、基礎工事に着手したのである。然るに双方共に地盤の破壞作業に豫期しない難工に遭遇して、意想外の日數を費し爲めに工程に喰違ひを生じた。時正に嚴冬積雪の候に入り始めて本格的工事に取掛るに至つた又襲ひ來る時局の影響に自由經濟は統制經濟に變動せんとする端緒を萠し、諸材料の暴騰、物資供給の不圓滑及勞力の沸底等に惱まされ、加ふるに記錄的豪雪と氣溫低下凛烈を極め陸上の交通杜絶は勿論、河水凍結若くは流氷の爲め舟の航行不能等にて資材の運輸に支障を來し、幾多艱難を嘗めつゝ或は寒風氷雨と戰ひ、吹雪を侵して日夜作業を續け竣成を急ぎ漸く機械の据付、上家の建設、電氣設備を了して昭和十四年五月二十二日午前十時五十分を期し、受電一瞬假試運轉を爲すに至つたのであるが、此の瞬間當事者の歡喜は想像に餘りがあつた。

此の間當局は工事の促進につき幾度か現場に委員會を開いて對策を協議し懸命の力を竭し、眞柄委員は終始現場に指揮を加へ、現業員も亦獻身的に不眠不休の努力で、請負人を鞭撻督勵し、業者は營利的觀念を離れ、利害を超越して眞に犠牲的精神を發揮して苦鬪せる結果幾多簇生する苦難を克服以て豫期の成果を收むるを得たものであつて、農繁期節に入りて人夫出不足に陷り、困惑せるときには地元青年及婦人の各團體より、奉仕的援助を吝まざりしと起工以來地元有力者の替らざる協力をされたことは誠に感謝に堪へないものがあつた。

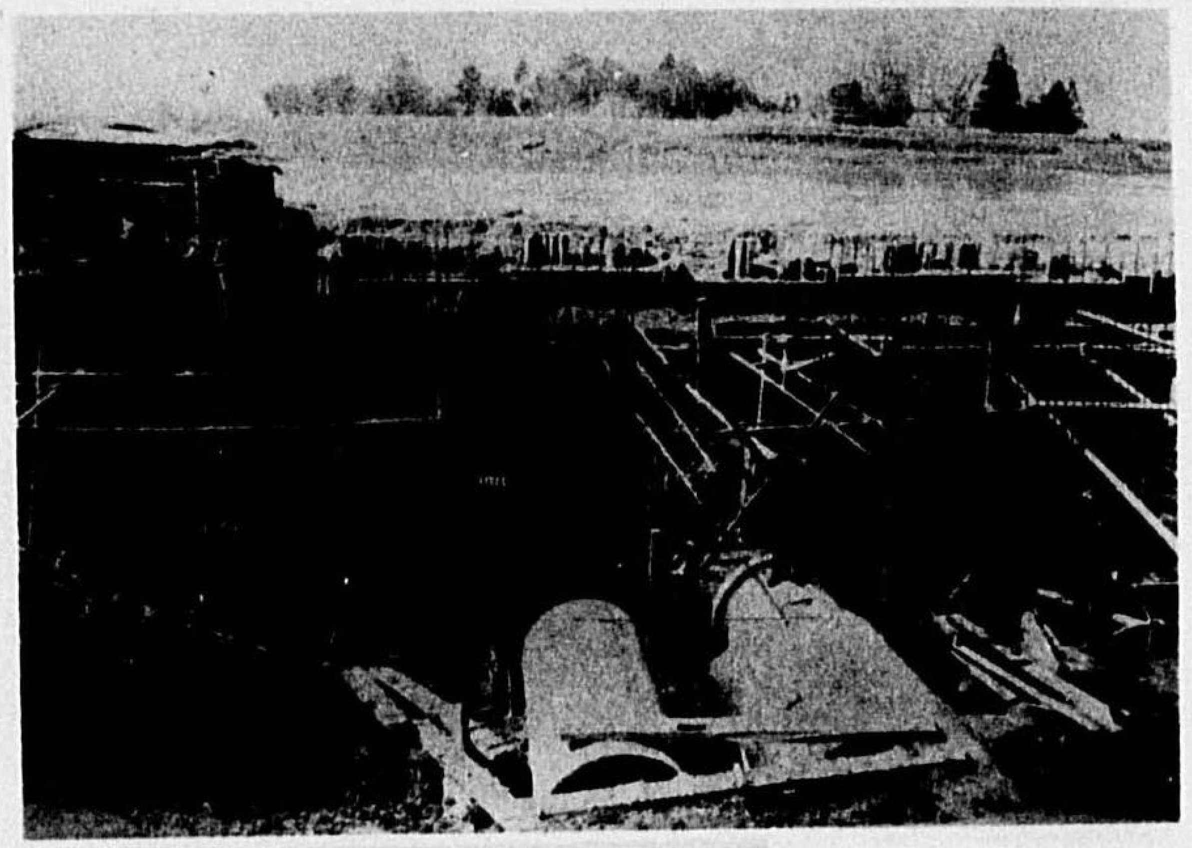

急湍中ノ口河畔を締切るにも人知れぬ苦心の結晶によつて樋管も伏せられ鐵筋も組立てられ水稻も作付けらる

寒風氷雪と鬪つて
五十吋喞筒の礎を築く

揚量毎秒百十立方呎を吐き出す排水管と建設を双肩に擔ふ責任の人々

計畫及實施概要

斯くて爾後の工事一切も六月十日全く成功し、同月十八日さゝやかな竣功奉告祭を擧行するに至つたのである。

一、排水機の計畫の概要は左の通りである。

イ、排水量、舊排水機運轉當時の排水狀態に鑑み毎秒二百二十立方尺とす。

ロ、實揚程、信濃川大通川の洪水位、信濃川河狀整理計畫洪水位並に流域と排水機との關係、位置、流域の田面標高等を參酌して左の通り決定したのである。

吸水面	海拔	五尺
排水面	海拔	十尺八寸
差引實揚程		五尺八寸

ハ、排水機及動力機の決定

排水機	五十吋	プロペラー喞筒	二臺
動力機	百三十五馬力	電動機	二臺

ニ、勞力及資材の使用概數

セメント	五十瓩入	三千四百袋
鹽化カルシューム	二十瓩入	四十袋
鐵材(機器を除く)		百七十四貫匁

木材（上家を除く）　百四十二尺〆

職工（石工、左官、大工）　四千六百十五人

人　夫　七千六百七十五人

三、事業に要したる費用

金四萬八千九百五拾壹圓九拾八錢

組合規約中改正

昭和十三年八月二十九日決議

眞柄專務常設委員は病弱の故を以て常務辭退により昭和十三年八月四日、常設委員會に協議して後繼適任者の銓衡至難につき主事を置くことの方針を定めた、そこで組合會に附議して規約の改正を行ふことゝしたのである。

從來常設委員中互選によつて專務一名を置き專ら常務に服して居つたが、學識經驗に富む技能優秀の人材を廣く世に需め專務委員に代らせる爲め主事制を採用することゝなつたのである。

本組合規約中左の通り改正する。

第二十五條中左の第三項を削除す

常設委員中互選を以て專務委員一名を置き專ら常務に服せしむ。

第二十六條を左の通り改む

本組合に左の有給吏員を置く其の定數は別に組合會の決議を經て之を定む。

主事　書記及技術員

附　則

本改正規約は公布の日より施行す

鵜森樋管本組合へ編入

鵜森樋管本組合營造物に移管編入

昭和十四年三月十七日

庄瀬用水路は新飯田揚水機により配給するのであるが、喞筒の効率低減し、全灌漑區域に亘り、圓滑なる供給を爲すを得ず、加之その區域は概ね耕地整理を施行し、排水施設が完備したるが爲め、用水の必要量の增加を來たし、水量不足を訴ふること頻々たるの實狀にあれども、現下の時局に際して、喞筒の改造は至難につき、近時信濃川水位の上昇せる狀態に鑑み、緊急措置として廢樋の運命にあつた鵜森樋管を活用して、補助設備と爲し、以て灌漑上の困難を救濟するを適當と認め、更に精細なる調査を遂げ、有効の場合は本樋管を改築して、庄瀬用水路中下流の主要水源地たらしむべき計畫である。依つて左記樋管は附屬用水路の營造物と共に、所管團體から移管を受け、本組合營造物に編入し維持經營せんと欲するものであると說明ありて議決。

所在地名	樋管名稱	構造寸法	所管團體名
須田村	鵜森樋管	木造長　二〇七尺〇　內法　高一・〇　幅三・〇	須田村大字鵜森三箇大字普通水利組合

水路移管本組合營造物に編入

昭和十五年三月二十七日

左記の用排水路は、幹線に次ぐ重要路線であるから、各所管團體から引繼を受け、本組合で維持經營することが本來の目的に協ふものである。

本郷は耕地整理工事の完成に依つて、全郷に渉り、治水上重要と認むる水路を選擇して移管を受け、本組合事業の目的完遂を期すべきである。爾餘の支渠、小溝に至つては簡易に管理し得られるものであるから、本組合は根岸を治めて、枝葉にまで拘泥することは、徒に煩瑣を加へて却つて大事を疎にする基因を招くこと丶なるから寧ろその經營は地元水利組合等の分擔に委することが適切にして便利である。斯くして專ら地方團體の活動を促し本組合との連絡協調を緊密にし、事業上の成果を收め、共榮の實績を擧ぐべきである。即ち移管受すべき水路は次の七十水路である。

水路名稱	延長	位置
上新田用水路(延長)	三五五	自 上新田用水路分岐點 至 上鵜森宅地取付
松子江余水吐	一四〇	自 淸水用水路分岐點 至 西用水路合流口
町浦排水路	一七四間	自 上新田用水路分岐點 至 庄瀬用水路分流口

水路名稱	延長	位置
上田中下江	一、〇二九	自 庄瀬用水路伏越 至 東用水路合流口
砂押用水路	五三五	自 東用水路分岐點 至 上田中用水路終點
五反田下江	五九一	自 二二號灌支交叉點 至 前須田下江伏越
兎餘水吐	三一二	自 五反田用水路分岐點 至 庄瀬用水路合流口
北潟家付用水路	三一二	自 庄瀬用水路分岐點 至 十九號灌支接續點
北潟用水路(延長)	三七二	自 北潟用水路尻 至 新村用水路頭
眞木排水路	五八八	自 庄瀬用水路伏越 至 東用水路合流口
蓮潟下江	二七〇	自 號排小 至 東線排水路合流口
中庄瀬用水路	五一五	自 東用水路分岐點 至 東線排水路伏越
庄瀬下江	四五七	自 東用水路伏越 至 東線排水路合流口
下庄瀬用水路	四六六	自 東用水路分岐點 至 東線排水路掛樋
菱潟排水路(延長)	五四一	自 庄瀬用水路伏越 至 菱潟排水路

蜘蛛手下江（延長）	二四六	自 東用水路伏越	至 蜘蛛手下江頭
庄瀬用水路（延長）	三二一	自 庄瀬用水路流末	至 上八枚一六號三條支接續點
上八枚下江	三六六	自 東用水路伏越	至 戸石餘水吐合流口
藏主補助用水路	三六二	自 東線排水路分岐點	至 中用水路合流口
次郎右衛門用水路（延長）	一二五	自 次郎右衛門用水路點	至 幹線道路接續點
小潟堀	九〇九	自 戸石境排水溝	至 臼井排水路合流口
玄海用水路	八〇七	自 戸石餘水吐分岐點	至 臼井排水路合流口
白蓮排水路甲（延長）	一八七	自 鍋潟境道	至 白蓮排水路頭
中曾根用水路	三二七	自 小見揚水所	至 中新田道
堀掛樋堀	九四	自 左衛門樋尻	至 東用水路合流口
中山用水路	四七五	自 東用水路伏越	至 臼井承水溝合流口
諏訪面用水路	四六〇	自 中山用水路分岐點	至 一一號條支

小藏子用水路	六三四	自 中山（元）用水路尻	至 小藏子排水路合流口
栗蒔用水路	七四五	自 赤澁樋管尻	至 幹線道路接續點
赤澁下江（延長）	三二〇	自 横断耕作本道（太田堀）	至 赤澁下江頭
横垣樋堀	五五六	自 横垣樋尻	至 赤澁下江合流口
赤澁用水路（延長）	二五二	自 赤澁用水路尻	至 大郷用水路合流口
犬歸下江	二〇六	自 大郷用水路	至 大郷下江合流口
下大郷用水路	一四二	自 大郷下組樋尻	至 大郷用水路合流口
大潟下江	四〇八	自 西酒屋排支尻	至 大郷下江合流口
獺ケ通用水路（延長）	四四八	自 獺ケ通用水路終點	至 大郷用水路尻
横土居用水路（延長）	五一	自 横土居用水路尻	至 二三號灌支取付口
本地用水路	六九一	自 赤澁下江分岐點	至 大郷承水溝合流口
川原下江	一、一七三	自 東用水路尻（松兵衛樋下）	至 大郷承水溝合流口

新田用水路	五七七	自　東用水路分岐點	至　鷲巻承水溝合流口
內沼下江	一、四七九	自　朱引堀夏保接續點	至　朱引堀合流口
鶴田用水路	八四九	自　蒲谷內用水路尻	至　權藏沼堀
五ケ下江	五二四	自　夏保道取付	至　半五郎江頭(茶臼)
山崎下江	七二五	自　西用水路伏越	至　潜場下江合流口
潜場下江(變更)	一三五	自　潜場下江接續點	至　半五郎江合流口
北田中下江(延長)	三九八	自　幹線五割上灌小取付	至　田中下江頭
上鹽俵用水路	五七〇	自　根岸南用水路分岐點	至　根岸承水溝掛通
松橋用水路(延長)	五一二	自　松橋用水路尻掛樋	至　六號排支頭
能登竪通	三一四	自　西用水路分岐點	至　助右衞門堀合流口
十五間下江	三一〇	自　一五號飨支	至　助右衞門堀合流口
神屋竪通	四四〇	自　西用水路取付	至　助右衞門堀合流口

古川下江(延長)	二〇五	自　八號飨支	至　古川下江頭
古川西用水路(延長)	二九五	自　下江古川用水路尻	至　十七號飨支
川根潟下江	五二〇	自　縣道白根、小須戸線	至　新道下江合流口
和泉下江	四〇三	自　二六號排支取付	至　三枚潟下江頭口
田尾下江	九四九	自　幹線上横斷道取付	至　木山下江合流口
藏主下江	一、〇七五	自　排水	至　木山用水路合流口
中用水路(延長)	六五〇	自　中用水道流末(平切橋)	至　龍子排水路合流口
天王用水路	四二〇	自　菱潟用水路分岐點	至　四號飨支接續點
萬櫛用水路	五七八	自　東線排水路分岐掛樋	至　次郎右衞門用水路合流口
櫛笥西用水路	五九八	自　萬櫛用水路分岐點	至　幹線道下排支溝頭
中ノ更用水路	三八〇	自　東線排水路分岐點	至　二五號道路取付
中割鄉用水路	三四五	自　西用水路戸頭堰上分岐點	至　五號灌支頭

上谷内西用水路	一七五	自 西用水路分岐點 至 萱場下江接續點
三千石下江	四二五	自 一號灌支尻脇 至 萱場下江頭
丸潟用水路	五〇八	自 西用水路分岐點 至 丸潟村中
下茨用水路	四一三	自 西用水路役場浦分岐點 至 準幹新村茨曾根線
清水用水路（延長）	三八一	自 清水用水路流末 至 西用水路合流口
庚下江	三〇一	自 庚用水路伏越 至 西線排水路合流口
新村下江（延長）	九三七	自 中用水路伏越 至 新村下江頭
計	三三、三五二	

灌漑排水改良事業費起債

灌漑排水改良事業費起債

昭和十五年三月二十九日議決

昭和十四年雪害公共施設復舊耕地事業費に金參千貳百圓、米穀增產公共施設耕地事業費に金四千八百圓、灌漑排水改良事業費に金七萬貳千圓、計金八萬圓を年利四分八厘以內にて大藏省預金部若くは株式會社日本勸業銀行その他から借入れ、据置期間は借入の日から、昭和十七年二月一日乃至三月三十一日迄とし、昭和十七年度から同三十一年度までの十五箇年賦とすることに可決。

本起債中雪害復舊は新飯田用水路の護岸で、米穀增產事業は朱引堀及龍子下江の改修を行ひ、用排水事業は鵜森樋管の改築を始め横垣樋堀改修外十二用水路延長七、五三一間設備並びに二排水路延長二四三間設備一の事業であるが雪害復舊、米穀增產事業及び鵜森樋管改築、橫垣樋堀改修工事は國庫補助事業に認められ、助成會の交付を受けたのである。

資金は凡て昭和十五年度公共團體普通事業資金の割當を受けて大藏省預金部より借入れたのである。

組合規約中改正

組合規約中改正

昭和十五年九月二十四日

地方稅法施行後の水利組合費に對しては、稅法を適用せられざるに至りたるを以て、組合費は總て其の客體、標準、納付、義務者を規約中に規定するを要することゝ爲り、準則を示されたるにより、該準則に依據して、かく改正するを適當と認めたからである。

本組合規約中第二十八條を左記の通改正し、同條の次に左の六條及附則を追加す。

第二十八條　組合費として賦課するもの左の如し

一、段別割

第二十八條の二　組合費は組合事業より受くる利益の厚薄に依り地目別に差等を設け之を賦課す

組合費賦課箇數を定むること左の如し

地目	一段歩に對する賦課箇數
田	七箇五分
原野、池沼、雜地にして現に田に開墾したる土地	七箇五分
畑	二箇
宅地、山林、原野、池沼、雜地	一箇五分

第二十八條の三　組合費は賦課期日現在の段別を標準として之を賦課す

第二十八條の四　組合費の賦課期日及徴收期限左の如し

期別	賦課期日	徴收期限
第一期	十月一日	十月末日限
第二期	十二月一日	十二月末日限
第三期	翌年二月一日	翌年二月末日限

前項の徴收期限休日に當るときは順次繰上とす

第二十八條の五　組合費の賦課率は組合會の決議を經て之を定む

第二十八條の六　組合費は賦課率を各期に分割して、賦課す

但、賦課率に端數を生ずるときは之を第一期に加ふ。

第二十八條の七　組合費にして追加賦課を要するときは組合會の議決を經て、賦課期日及徴收期限を定む

但、定期と追加とを同時に徴收するときは、課率を合算して賦課す

附　則

本改正規約は昭和十五年度分より之を適用す。

規約中改正

規約中改正　　昭和十六年三月二十七日

本組合規約中左の通改正

第七條中「選擧權を有する者、租税滯納處分中は其の選擧權を停止す」とあるを「選擧權を有する者、組合費及夫役現品滯納處分中は其の選擧權を停止す」と改む。

改正の理由は、公租の滯納では一々執行の官公署について調査を要するわけで、斯くては煩瑣に堪へぬので、組合費及夫役現品の滯納云々と改めたので、附則として本改正規約は公布の日から施行することを規定した。

灌漑排水等公共施設改良のため起債

灌漑排水等農用公共施設改良のため起債　　昭和十七年三月二十六日

灌漑排水に關する農用公共施設改良及復舊事業費に充つるため、年利四分八厘以内に於て、大藏省預金部若くは株式會社日本勸業銀行その他から、金七萬圓を借入れ、据置期間を昭和十九年二月一日乃至三月三十一日までとし、

昭和十九年度から同三十六年度まで、十八箇年賦を以て償還すべき豫定である。

本起債は昭和十四年昭和十五年雪害復舊事業費新飯田用水路の五線延長三百四十間の護岸工事、農地造成改良事業半五郎江改修工事延長一千六百九十九間竝に中部排水路を始め四用水路延長二、五二一間七排水路延長七、六一六間設備三の用排改良事業費に充當するのであるが雪害復舊及農地改良事業は國庫補助事業に認められ助成金の交付を受けて施行した。

因に此の起債ば金六萬七千圓に更正許可せられ更に大藏省預金部資金の融通を受けたのである。

耕地改良速進委員選任

耕地改良速進委員選任

昭和十七年六月十日

主題の臨時委員を左記の通り推薦し、組合會の選任を經た。

萱森敬太郎　　高野雄平　　齋藤德平

谷川喜惣太　　竹山久七

暗渠排水等縣營施行陳情

暗渠排水竝用排水改良事業縣營施行陳情

昭和十七年六月三十日

本組合區域內地下水排除及地上用排水の完璧を期するため暗渠排水竝に用排水改良事業を縣營に依り施行せられんことを本縣知事に陳情し、同年十月九日に至り、第一期暗渠排水事業費金貳拾五萬圓に對する十分の六に該當する金拾五萬圓を寄附すべきことを議決した。

農村振興時局匡救事業

第六節　農村振興時局匡救事業

第一次世界大戰後に於ける經濟界の大恐慌は、我が國にも必然的に襲來して、金融經濟界の動搖甚しきものがあつた。是を以て政府は非常對策として金解禁を斷行したが、その影響として、昭和五年には米價未曾有の暴落となり、農村は押竝べて窮乏のどん底に墮し、苦境に呻吟する狀態、視るに忍びざるものがあつた。故に政府は之れが救濟の應急手段として、昭和八、九年度に農村振興時局匡救費を計上し、主として內務省及び農林省所管の土木事業を起した。即ち內務省關係では道路その他の工事を、農林省關係では用排水の規模大ならざるもの、或は耕地改良工事の設備小なるものを、國縣の直營又は補助事業として各處に起用し、賃銀の支給によつて農村の窮乏を一時的にも匡救することゝした。勿論本組合としても是に類する相當對策を講じ、鄉民の就勞に依つて幾分窮乏を緩和することにをさ〳〵怠りはなかつた。

幸にも昭和五年は頗る豐穰の實りで、收穫は豫想以上に多かつたこと丶、半歲の就勞が酬ゐられて、多少の喜色が見えぬではなかつたが、米價は慘落又慘落して、收支償ふところなく、負債は增嵩するの一途を辿り、公課は滯納續出するの有樣となつた。之に依つて本組合は起債によつて舊債の償還に充當し、組合費の輕減を圖ることを他町村に率先して實行した。當時縣は此の異例の處置に困惑して、その許可には大いに躊躇するところがあつたが、究明大いに睚め、漸く了解を得て、焦眉の急は辛うじて救はれたのであつた。

翌昭和六年度は尙窮迫の狀況の繼續するに鑑み、組合費の徵收の三期なるを四期に分割して納付すべく改めたが、

素より窮餘の策僅かに一時的出費額の延引に過ぎず、眞に負擔の減少に非らさるを以て、止むを得ず、昭和六年八月十三日臨時會に於ける建議案を採擇して、第四期の納付額に該當する分に對し、前年同樣起債の措置を行はんことに決議したが、此の起債計畫は內務省に於て頗る難色があり、容易に之れが許可を肯んぜざるものがあつたが、具に農村の今日に於ける窮乏の實情を訴へ、漸くにしてその許可を得た。その次年に於いては、政府は初めて詳に窮乏の實情を知悉するに及んで、自ら進んで各種の施策を講ずるに至つたのであるが、本組合が全國に魁け幾多の對策を講じたることが、爲政者に深甚な注意を拂はしめるに至つたことを、大いなる悅びとするのである。次は即ち舊債の利子支拂に充當するために、低利資金の供給を仰いだ起債の許可である。

決議年月日	許可年月日 許可番號	起債金額	起債年度	起債目的	償還期限
昭和五、二、三	昭和六、三、三一 地第四四一號	五五、〇〇〇円	昭和五年度	組合公債償還費に充當の爲	昭和六年度
同　六、三、一四	同　七、六、一〇 內務省新地第七號	六四、〇〇〇	同　七年度	同	同　十年度
同　七、九、一八	同　七、九、二七 地第六、〇九四號 依命通達	三、〇〇〇	同　七年度	昭和七年度舊債元利支拂に充當の爲	同　二十六年度
同　八、三、二六	同　九、一二、二六 地第九、一三二號 依命通達	三、〇〇〇	同　八年度	同　八年度舊債元利支拂に充當の爲	同　二十七年度
同　一〇、三、一六	同　一〇、三、三〇 地第三、〇五五號 依命通達	一三、六〇〇	同　九年度	同　九年度舊債元利支拂に充當の爲	同　二十八年度

以上により、組合費の輕減された額は左記の通りである。

昭和五年度	七五、八一九円	同　六年度	五八、八〇二円
同　七年度	三一、一九二	同　八年度	一一、七六〇
同　九年度	一三、七一一		

是迄は既に再三述べたる如く、組合費納入成績は頗る良好であつて、日本勸業銀行から資金借入調査の際には、いつも推賞されたほどであつたが、不況の深刻は年毎に其度を加へるに伴ひ、滯納者續出して、組合の財政は危殆に瀕し、事業遂行に支障を來し、頗る前途を憂慮されるに至つたが、之れが惡弊を矯正し、納稅思想の向上を圖る目的を以て、昭和七年四月二十七日の組合會に於いて決議を經て、納稅成績優良なる者に對し、奬勵金を交付する規程を制定して、專ら滯納防止に努めたる外、滯納の爲めに納明內完納者に負擔を加重せしむるは、甚だ衡平を缺く嫌ひがあるので、滯納者には制裁的の遲滯金を課すべく同年九月十八日の組合會に於てその率の割合を決定し之を徵收することゝなし、之に依つて滯納の弊風を除去することにも努めた。

尙又救農事業の他の一として、當時本鄉全般に亘つて各所に耕地整理工事が始められて居たので、鄉民としては勞役する機會が與へられ、その他縣の補助事業も頗る多く農業土木事業に對しても認められ、本組合は僅少ではあつたが恩惠に浴し得たのである。

縣はこの事業の農村振興に對する方針として金額に比較して效果の多いもの、內部が良く統一され紛爭の少いも

の、地元負擔の出し易いものなどを條件として、特に生活に困難なるものを優先的に就勞せしめることの權利を與ふることゝし、遍く救窮の目的を達することに深甚なる注意を拂つて各地に施工したのである。本組合も昭和八年度及同九年度に於て左の事業が施行されたのである。

(一) 地方農林技師船木貞助及び菊島・朝倉兩技手の調査設計に係はる事業費助成金交付は、昭和八年十月六日附耕第五八三六號を以て許可の指令があつた。

施行地區	地積	事業名	事業内容	事業費
臼井村臼井	二六七反	小設備	小見揚水機改築	一、五〇〇円
小林村戸頭	六〇〇	同	戸頭樋管谷口改造	二、〇〇〇

(二) 地方農林技師村川吉太郎及小林技手により調査設計された事業費助成金交付は昭和九年九月一日附耕第二六八一號を以て許可指令せられた。

施行地區	受益地積	事業名	事業内容	事業費
臼井村	二、〇〇〇反	小用排水	下八枚揚水機設置	五、四六六円

尚本工事の一部は凶作應急川排水事業として、昭和十年八月五日附耕第四七六〇號により、助成金交付の許可を得た。

施行地區	受益地積	事業名	事業内容	事業費
臼井村	二、〇〇〇反	用排水改良	下八枚揚水機導水管工事	五、三八四円

第八章　大河津分水工事

第一節　大河津分水の起原及經過

大河津分水掘鑿の起原は、今から二百三十年程以前、享保の昔からの事である。

寺泊の人、本間數右衛門が河合某と謀つて、幕府に許可を請ふたが、不許可となつた。數右衛門は志を屈せず、再三石瀨代官所の手を經て請願を續けたが、寶暦七年病歿した。その後、安永五年には頸城郡高畑村の人湯本太郎右衛門、上小野村の人三上猪之助、下小野村の人片桐三郎右衛門等が、數右衛門の子息某と議つて、江戸へ上つて勘定奉行に請願し、天明二年には二世數右衛門が是非とも亡父の遺志を達する意氣込で、桑名藩主の手を經て、勘定奉行赤井豊前守に請願した。追つて檢分の上で沙汰すべしとあつたが、是も不許可となつた。次いで寛政元年、同二年と次々の請願も、掘割筋二十四村箇の反對があり不許可に終つた。そのうち二世數右衛門も病歿した。その後桑名藩の重臣やら、蒲原郡福島村の庄屋やらの奔走となり、相踵ぐもの續出した。文政年間、天保三年、同四年、同五年、同九年、同十三年、安政二年、萬延二年と被水害地の農民、または關係諸藩の運動となり、その都度幕府は役人を派して檢分せしめ、又は實測はしたもの〻容易ならざる大土工であるところから、終に之れを聽るさなかつた。

慶應元年、同二年と新發田領内古川村名主田澤與左衛門、同郡梅ノ木村名主幸助等を筆頭として二百四十一箇村の信濃川沿岸村々の猛烈なる請願運動となつた。次は田澤與一郎の手控から抄出したものである。

乍恐、以書付奉願上候

中ノ口川筋の儀、近年川床相變り、流水相當み、爲夫、洪水の度々、及堤切、水下タ御料領村々、不容易迷惑難澁仕候趣を以、長岡樣、村上樣より、八王寺地內にて、水除御普請、御願立に付、今般公儀御役人樣御下向、右場所御見分被爲遊、水防御普請可被　仰付御儀と奉存候、然る處私共村々、信濃川水緣、東南の鄕に御座候ては、何れも田方は極低場にて、年々惡水相湛、水腐悪作仕候儀に御座候處、此上中ノ口川の餘水引受候儀にては、彌增湛水引落兼、難立行、迷惑難澁に陷り可申、洪水の砌は、是迄とても、在來の川除押流、堤欠落及危難、或は越水のため、急上置、腹付を以、漸取防、堤修理川除等に莫大の入費相懸り候儀に御座候處　是又水當以前に相增、防方行屆兼候樣成行可申、萬一堤切等に相成候ては、御損毛は不及申上、困窮に陷り離散可仕候外、有御座間敷、悲歎至極に奉存候、右場所の儀、去る文化の度にも、國御役御普請奉願上候に付、御普請役足立所在衛門樣、近藤彌太六樣、吉川幸七郎樣御下向御見分御座候節、信濃川通上下御料領數百箇村難澁筋奉歎願候より、八王寺渡船場より上の杭出杭は勿論須頃兩村地內堤通も、古來有形より外杭壹本も振出の儀不相成旨、村上御出役樣にも、御沙汰御座候趣、被仰渡候に付、一同安堵罷在候處、此度猶又前段の御普請被仰付候儀にては、實以難澁、難立行候に付、何卒御慈悲以御沙汰、右御普請御見合に相成候樣奉願候、乍去、實々御見合難被爲成御儀に御座候はゞ、前段申上候通、困窮の始末被爲御汲分、以御威光、桑名御領分大河津村邊より、海面へ過水拔御手段被成下置候はゞ、中ノ口川御手段の儀に付別段申分等無御座候、乍恐此段以書付奉願上候　以上。

慶應元丑年十月

中之島組十五箇村小前
村役人惣代
鍋島村名主　二左衛門　印

蒲原橫越組八十八箇村小前
村役人惣代
下和田村名主　友右衛門　印
花ノ卷村名主　仲右衛門　印
曾川村名主　九右衛門　印
津島村名主　繼二郎　印

大面組十二箇村小前
村役人惣代
金子新田名主　敎四郎　印

蔵内村名主　長右衛門　印

加茂組八箇村小前

村役人惣代

柳川新田名主　丹三郎　印

大宮新田名主　清左衛門　印

三貫地新田名主　忠次郎　印

曾根新田名主　新七　印

小須戸組二十一箇村小前

村役人惣代

梅ノ木村名主　幸助　印

小須戸村名主　原蔵　印

小吉郷内九十七箇村小前

村役人惣代

中高井名主　谷之助　印

上諏訪名主　勘左衛門　印

古川名主　與左衛門　印

赤塗村名主　惣右衛門　印

大郷村名主　仙右衛門　印

上鷺ノ木新田名主　清左衛門　印

後須田村名主　彌兵衛　印

下木山名主　権次郎　印

蜘手興野名主　丁兵衛　印

新發田御役場

右に依れば、信濃川の河床に變動を來してから、破堤頻々、村方の難儀容易ならざるものがあり、長岡藩、村上藩で、中ノ口川の呑口、八王寺地内に於て、水除刎杭を出し、水量の中ノ口川への流下を防がんとした計畫に對し、即ち本願書に連記の村々で、反對の陳情をしたのであるが、若し桑名領分大河津村邊から海面への掘割工事を行ふならば、別段異議は申すまいとの文面で、追々村々一致し、是迄墻に鬩いだ兄弟が、こゝに協力一致して分水問題の貫徹に力を竭すことゝなつたことが知られ、問題は一段と本格化し來つたのである。

慶應元年十月中、中ノ口川呑入口、爲御見分、舊幕府菊名仙太夫殿御下向の砌、新發田藩より建白書

口上之覺

此度長岡樣、村上樣御兩家より、中ノ口川筋水防、御國役御普請の儀、御上達に付、今般御下向夫々御見分被爲在候通、右川筋の儀は、元來呑入口より凡二里程の間、川幅廣、右以下は至て狹、右の處江流水引請、愈々水嵩相增、其上地形引下り居り候事故、水勢自然に差向、當時の模樣にては、本川の水量過半中ノ口川江流下仕居故、年々歲々堤通押破、御料私領數萬の人民難立行、川添村々は年分堤通川除土持の修補無止時、開作手を明け、家業を失ひ、領主においては右入費不少、實に上下共力を盡し、水防手宛仕候得共、彌增水勢差向候得ば、とても人力を以難防、實以當惑の折柄當七月中出雲崎御代官石神彥五郞樣御手代中より、右川筋水防手段筋の義談合有之、素より當方においても懇願仕居候儀に付、早速評議に及ばれ候處、右は中の口川筋の義は當節危急災害は、片時も難指置義は素より申立候迄も無御座候得共、信濃川村々において、右手段筋に付、品々故障筋有之趣に相聞え取調中、今般御下向に相成、然るに信濃川筋の義、去る弘化四未年信州大地震以來、川筋の模樣如何相成候哉、前代無之折々の洪水打重り、其時々堤通上置腹付仕候得共、尙又其上江越水仕候體にて、既に當夏中洪水は堤通惣體の越水にて、數箇所の危難場出來、所々及切所、兎に角、當領の義水下村々申合、晝夜精力を盡し、懸命に取防候より、先づ無難相凌候得共、此上中の口川筋江呑入候水量御手段に因て、信濃川筋江相增候事にては、當夏過水の折柄、如何して可取防手術更に無之、然るに中ノ口川當時の如く、强流に罷成候義にて、申さば天自然の道にて、無餘儀筋に有之候處、今更人力を以て一時に信濃川江相送り候樣、御手段相成候ては、則中の口川の災害信濃川江相移り候筋にて、川添村々は勿論水下數百箇村、不容易迷惑の趣、只管相歎、何れも右御手段筋御見合被成候樣仕度旨相歎、是又事實無餘儀譯にも相聞え、殆當惑罷在候義に御座候、去迚當節下々難澁筋、默止居候譯にも無御座候に付、篤と愚評仕候に、兼て當國の人民擧て懇願罷在候、信濃川水吐として、松平越中守樣御領分大河津邊より、海面江掘割御手段被成下候樣仕度、尤是は不容易大業に付、急速御普請御取掛と申場にも相至間敷哉、然るに中の口川は當時の急務、今にも出水有之候得ば、可及切所體の場所々々數箇所有之候得ば、即時も其儘難差置儀に付、先づ差當右川筋呑入口邊にて、水刎御手段被成下、一と先中の口川通減水仕候だけ、水　相增候は必然、是迄すら出水の砌は、前文の通水防方難澁仕居候體に候得ば、此上水嵩相增候段にては、實に防方手段無之、人力難及體に成行可申は顯然に有之、左候ては中の口川緣に一倍仕候人民、更らに可救手段無御座候、不容易難澁の次第につき、右御手宛として、信濃川過水吐、右大河津村邊より、場所御見立の上、御掘割の義、此場にて御取期被成下候樣仕度、右手段筋は、是迄度々目論見も有之、委細は御賢知可被爲在御義にて、水防第一の手段には御座候得共、國中の大業故、何ぞ御差支筋にても有之、是迄御沙汰流に罷成居候義とは、乍恐愚察仕候得共、近來追々信濃川筋、過分床高に罷成、以前とは一變仕、年々水災引請、實以國中難立行義に付、いづれ御威光を以兩川筋の水患免候樣、御手厚御沙汰被成下候はゞ、諸領々申合、力を盡普請取掛候はゞ、大業も無仔細成就可仕と奉存候、右は素より過水吐の手段に御座候得ば、何方においても差障も不相見、只々川形數地に相成、迷惑村々も可有之候得共、其義は益地村々總體にて、迷惑不相成樣如何樣とも示談行屆可申と奉存候間、右手段筋速に以　御威光、御目論見被成下候はゞ、永世の御國益數萬の人民廣大の御救と罷成候義は勿論、

當節信濃川付當領村々は、此度御手段筋不差障樣幾重にも利害可申諭奉存候、左も無御座候ては、故障村々容易に會得の見据無御座、委細前斷の次第にて村々においては、甚だ人氣立居、品に寄、以外の事共出來候ては、實以恐入候義に付、不得止奉願候、何卒右の段御聞届被成下、村々難澁筋御憐察の上、屹度御覺(マヽ)候、此段奉申上候　以上

丑十月（慶應元年）

溝口誠之進家來
入江八郎左衛門
富樫萬吉

これは新發田藩溝口氏からの建議書であり、農民救濟の策は一に大河津分水に在りと述べてゐる。

明治元辰年新發田藩より、水原府四條殿への建白寫

口上之覺

溝口誠之進領分、越後國蒲原郡の義、阿賀野川、信濃川始、其外數多の川々流居り、水災不相遁、貧村勝に御座候處、去る弘化四未年信州路大地震にて、信濃川水源如何相變候哉、其以來別て度々の洪水にて、年々歲々堤通押砂、田畑諸作取失ひ、夫れのみならず、切所下タ石砂入等にて、永年作付不相成樣變地仕、爲夫、大小百姓共産業を失ひ、飢寒に差迫候もの不少、無餘義、喰料等夫々及手當、兎に覺先ッ渴命ヲ爲凌、川通水防向の義は入費不厭、年分修補不怠、盡力仕候得共、更に其驗無之、既に一昨寅年舊幕府にて、信濃川分水中の口川呑入口江、大造の水刎普請有之候得共、聊右の驗無之、當夏中の洪水にて、右兩川緣堤通數十箇所押切水下タ數百箇村、田園家居の差別無之、一圓數十日の內、水底に相成り、流失、潰家等不少、野には青草無之、堤通は惣體及破壞、此上如何樣盡力修補仕候ても水防可行屆見込無御座、去迚、其儘差置候ては、數萬の人民離散流亡仕候外無御座、悲歎に沈み、いづれにも水患免候術計無之候ては、民愈旦夕に差迫候趣懇願罷在、委細の事情、乍恐御見聞可被爲在御義奉恐察候、然るに右の水患除候には、信濃川の過水ヲ中邊程能キ場所より、海面へ落候樣可仕より外無御座、先年より、追々目論見有之候、三島郡大河津村上より寺泊下タ海面江僅貳里程にて、餘程の勾配有之趣に候得ば、右場所掘割、信濃川分水路相立、過水爲吐拂候得ば、蒲原一郡の水災速に相遁候は顯然に有之勿論、素より過水のみ爲吐掛候仕法に御座候得ば、何れの村里において實地差障も不相見、尤水路掘割に付、潰地等の迷惑筋も可有之候得共、是は益地村々惣體にて相償候樣取計方も可有御座候哉、且右掘割諸入用の義、當節國中疲弊至極の折柄に御座候得ば、迚も自己を以、大業成就の程無覺束に付、金札相當貸下げ被成下、成功の上、益地村々高割を以、返納被　仰付候はゞ、乍恐始終　天朝の御入費にも不相成、永く水患相遁、莫大の　御國益は勿論、萬民活愈の御高恩と一同悅服仕、農業一ト際出精相勵、國柄も立直り候樣可相成と奉存候、此段領民共擧て懇願仕候ニ付

御創業御繁忙の御中、奉恐入候得共

御一新の當今柄、默止居候ては　御仁恤の御主意に相悖候のみならず、領民苦情、實以不得止次第に付、篤く

御憐察被成下、何卒格別の以御沙汰、早速場所向、御見分被成下、右過水吐の御手段筋被仰付候様、偏に奉歎願候　以上

辰十一月

溝口誠之進家老

窪田平兵衛

本建白書は更に又新發田藩家老窪田平兵衛が藩主の意を承けて、四條隆平知事へ宛て分水工事の施工を歎願したものであるが、抑も分水工事はその起原たるや、享保の昔からの問題で、極めて古い歴史を有するのであるが、総に工事の著手を見ずして、徳川幕府の倒壊となり、本建白書中にも見える如く、文政十一年十一月越後地震（三條地震とも呼んでゐる）と、弘化四年の善光寺地方地震の影響で、信濃川の川床一體に高上し流勢に異變を生じ、小千谷町以下の中下越の信濃川の流域一帶にわたり、年々歳々水害の被害をうけ、惨狀見るに忍びざるものがあつたが、わけて明治元年五月に於ける信濃川の氾濫は、小千谷町に於ける水量は、實に一丈八尺と云ふ標高を示し、長岡町以下新潟に至る河岸村落の破堤十數箇所に及び、湛水海の如く、野に青草も見えぬといふ有様であつた。殊に北越の天地は明治戊辰の戰雲に蔽はれ、壯者はことごとく役夫として徵發され、湛水數月に亘るも、水戸止さへも爲し得ざる酸鼻の狀を呈したのであつたが、わけても古志郡草生津村、黒津村、三島郡町輕井村、南蒲原郡長呂村、尾崎新田、田島村、井戸巻村、大島新田、加茂新田、西蒲原郡金巻村、中蒲原郡では白根鄕西北部一帶、就中大鄕村、山崎興野は、その惨害最も酸鼻を呈した。是に於てか被害村落からは翕然として大河津分水の叫びが昂り、わけて最大水損地たる新發田藩からは、前段家老の建白となつたわけである。尙同藩は窪田平兵衛、富樫萬吉をして、高崎、與板、村松、峰山、三日市、村上の六藩に交渉を遂げしめ、七藩連署の上、明治二年一月大河津分水掘割を越後府知事に建白し、なほ民間側では明治元年九月十五日味方村庄屋笹川孫之丞、巻村同南須原森之助、五ノ上村田笹川佐平、下木山村同柏堆次郎、中高井同大矢益之助、神屋同市嶋謙之助、上諏訪木村同田中勘左衛門、鳥原村同風間順吾、木場村同山際郡司、山口村同山口三郎、與兵衛野新田堀宇三郎、井戸巻村同遠藤潤右衛門、今井村同勝山才治、板井村同藤野傳右衛門、黒鳥村同鷲巻忠吾、槇岡村同栗賀嘉四郎、曾根町同中野復七、新通村南波權右衛門、笠木村同古俣勝次、大敷村同椎谷駒太郎、浦村新田同丸山孫二郎、前田村同伊藤孫次郎、山口請新田同石井五郎右衛門、引越村同小林佐内、塚野目村同川瀬篤治、姥島村同小野塚伊左衛門、荒町同佐藤儀平、杉名村同笠原順作、上須頃村同小林伊三郎、貝喰新田同高橋耕平、岡野新田同土田磯次郎、下條村同小島太兵衛、小須戸新田同捨寺治右衛門、古川村同田澤與左衛門　保明村同高橋健藏、福島村同田中新之丞、金子新田同小山敎四郎、矢立村組頭平介、古川村組頭傳右衛門の三十九箇村の庄屋組頭が味方村に會合し、信濃川分水は此機を逸しては、永世成就の見込なければ、同志の者は須らく利潤私慾に迷はず、目的の遂行に粉骨碎身すべきことを一同誓ひ合つたのである。

續いて同年十月十九日には、水患村々九十一箇村代表として、山口新田庄屋山口三郎外五名が民政局へ、同月二十三日には鵜森組名主藤七外七名の名主が連署して、郡御役所へ、尙又同月二十六日には、水破村々の惣代として、中高井庄屋大矢益之助外二名の連署を以て、同じく郡御役所へ向つて出願し、「川々堤通は殊の外大破致居り、

今にも出水に及候はゞ、切込候は顯然、左候節は一同退轉の外無之と、何分にも不聞請（小前百姓一同）品に寄、越訴仕候儀に相見え、當惑至極に御座候」云々と形勢穩かならざるものあるを傳へてゐる。

田中艮八、市島謙之助等の運動

玆に上諏訪木村の人田中艮八、（剃髪後名を道光と改む）神屋名主市島謙之助等は、村松藩士高岡永藏を賴み、旺に京都の縉紳及大阪鑛山局吉田信太郎等の高官に縋つて、大河津分水について熱心に運動を繼續してゐたことは、艮八の記錄「覊旅雜誌」に見えるのであるが、田中艮八等は、明治元年十月二十二日上諏訪木村を出發し、十一月六日京都東六條東洞院通下珠數屋町笹屋町東本願寺境内井筒屋佐兵衛方へ止宿し、高岡永藏假宅を尋ねたるも、高岡は大阪へ參り不在、同月十二日市島氏を止宿佐兵衛方に殘し、曉天を待つて大阪表へ發足、高岡氏を道頓堀の定宿「とりも」に問合せたが、去る八日上洛と聞き、餘義なく兼々配慮を仰ぎたる鑛山局吉田信太郎に面會、高岡氏の行方を尋ねて十三日歸洛、十五日高岡の僕高頭義右衛門なるものゝ手引を以て、同日祇園千種舍（ちぐさや）に於て、初て高岡氏に面會し、翌十六日止宿を高岡氏の寓宿に移し、十二月二日市島及小林兩人は高岡氏の指圖に依り歸國。十二月三日再び下阪、吉田信太郎に面會、吉田より「先づ直に國元へ罷下り、御在所を御周旋可被成旨、頻と傳聞にて」、同四日午の刻大阪を出發、夜八時京都著。偶々越後より上洛の高岡氏の家來高橋孫三郎に面會、種々談話の末、高岡氏は來る八日出發、國元へ御歸の事に決定。夫より孫三郎同道京都を發足、伏見より艷船にて淀川を下り、夜五ツ時村松藩御用達荒物屋角兵衛の止宿大阪高麗橋一丁目灘波屋半兵衛方を尋ね、此夜は今井橋に投宿。翌六日大阪なる異船の掛り某を賴合ひ、七日神部（一）吉川新七方へ著したるも、休泊滯在は難く相成らざるとのことにて、當所裁判所（當時の縣廳）へ出頭、口上を以て船待止宿の義を賴みたるも許可なく、無據同所玄關應接の間に於て止宿致し度願書を出したるに漸く許可となり、十二月十日神戸運上所目利役角屋惣七の斡旋にて、米國コスタリカ船に乘船、横濱に到るべき願書を差出し、許可を得た。

嵯峨御所御內
田中艮八
外三人

此度私共義主用有之米國コスタリカ船に交駕致し、横濱迄罷越申度候間、乍恐乘組上陸御免許狀御下渡被成下候様奉願候　以上

明治元年辰
十二月十日
田中艮八　印

兵庫縣御裁判所

嵯峨御所御內
田中艮八
附屬三人

右者米國コスタリカ船に乘組横濱表へ罷越度旨願出候ニ付同所上陸差免者也

兵庫縣

辰十二月十日　裁判所　印

記錄を一讀すれば、當時旅行の極めて困難なる時に於て、分水問題の同志が眞に東奔西走の勞苦を厭はず、自費を支出して、各方面の貴紳に運動を試みつゝあつたことを思ふ時、自ら沸出る涙の禁じ得ないものがある。次も羈旅雜誌の中より參考記事の一章を引用したのである。

十一月二十三日（明治元年）謙之助（市島）良八（田中）山崎重三郎樣江得面會候節、應接の覺

大河津掘割の義は、寶暦年間より段々出願人も御座候得共、諸領入交の事故一致不仕、延引罷在候處、當夏は御承知之通數箇所へ堤切にて、數百箇村の黎民流離の體に罷成、亡村廻轉之艱苦、坐して觀望するに不堪、私共同志之者共申合、嘆願仕候得共、何分戰爭の折柄に付、礑と御周旋の樣子も無之、乍去其儘捨止候得者、延引無際限次第、同志一統悲歎罷在候處、去十一月十三日村松藩高岡永藏と申人ハ元來君侯の用達仕居候處、同藩の義は、賊徒に組し候處、同藩の內にて二百人程、京都詰の者は浮浪にイ候體に成行候處江、右永藏以手續、嵯峨御所江仕官致、右御手續にて大阪鑛山局吉田信太郎殿江御願致し、金子千兩操出、右金子を以、村松藩士の浮沈機樞を入極、又は主人堀貞次郎の首尾執直し、右勤功御賞譽として、中老格家老加りの蒙內命候て、猶上京に相成候右人は、越後水破村々年々艱難素より承知罷在候得共、何分大業の事にて、一身執計方出來兼候事柄も有之、幸大阪鑛山局吉田信太郎殿江談合に及び、大河津掘割一件、朝廷江通徹致度存意にて共筋江內々願書差上候處、右大河津掘割致候ても、村々故障等無之哉否や御訊問に相成、幸主用にて歸國の序に私共同志へ被尋候間、素より懇願の事故、不取敢一統出會、篤と遂相談候て、高岡永藏へ歎願の取次を賴み、同人義は十五日發足仕、私共義手分を仕、惣代の內與左衛門、益之助兩人は、新潟民政局江歎願仕、夫より新發田江歎願仕候得共、何分急務の事故、乍恐御下知を不待、私共兩人二十二日發足致、當月六日に御當地へ參著仕候て、永藏殿江打合、大阪表江下り、吉田信太郎殿江罷出候處、差越願の義に付、一先づ歸國の上、四條太夫殿の添書持參致候得ば、順願にて御座候間、右の意を以て、京都表江罷歸り候處、外願人方より、四條殿の以添書押小路殿江出願に及び候趣、承見候得ば、彼是仕內外願人の爲め、猶又延引仕候ては歎敷義御座候間、孰れにも御骨折被成下、當年中に普請御取掛りに相成候樣奉願候、且不調法の書帳に御座候得共、一件是迄の草稿帳差上候間、御覽下され度奉願候

一、右に付山崎樣の應接大河津一件は、素より主君にも懇願の義候得共、其方共身分として、領主を差措出願候義にては、何共心配も致方無之、且つ五十萬兩金、吉田信太郎、高岡永藏兩人にて受負出金致候抔は、迚も力の及ぶべき者無之譯は、主人の入用金才覺心配罷在候得共、不出來にて心痛致居候、扨又、朝廷にて爲賊徒征討、出兵の入用金參拾萬兩にすら、手束させられ候折柄に、假令鑛山局とても出金致す理は無之と存候、何義は扨置、越後府を差置候義ハ、越訴の筋現然成り、此間も高田侯の奥州三千石を頸城郡壹郡と引替の一件抔も、取越願の筋を以、大金を費、出來候ても、越後府の故障にて勿論無詮に相成候。右等の譯柄も有之候間、先ッ順を以其筋へ出願可然と被存候。乍去、明日は高岡永藏殿に致面會、篤と同人趣意を聞糺、此方の存意に落意致候得ば、國家の爲故、何意にも盡力周旋致候間、右に心得、明日高岡同伴致し、二條木屋町松本屋りき方江出來被成度候。

以上は市島、田中等一派の運動であるが、田澤その他も亦他方面に對し、それぞれ熾んに運動を試みつゝあつたの

である。

明治二年二月朔日、田澤與左衛門、佐藤又市其他有志の者相携ひて、彌彦神社に詣うで、分水工事請願の速に採用されんことを祈願し、尋いで田澤は赤泚村五斃次郎吉を從ひ、京都に上り、治河總督中御門大納言に面謁、直接陳情を試みた。

明治二巳年二月登京の上

中御門殿江御直歎願書

北越信濃川の義は、從水源至海落口、百餘里の間、長岡迄は急流、以下新斥(潟)江達する二拾餘里、平地を貫き、兩岸の長堤、人力を以相築き、實に宇内無二の大河にて、年々水害難遁、加之本瀬追年床高に相成、纔の暴雨堤塘押破、其防禦の費用幾萬金、困民の扶助と成にもあらず、良田千萬頃、一圓不毛の地と相成、租税の資、養老の料、産業を闕き、萬民困窮仕候條、自古有志の輩、連綿慨歎を抱く。三島郡從大河津村寺泊下タ須走村迄、直徑貳里餘、堀割海面江分水仕候はゞ、國内の水災、立どころに除之、剰へ御國益に相成候箇所も不少、是一擧兩全の良策につき、寶暦年間より、度々目論見有之候得共、諸領入交り、人氣一致不仕、又願人も言行確實ならず、陽に窮民救助の仁術を名として、陰には只私利を專務とするの奸計に出候者も有之、瑣細の故障に消魂し、眼前の良策を施す能はず、空しく年月を過ぎ來り候處、既に昨辰年古今未曾有の洪水、信濃川は勿論、諸川に至る迄、數百箇所の破堤、田園村落都て如大湖、滿水渺々、民戸倉廩潰散流失、或は傾頽出沒其數を知らず、父母妻子東避西遁一生を得と雖も、糊口活命の計を失ひ、數十里の間生草を不見、實以萬民の困苦絶言語、於玆、顯然分水の外豈防禦の術策あらんやと、窮民共爲申合、御列局共領主々々江追々歎願仕、御厚配も被下置候得共、戰爭の後、公私百端の折柄、急速の御評決に相成兼候哉、徒に數月を送候内、私曲の計策往々出來、窮民救助を直言する奸徒の饒舌に壓倒せられ、因循に渉り、時運の機會を取外し候はゞ、當年又候水災必然難遁、實に人命の存亡に立至り、千萬歎ヶ敷奉存候、然る處、今般當國御列藩限り、右掘割事件御上書に相成候得共、未だ御列局被仰合も無之哉に聞及び、御評議を被爲遂候迄は、御下知と中場にも至り申間敷、悲歎至極、何分一日も爭ひ候方今の一大急務に付、至急の御沙汰を渇望仕候、私共更に奉歎願候段、誠に以恐懼戰慄の至に御座候得共、眼前飢渇切迫の窮民に候得ば、彼是遲々におよび候内、若心得違蜂起等仕候ては不相濟義、且は共困窮見聞に忍び難く、悲歎の餘り不顧微賤、侵萬死、奉直願候、就ては疲弊の窮民に御座候得ば、指當り右用途の手段無御座候故、別紙掘割分檢水盛場所繪圖面竝に水損地村々凡て奉入御覽候間、右御調の上、金札五拾萬兩村々江御貸被渡成下、追々上納被　仰付被成下候樣、偏に奉歎願候、右願の通御採用被成下候はゞ、大業速に成就仕り、國々に困苦の民なく、野に不毛地なく、耕耘盡力不失時

天恩の下、父老を養ひ、萬民誠腹の基、確然相立ち可申と、重々難有仕合に奉存候、何卒前陳の旨趣篤と御諒察被成下候て、迅速御採用に相成候樣、御添書奉戴被　仰付被成下度、伏て奉悃願候、誠恐頓首敬白

越後國水損村々惣代庄屋

古寺權兵衛　　花園作之丞

大矢益之助　市嶋謙之助
田中勘右衛門　柏　堆次郎
田澤與左衛門　佐藤又市
石高物兵衛　深川仙右衛門
吉澤原藏　外山敎四郎

越後府
御役所

右本文の通に付、西園寺樣御添書奉願度、東京江御跡ヲ奉慕候處、去る正月二十三日御出立に相成り、御登京の趣奉伺、直に早打を以、二月二十三日に著京仕候處、越後府御免被蒙仰、今度壬生樣國府被蒙仰、直に御下向に相成、當惑仕、尙又歸國の上、御添書奉戴仕候迄、因循に相成候へば、蜂起必然難默止、依之、不奉顧恐懼、御直願仕候間、何卒格別之御仁恤を以、民心相貫、速に願の通被　仰付候はゞ、一同相助り、私共義、重々難有仕合奉存候　以上

巳二月

越後水患村々惣代
石高物右衛門　印

同所
田澤與左衛門　印
堀貞次郎家來
高岡永藏　印

中御門大納言樣
御役人中樣

分水開鑿準備に著手

右中御門大納言殿へ奉呈、三月三日高岡永藏御呼出、改めて本書を提出すべきやう、御達に付、翌四日調印の本書を奉呈した。即ち役人奥澤要人を以ての御口達には、

天子東京へ御發駕前にて、多忙を極め、殊に國府も越後へ下向後なれば、當方から越後府へ廻附しても良いが、それにては、其方共の折角の誠心も貫徹せず、尙又急務の事ゆゑ、直接持參歸國するが得策ならんとの御口上にて、大納言殿書面の内容の旨趣は「片時も速に水害防禦の方法を講じ、萬民撫育の大御心に添へ奉るやうに致すべし」との事で、採否の次第は、越後府知事から、大納言への返書を受け、取敢へず上京し、委細は奥澤要人との打合せなすべしとの事であつたが、誠心や鬼神に通じけん、願意は終に採用せられた。

越えて三月越後府は、愈々分水事業起工に決し、且つ工事費は官費を以てする旨を各藩に令達し、寺泊町に事務所を設け、之を信濃川分水役所と稱し、分水路開鑿の準備に著手したのは、明治二年五月十九日の事である。

掘割設計の大要は、

分水掘割　四千九百九十七間三尺

土　坪　七十六萬八千八百七十八坪五合三夕

此人夫　四百六十五萬千五百六十八人九分

一人賃金　平均永百文宛

此金四萬六千五百拾五兩六貫九拾文

分水役所の組織は總括、御用係、會計、用辨係を置いて庶務を分掌した。同役所は後に治河會議所と名稱を改めたが、即ち

總　括　權判事平岡兵部（後に兵吉、更に通義と改稱した）

御用係　高岡永藏（村松藩）

會計係　五十嵐甚藏（蒲原郡金屋村）

用辨係　下木山名主 柏堆次郎　中高井名主 大矢益之助　上諏訪木名主 田中勘左衛門

神屋名主 市島謙之助　赤澁名主 石高惣右衛門　古川名主 田澤與左衛門

分水事業延期申渡

大郷名主 澁川仙右衛門　小須戸町名主 吉澤原藏　金子新田名主 外山敎四郎

木場村庄屋 山際郡司　黒島村庄屋 鷲尾忠吾　味方村庄屋 笹川孫之丞

中山村庄屋 佐藤又市

越後府判事の名を以て、右申渡があつた。係役人の過半數が本郷内の人たちであるところから見ても、分水運動の中心が本郷にあつたことも察し得る。

然るに、九月十七日、突然政府から分水事業延期の申渡があつた。農民の落膽は申すまでもなく、人心の動揺頗る常ならざるものがあつた。是に於てか、新發田藩は勿論地方有識者は深く之を憂ひ、壬生知事へ苦衷を上書し直に田澤與左衛門、大矢益之助、高橋健三、鷲尾忠吾の四人を有志總代として上京せしめた。

乍恐以書付奉申上候

當國信濃川、累年の水害にて、上下難立行、就中、昨年の水災流亡、數萬の諸民絶命の際に差臨み、困苦の體見るに忍びがたくにつき、水災除之義、去年以來種々心配、其筋々江數通の歎願書差上、下々一般晝夜渇望罷在候內、當四月中、右川過水吐として、大河津村より海岸須走村迄、分水路御堀割即今御手を被爲下候趣、御布告に

相成、積年の懇願一時に相開け、御仁恤の程深く奉感佩、其後私共用辨被　仰付、愚昧の銘々、乍不及、精心を盡し、一時も早々御普請御手下し罷成候様、下民仰望の情實は、追々開上の次第に御座候處、御模様如何不奉伺候得共、何分御手下し御延引心痛罷在候內、八月上旬御登京被遊、下々甚だ疑惑を生候得共、御歸越にさへ相成候得ば、直様御手始に可相成旨申諭、一日三秋の思にて御待受居候處、此度御下向の趣、一同渇仰罷在候處、私共御召の上、東京表段々御盡力、越民情態子細に被　仰達被成候得共、御國事御多端の折柄、迚も大河津事件御入用金御下渡の場合には不至、併し御見合切と申には無之、暫御差延被遊候旨趣厚く相心得、下々江論方逐々御沙汰の趣奉承知、一同驚愕歎息罷在候處、被爲於　知事様に、深御心惱飽迄國民御救助被遊度、猶又御登京の上、御手厚く被　仰立被下置候趣、感涙の外無御座候、重々難有奉存候然とも、今度御登京の上、被　仰立候義、萬々一此機會御採用不相成候ては、往々水害難免、元來重大の事件、上下協同一致の力に無之ては、迚も速に成功に至不申、彌以當節柄御下金御差支の旨體認仕、下々におゐても、徒に傍觀仕居候筋は、素より無之は勿論、此儘打過候はゞ、又候昨年體の蒙水災候は眼前に立至り、既に當七月中、纔の降雨暴水押出し、堤防日夜盡力仕候得共、信濃川縁り猪子場村始三箇所迄、堤及破裂、數十箇村水患に沈、尙一層の疾苦を増加し、東西所々の破堤響緒向、鄕村數萬の人夫費用日々無暇、旁以心痛の餘り、見込の件々無腹臟、篤と評議仕候處、越後國內一般永世の懇願に候得共、金穀始繰出義、至當の盡力、私共乍恐御請合可申候間、追々御都合被爲在候迄、國內盡力繰出の義、更に御布令被下置度、右は御入費高百万兩餘の內、貳拾萬兩は後年の入用殘、り八拾萬兩御入用の處、猶

場取の工案可有之、其上八九分通は人夫賃に付、小前の者は正夫勤め、身元の族は出金方、倶に御手傳盡力仕、右入費高より減少可致、元來懇願に付、大業とは乍申、忽成就可仕義と奉存候、兼て御賢知被成下候通、當國は米穀の外、別段の生產も無御座候處、乍恐天朝莫大の御益筋は勿論、既に昨年上下の水損、凡五百萬兩餘、其他微細の算勘に至ては、尙幾百萬兩に及び、實に國民の得失存亡此一擧に歸著仕候に付、何卒前書の通り、御開濟の程、幾重にも奉願上候、萬一御開濟に不相成、此儘御差延に相成候はゞ、如何様申諭候ても、行屆申間敷、終に人心煽動、自然無辜の良民も刑典に處せらる場合に可至哉と、誠に以て不便至(懸)極歎ケ敷次第、深御汲察の上　知事様御發駕前、迅速被　仰立被成下置候はゞ、廣大の御救と重々難有奉存候、乍恐此段愚評以書付奉申上候　以上。

明治二巳年九月

用辨係　鷲尾　忠吾　印
同　斷　山際　郡司　印
同　斷　高橋　健藏　印
同　斷　佐藤嘉右衛門　印
同　斷　田中　新之丞　印
○同　斷　坂井平右衛門　印
同　斷　大矢　徐之助　印
同　斷　外山　敦四郎　印
同　斷　田中勘左衛門　印
同　斷　澁川仙右衛門　印
同　斷　柏　堆次郎　印
同　斷　佐藤　又市　印
同　斷　市島　謙之助　印
同　斷　吉澤　原藏　印
同　斷　田澤與左衛門　印
○同　斷　松澤　久兵衛　印
○同　斷　田巻　久藏　印
○同　斷　渡邊　舟平　印

○同　斷　中野勝次郎　印　　同　斷　石高惣右衛門　印

治　河

御會議所

尙記名上部の○印は當座用辨係被仰付、全く事業には關係無之者である

知事壬生基修挂冠

以上建白書に依れば政府は一旦分水施工を言ひ出したものゝ、王政復古日尙淺く、到底巨額の經費支出が困難でありその支辨に堪えられなかつたことが、此處に至つたらしいのであるが、越後府知事壬生基修も、大に鄕民に同情を寄せ分水中止の不可を縷々政府に向つて疏明に努むるところがあり、一面には政府財政の窮乏と他面民情の窮迫とに同情し遂に進退兩難の立場に陷り、責を引いて職を去るに至つた。

田澤等大阪に到り金策を住友家に議る

その後、上京の總代田澤與左衛門、高橋健藏、鷲尾忠吾の三氏が、民部省土木司へ頻繁に出頭して交渉を重ねた。翌三年正月民部省土木司は、總代等の意見を諒とし、總代等に命ずるに金策をなすべきをもつてした。依つて川澤、鷲尾の兩人は直に大阪に到り、住友吉左衛門を訪ひ、工費の用達を請うたが、事意の如く然諾を得るには至らなかつたが、政府は遂に各藩縣を會して、工費を次の如く支出すべく協議した。

金壹百萬兩　　分水費總額

内

金四拾萬兩　　朝廷御下げ金

金拾五萬兩　　全國々役金

金四拾五萬兩　　水害地高を參拾萬石と見積り一石に付壹兩貳分宛分擔

如上の標準割當即ち水害地分擔金四拾五萬兩について、利害關係の多寡により、藩縣總代間に議論沸騰して、容易に決すべくもなかつたが、民部省權少佑靑柳董平の斡旋によつて、七藩二縣八百三十餘箇村の等級を定め、支辨の方策を決し、爰に再び工事の開始を見ることゝなり、四月十九日土木司役員の出張となつた。尙又民部省測量司小林、三浦兩氏に依る測量は次の如くであつた。

分水口(大河津)から海濱(須走)迄四千七百二十九間六分

内

築堤を要する低地　　三千百四十七間五分

築堤を要せざる地　　七百三十三間五分

其他山間　　八百四十八間六分

國上村石湊で分水起工式擧行

かくて、愈々三年七月七日を以て、國上村石湊に於て、分水起工式を擧行した。各藩縣よりは人夫を出役せしめ、役員は事務を分掌して、夙夜工事の進捗に力めた。しかし工事は決して易々たるものではなかつた。山間八十餘尺の掘鑿箇所もあり、毎日一萬二萬と云ふ多數の人夫が土砂を運ぶの光景を見るとき、其困難は今日より見れば實に想像以外であつた。殊に土俗妖怪丁場(ばけものちょうば)と呼ばれ、隨つて掘れば隨つて崩れるといふ地辷(ちすべり)の難工場もあつて、この

工事の成功について少からず疑ひを抱くものさへあつた。然るに四年七月廢藩置縣、十月民部省土木司の廢止、大藏省に新に土木寮が出來、分水工事はその方に移管され、工費の支出がどうなることやら、大懸念を生ずるに至つた。これを好機に愚民を煽動して、會津浪人渡邊悌輔の一揆が起つた。

第二節　大河津分水騷動

人心恟々たる明治五年四月、渡邊悌輔を首魁とし、月岡帶刀を參謀とする一派と、西蒲原郡小池村八王子の川島九郎治を主班とする他の一派と、この二者が脈絡を通じて、前者は新潟縣廳を、後者は柏崎縣廳に迫つて、大河津分水工事の休止を強請しやうとした。世に之を大河津分水騷動又は渡邊悌輔の一揆など呼はれてゐる。この兩者の間には、騷動の目的について相當の差異のあつたことから、二者は單一のものではなく、各異つた別派であるとも見られてゐる。先づ川島九郎治には、二百箇條ほどの國政についての希望の要求があり、中には首肯すべき條項も見えるが就中彼が一揆叫合のために群衆に呼びかけた主なる四箇條の宣言は。

一、分水工事の中止。

二、寺社の除地を復す。

三、海外との貿易を禁ず。

四、租稅を省く。

以上であるが、同樣に渡邊悌輔、月岡帶刀の方にも、同じく宣言四箇條を揭げて、民衆を煽動したのに依れば、

一、政治は幕府の舊に復す。

二、佛敎は益々盛んにする。

三、租稅を輕減する。

四、分水工事の中止。

以上の如く渡邊の方では分水の中止を、宣言の最後に置き、明治新政府の政治を嫌つたことが彼の主目的である、しかも彼は分水希望の村々に到れば分水工事の促進を叫び、然らざる村々に對しては中止を說き廻つたとも言はれ、彼の主張には確固たる定見がなかつたとも云ひ得る。渡邊は舊會津藩士で、戊辰の役には彼は暴將佐川官兵衛の配下に屬し、各地で轉戰し、會津落城後は飄零の身の寄る邊を失ひ、初めは蒲原郡上條村に佗住居をしてゐた。蔵旬漫筆といふ書には

同書二月二十日の條に「會津浪士渡邊貞助（悌輔を貞助と書いたものもあるが、廣く悌輔が用ゐられてゐる）と申す酒狂の者、拔刀携ひ陣屋（三條町所在村上藩陣屋）へ切込み、大に騷動す。取次役本間忠太郎は股に手疵を負ひ引退、元方役解良五郎助は彼の腕を取りそこなひ、親指を切られ候へ共、進んで棒にて打合ひ、足輕松野某後より組伏、終に繩を懸く、糺明候處、更に遺恨等無之も、酒狂の上、前後忘却と云ふ申開き、據なく酒屋御掛合の上、二十四日御引渡し有之。右之者は槍術、柔術に達し、尤も川に立つ者なれども、酒亂故三度までも浪人致、今度も昨年京都にて女を召連れ脫走、裏館村目明(めあかし)

の宅に食客同様に成居候由」とあり。又「渡邊は其後何人かの要心棒として招かれ、加茂町に移り、同町大字上條に住居し、そこに道場を開いて劍道を指南す」云々ともある。

彼が刑場の露と消えた時は、未だ三十一歳の若さであつた。又彼の參謀役たる月岡帶刀は、蒲原郡月岡村淨照寺の末寺安正寺の住職知觀なるものであるが、新政に於ける神佛混淆の禁に對し不平を抱き、姓名を變じて月岡帶刀と改め、加茂新田なる入江市郎左衛門、西潟五郎七等の不逞の徒と語ひ居りしところへ、偶々渡邊と邂逅して茲に一揆の事を謀り、同志糾合の檄文を配布し、加茂、三條邊の愚民を煽動し初めたのである。他の一派なる川島九郎治は、同じく歳旬漫筆の記事では「八王寺村清右衛門二男某、小池村へ養子に參り、放蕩にて離緣致し居る者」とあるが、木下三左衛門なるものゝ言に聞き、平素の不平勃發して一揆に及び、同志の徒大助等と議し、和納、吉田、燕地方の農民を盛に煽動した。然し彼は分水工事の中止を第一に貫かんことを必死と期し、柏崎縣廳に至る間の行動も渡邊一派の如く、無辜を殺傷するが如き振舞はなかつた。殊に彼が連累十三人と法廷に牽かれたる時、自分は一塊の土を持たぬものであるが、百姓の難義見るに忍びず、此の騷動に及んだわけで、罪は私一人にあるもので、餘人の與り知るところでない。一命は覺悟の前なりと述べた。淺見と言ひばそれに違はないが、尚且つ男らしいところがある。

一揆渡邊派は、七日白根町の庄屋須藤與一郎方に宿泊し近村の村役人を呼寄せ、金錢酒食を強要した。古川村庄屋田澤與左衛門の長子田澤實人時に年二十一。父與左衛門は分水工事の主唱者でもあり、且つ用辨係をさへ命ぜられてゐる。是に於てか實人は彼等の宣言聞捨てがたしとなし、夜、同志數名と悌輔を訪ひ、陽に暴徒に伍するが如く裝ひ、悌輔の意中を探るに、こは容易ならざる大事なりと爲し、拂曉同志と結束して新潟に走せ急を新潟縣廳に告げた。縣廳にては新發田營所兵の出動を請ひ、豫め備ふるところがあつた。

悌輔、帶刀等は、それとも知らず八日午前八時頃白根町を發し、大野町に至り、此處にて川西勢と合し、入江、西潟を先頭に暴民之に從ひ、悌輔、帶刀之を指揮す。總勢五千を下らず、勢ひ甚だ猖獗である。縣廳にては、之が鎭撫のため先づ松平、南部の兩參事をして社寺係大道盈井及び坂井村庄屋荻野傳衛を隨ひ、百方慰諭に努めたが、猛り狂ふ暴徒は群衆の餘勢を驅つて、却つて兇器を以て抵抗した。兩參事は乘馬に一鞭して辛うじて兇刃を免れたが、大道、荻野は徒歩の事とて、終に彼等が亂鎗に非命の最期を遂げた。次いで出張した典事谷津春三、村上出張所長伊藤退藏の兩名も說諭に努めたが、一揆のために追ひ退けられ、谷津典事は落馬負傷した。とかくする中に一揆の先手は既に平島村に迫つた。折柄新發田營所から馳付けた一隊の兵士は、止むなく之に砲擊を加へた。(實は天空に向つて發砲したのであつたといふ)固より烏合の衆であり、善良の農民が多いので、一と支へもなく總崩れとなり、悌輔が如何に怒號制止すとも、蜘蛛の子をちらすが如く逃げ去つた。

是より先き、分水掛權少屬小宮山藤太郎、附屬松本九郎等は、白根方面に出張中であつたが、聽訟掛少屬神尾小太郎と、白根町庄屋須藤與一郎宅に邂逅し、敗退の巨魁悌輔等は必ず茲に逃げ來るなるべし、若し悌輔一人ならばこの處に於て召捕らんことを謀議した。果せる哉悌輔來り大音を擧げて門內に入り、障子を開いて入らんとする一刹

那、神尾まづ躍り出で〻彼に一擊を加へて額上に微傷を負はせた。續いて小宮山が擊たうとしたが、却つて悌輔のために面上其他に淺傷を負うた。悌輔も室内の樣子のわからないのと、疵の出血が夥しいので、其場を逃れて、頓がてとある路傍で疵の手當をしてゐた。折から配下の政之助なるもの〻來るに逢ひ、同行を求め、夜を冒して新飯田村に辿り著いたが、連日の疲勞に最早一步も進むこと能はず、路傍に積んだ刈蘆の中に入つて憩ひ居るうち、睡魔に襲はれ前後不覺に眠に入つた。政之助は窃に寢息をうかゞひつ〻、悌輔に一刀を浴びせた。悌輔刎起き政之助に向つて一太刀を酬ゐたが、既に兩人共に疲勞困憊その極に達してゐて、其儘その場に昏倒した。偶々追跡し來れる捕吏之を認めて、直に悌輔、政之助の兩人を捕縛した。尙共謀の月岡が消息如何にと云へば、彼は無双の足早で一日三十五里を走り得るとの噂があつたが、平島村に砲聲を聞くや否や、眞先に逃げ失せて、しばらく彼の蹤跡は不明であつた。縣廳では諸方に人相書を配布して搜索した。間もなく今の南蒲原郡鹿峠村で縛につき、その他の連累も次々に縛に就いた。

川嶋九郎治の一派は、同志大助等と謀り、しきりに和納、吉田、燕地方に檄文を飛ばせ、四月四日九郎治は大助と燕町に向し、大助に命じ漆山、道上、福島諸村を巡り、鐘を撞き、貝を吹鳴して、さかんに愚民を集めしめた。來り會するもの一千有餘人、先の四箇條の宣言を叫び、一隊を分ちて吉田町を經て寺泊町に向はしめ、自らは他の一隊を率ゐて燕を發して寺泊に至り、兩隊を此處に合した。途中柏崎縣吏の制止慰撫にも耳を藉さず、遮二無二柏崎に押入つた。知事は配下の吏をその旅舍に遣し、九郎治を初め、重なるもの十三人を抑留せしめた。群衆は之を聞いて周章狼狽各先を爭うて離散した。しかしこの派の行動は、先にも述べた如く、頗る溫和で僅に通過の途中に於て、渡部村で二三棟の人夫小屋に放火して燒失せしめたに過ぎなかつた。

右暴徒の裁判は新潟で開かれ、渡邊、月岡は梟首、川島は斬首、以下それ〴〵罪の輕重に依つて處斷された。此の暴動のため、人夫は多く離散して、一時分水工事は休止の止むなきに至つた。

第三節　分水開鑿反對とその廢棄

大河津分水については、白根鄕の如きは最も熱心なる主唱者であつたが、此の如き事業に對しても、各村の事情に依り相當反對の聲もあつたのである。即ちその反對理由とするところは、

㈠ 分水工事のため、立退をなさゞるべからざる、分水渠附近の諸村。
㈡ 分水渠の新堤の崩壞によりて、水害を蒙らんことを氣遣ひたる附近關係諸村の故障。
㈢ 比較的利害少き町村が經費負擔に對する苦情。
㈣ 灌漑用水の減少を憂ふる沿岸下流諸村の故障。
㈤ 賦課金と苦役とを併せて徵募せられ、苦情不平の村々。

以上の如き反對の不平の聲は、新潟縣會が初まつてからも、明治四十年の頃迄は、常に非治水派と治水派とが兩々鎬を削り、時には流血の不祥事さへ見たことがあつた程である。

新潟市及び外人工師の反對

殊に又根强い反對側として、新潟市のあつたことを一言して置く。分水に依つて信濃川の水量を、その方面に放流しては、比較的多量に土砂を含む泥水のみが流れ來つて、忽ち港口を壅塞するであらうことの恐れを抱いての反對であつた。

更に亦こゝに最も有力なる反對としては政府があまりに世論の囂々たるに鑑み、明治四年新潟港修築の議あるや、同年六月、工師アル・ヘンリ・ブラントンを派し測量せしめた、九月下旬一行十三名は來越した。ブラトンは新潟港の修築上、重きを信濃川流末の修築に置いて、河水を在來の水路から良導して、海面へ放流せしめることが最上策であり、之れがため、大河津分水を廢停することが肝要であると復命した。

それかあらぬか、ブラトンの復命後は大河津分水工事人夫の繰出方が日毎に減少した。水損村々の焦燥は次の歎願書となつて現はれた。

乍恐以書付奉歎願候

信濃川分水御經營の義、當六月中請負人富士野庄三郎と申ものへ御引任せ、九月中迄に成功の趣傳聞仕候處先般各請負更に御廢に相成候由、御趣意柄は承知不仕候得共、畢竟同人手因循より、御引放の上、一時に多人夫を募り、成功御取急の御趣向にも可有之哉に奉恐察候、頓て水通しに可相成と一同安堵罷在候處、其後何の所以に候哉、出夫追々減少、此節に至候ては一向少人夫にて、御場所捗り不申趣、粗承知仕、慨嘆至極に奉存候右は私共村々の義、年々多分の水損、御不益無算の次第は申上候迄にも無之、隨て御百姓前難立行場合に陷り、中には當年田方株絶えて、喰糧仕込を始め、諸上納物等難澁罷在候村柄も有之、且つ堤防向の義は、各御經營最も依賴仕、自然堤通手薄の場所も相見え候處、分水成功差後れ候內、洪水暴漲有之間敷とも難申、畢竟（不明）の憂患相免度、積年の懇願筋相開候上、猶速に御成功、國泰保民の基業被爲遂度よし、御仁恤より更御經費金等分課御說論に付、固陋の細民ども衣を賣り、御割金、兎に角上納仕、一日千秋の思をなし、渴望罷在候氣張も拔候のみならず、萬一危難破堤の場合に立至り候はゞ全く御經營御差延の責に歸著し、勤捨可仕は顯然と奉存候、然るに里正輩にて此儘傍觀罷在候ては實以人氣難取鎭、乍恐其節に至り、如何御處置可被成下置候哉、御都合柄をも不顧、過當の申分と可被思召候得共、下民の情實壅蔽難相成、聊無忌諱奉申上候に付、何卒下情御愍察以御英斷、孰とも速に成功御取急被成下置度此段結て奉歎願候　以上

諸區々惣代

明治四年辛未十月　　連印にて差上申候

御役所

越えて同六年、政府は更に雇工師蘭人イ・ハ・リンドウを派遣した。リンドウ亦新潟に於いて港を築かんために は、尋常の水位を存し、一滴の水たりとも他へ放流するの不可なることを論じ、大河津分水は新潟築港には、害あつて益なきことを復命した。

以上の如く、分水工事問題については、曩には知事壬生基修の掛冠の事あり、世論の囂々たるうちに渡邊悌輔、

川島九郎治の騒動が起り、更に亦當時に於て技術最も卓拔なる外國人工師等が新潟築港上大河津分水不可論を唱ひたので、政府は明治八年三月斷然分水工事の廢棄を命ずるに至つた。かくて明治三年七月起工以來、四箇年有餘の歲月を費し、工事は半ば進捗を見たのだが、殘念の事であつた。

信濃川治水會社と治水論

其後、政府は信濃川に護岸洗床工事を施し、治水策を講じたが、その效果は極めて微々たるものであつた。然るに明治十四年信濃川氾濫して、中、西兩蒲原郡の被害は頗る甚大であつた。玆に於てか田澤實入等は、奮然蹶起して白根町に信濃川治水會社を創設し、同志を糾合して專ら治水の方法について研究し、信濃川治水論前續二篇を著し、大に分水事業の必要を力說し世人を警醒した。

前篇は信濃川治水會社創設の前年、即ち明治十四年九月市島正內、須田勝十郎、田澤實入三人の名義で印刷され、當時の東京日々、郵便報知、新潟等の諸新聞は皆之を轉載した。その要旨は信濃川治水は、一に大河津分水路掘鑿以外・他に途なきことを世上に訴へたものであり、續篇は前篇出版後一年の日時を經過した治水會社成立の月に於て、會社の名義により印刷し、前篇に對する世評の主なるものを集めて、之に反駁を加へたるもので、堂々たる論旨と詳細なる調査は大に人を動かすに足るものがあつた。

信濃川治水論　前篇

水は人生に缺く可らざるものであるが、その害も亦恐るべきものであり、怒濤は大船を覆し、氾濫せる洪水は、堤塘を缺壞し、良田を荒蕪と化し、家屋を流し、人命を奪ひ去ることも尠くはない。然しながらよく其の性を極めて之を治める時は、素より天が人間のために與へた厚生の資たる可きものであるから鴻益の存することは云ふまでもない。

わが新潟縣は、信濃川、阿賀野川、中の口川、小阿賀、能代、五十嵐等の諸川が、越後平野の中央部を脈絡貫通して居り、灌漑運輸の便の大なることは、本邦中比類を見ないのであるが、春暖融雪の時、或は夏時霖雨の際には、暴漲せる洪水は堤防を破り、人家を侵し、稻田を沒却し、民產を蕩盡するに至らしめることは殆んど年々歲々のことである。而も諸川のうちで、災害の最大なるものは、信濃川、中の口川である。既往の歷史は中の口川は百年間に凡そ三十二回、信濃川は凡そ十回の破堤があつた。その損耗に至つては、小は拾數萬圓、大なる時は、實に數百萬圓に及んでゐるのである。玆に深くその原因を探究すれば、水源地の森林濫伐が、その素因をなしてゐることに政府も考へ及んだものゝ、森林は一朝繁茂せしめ得るものでなく、百年の後を待つ可きである。政府は信濃川の改修の功を急ぐこと玆に八年、未だこの改修によつて何等の効驗を見ることの出來ないのは遺憾である。若し信濃川、中の口川全堤の改修を完了したる曉には多少の効驗はあらんかなれど、改修開始以來八年の歲月を閱して全堤の十分の一に及ばず。此の如く遲々たる事業を果して吾人は傍觀し得るであらうか。

又、政府は曩に蘭人工師に、信濃川、中の口川の各所を測量せしめた時、同工師の復命に依れば、㈠河幅を廣潤にすること、㈡堤上超流（西蒲原郡横田村堤上より、信濃川の過水を超流せしめ、廣渠を通じて、復び寺池村及内野村より、信濃川と北海へ注がしむるの策）㈢堤防改築の三策を建言したとのことであるが、何れも賢明なる工師の見としては實行難の策にあらざれば、迂愚嘲笑に値すべきものである。